

## 令和7年(2025年)第2回ニセコ町議会定例会

令和7年(2025年)3月13日(木曜日)

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 一般質問

### ○出席議員(10名)

1番	高瀬浩樹	2番	大野幹哉
3番	高木直良	4番	榊原龍弥
5番	前原孝植	6番	小松弘幸
7番	斉藤うめ子	8番	木下裕三
9番	篠原正男	10番	青羽雄士

### ○欠席議員(0名)

### ○出席説明員

町長	片山健也
副町長	山本契太
会計管理者	藤志伸
総務課長	福村一広
総務課参事	森玲子
消防庁舎整備室長	黒瀧敏雄
企画環境課長	桜井幸則
企画環境課参事	阿南孝宏
税務課長	鈴木健
町民生活課長	富永匡
保健福祉課長	重森省宏
農政課長	中川博視
農業委員会事務局長	
農政課参事	長田陽介
国営農地再編推進室長	石山智
商工観光課長	馬淵由香

商工観光課参事	三	上	進
都市建設課長	橋	本	啓二
上下水道課長	石	山	康行
総務係長	佐々木	木	一茂
財政係長	浅井	井	理登
教 育 長	片岡	岡	辰三
総合教育課長	淵野	野	伸隆
総合教育課参事	阿部	部	信幸
こども未来課長	齋藤	藤	徹
学校給食センター長	三橋	橋	公一
代表監査委員	佐竹	竹	三郎
農業委員会会長	荒木	木	隆志

○出席事務局職員

事務局 長	加	藤	紀	孝
書 記	佐	藤	秀	美

◎開議の宣告

- 議長（青羽雄士君） ただいまの出席委員は10名です。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、6番、小松弘幸君、7番、齊藤うめ子君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（青羽雄士君） 日程第2、諸般の報告を行います。  
去る3月6日に予算特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果の報告がありましたので、報告します。予算特別委員会委員長に齊藤うめ子君、副委員長に高瀬浩樹君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。  
これをもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

- 議長（青羽雄士君） 日程第3、一般質問を行います。  
質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
6番、小松弘幸君。  
○6番（小松弘幸君） それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。  
今回は、外国人の子どもたちに対する日本語指導等についてご質問いたします。  
近年ニセコ町は、外国人世帯や外国籍の住民が増加しており、当然多くの子どもたちも含まれます。そのような家庭の中には、日常生活で日本語を使っていない家庭もあり、その家庭環境で育っている子どもには日本語を話せないまま小学校に入学するケースもあるようです。そういった子どもたちの中には、日本語を話せないために学校生活になじめず、学校へ通うことに抵抗を感じている子も少なくないと聞いております。  
町内にはこの4月からインターナショナルスクールが2校となりますが、たとえ外国人の子どもであっても公立学校への入学を選択する家庭は多いと推察しています。誰もが楽しい学校生活を送ることができるよう、日本語を話すことができない子どもたちへの日本語教育支援は重要な課題の一つであると考えます。子どもたちやその親御さんたちのため、また先生方もスムーズに授業を進められるようにするためにも、外国人の子どもたちへの日本語指導の取組についてどのように考えているのか伺います。  
○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご質問がありました小松議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、本町の各学校には地域柄もあって、外国にルーツがあるなど、様々な背景を持つ児童生徒が多く在籍しております。その数は増加傾向でございます。このような子どもたちの中には、議員ご指摘のとおり、日本語を話すことができず、学校生活になじむのが難しい児童生徒もいると認識してございます。教育行政執行方針でも述べさせていただいたとおりでございますが、多様な子どもたちがお互いを尊重し認め合いながら、日本語ができない児童生徒も安心して通学できる学校づくりが重要であると考えているところでございます。

日本語が必要な児童生徒については、一人一人の状況に応じた指導を行う特別の教育課程の編成や実施が可能となっております。現在、ニセコ小学校では、4人の児童に対し、このような個別の指導を行っており、北海道教育委員会からこの指導に当たる日本語指導教諭1名の加配配置を受けているところでございます。

教育委員会としては、日本語指導に当たる加配教諭の引き続きの配置を要請していくとともに、特別支援講師や国際交流員のほか、地域おこし協力隊など地域人材も活用しながら、家庭や地域とも連携した支援体制を構築していきたいと考えております。

また、現在、日本語指導教諭の配置はニセコ小学校のみとなっておりますが、中学校への配置も引き続き要請してまいります。

今後も、外国にルーツのある児童生徒一人一人のニーズに合わせ、きめ細やかな支援を行い、多文化共生社会の実現を目指したいと考えておりますので、引き続きご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6番（小松弘幸君） 昨年4月、日本語教師として初めて国家資格登録日本語教員が創設されましたが、特にニセコ町で活動している地域おこし協力隊の中には、現行の日本語教師の資格を有する、あるいはさらに上を目指して勉強中の隊員が複数人おります。隊員たちは、将来、自立の手段の一つとして、その資格を生かした仕事に就くことを目指しています。

自分たちにできることとして、外国人の子どもたちが不自由なくニセコ町で生活を送ることができるよう、子どもたちに基礎的な日本語を教えることで、お世話になっているニセコ町に還元したい考えを持たれています。隊員たちのその志を受け止め、日本語教育指導を強化し、整備することが重要であり、ぜひその能力を発揮してもらおうべきと考えますが、これについてお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） ただいまの小松議員からの再質問について、私のほうからお答えいたします。

まず、地域おこし協力隊の中に、ご質問の中で触れていただいた日本語教員の資格、この取得に向けチャレンジしている方が私の知る限りでも3名ほどいらっしゃるというふうに思っております。そのうち、ニセコ高校に配属されている地域おこし協力隊の皆さんについては、今、

高校も海外にルーツのある生徒が非常に増えている状況ですので、そういった生徒の日本語支援に当たっていただいておりますし、加えてニセコ小学校にも出向いていただいて、日本語指導のサポートを行っていただいている状況でございます。

児童生徒については、友達とのコミュニケーションや日常会話はできるものの、授業などの学習になるとなかなか理解が難しいという場合も多いと聞いております。日常会話については、子どもたち、吸収が早いので、一緒に遊んだり過ごしていたりする中で身につけていく状況があるかなというふうに考えているんですけども、学習で使う日本語の習得には、専門的な知識を持って指導に当たることが必要であるというふうに認識しております。そうした点から日本語指導の必要性は高まっておりますし、また有資格者による学校現場の支援というものは大変現場としても助かっているというふうに考えてございます。

こうしたことから、今後も安定的に専門人材が学校の日本語支援に関わっていけるように、体制整備について教育委員会としても考えてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6番（小松弘幸君） SDGs 17の目標の中には、質の高い教育をみんなにという項目があります。日本で生活する上では、やはり日本語を話せることが肝要です。学校は基本的に日本語で授業が行われますので、日本が理解できなければそれは質の高い教育を受けること以前の問題です。

今はまだ満足に日本語を話すことができない外国人の子どもたちも、その障壁が取り除かれることで授業の理解が進み、多くの友達とコミュニケーションを取ることができます。楽しい学校生活を送れること、親御さんが安心して子どもを学校に通わせられること、そして先生たちも授業を進める上での負担が軽減でき得ることも極めて重要です。

SDGsの観点からも、これらについて前向きに捉まえ、ニセコ町における日本語指導の制度が今以上に、より整備されることが必要不可欠です。ちなみに、道内の東川町では、2015年10月に市町村立として初の公立日本語学校が開設されました。ニセコ町教育委員会として先進地への研修を行い、当地の日本語教室空白地帯解消に向けてぜひ検討すべきです。

また今回、子どもたちへの教育を重点に質問いたしました。ニセコエリアで働く外国人スタッフも日本語をより理解することで、日本人観光客に対する対応もスムーズになると考えます。日本人スタッフが英語を習得して外国人観光客に寄り添うことができたり、また外国人スタッフを積極的に雇い入れることも重要ですが、併せてニセコで働く外国人への日本語指導についても日本語有資格者の活用を検討すべきと考えますが、これについて伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） ただいまの再々質問についてお答えいたします。

日本語指導が必要な児童生徒の数は今後も増加していくだろうというふうに教育委員会としても考えてございます。来年度につきましても、先ほど教育長から答弁させていただいた特別な教育課程を編成している児童生徒については、例えばニセコ小学校でも、現在は4人ですが、来年度は9人ということを見込んでございます。

子どもたちの国籍ですとか、それからその国の言葉、滞在期間などによって、子どもたちの日本語のレベルは本当に様々であります。そうしたこともあって、画一的な指導もなかなか難しい状況ですし、併せて特に近年は教職員も英語であれば割とできる教職員も多いんですけども、英語以外の言葉話す子どもたちもいるような状況でして、現場ではさらにきめ細かい対応が求められているかなというふうに考えてございます。そうした中で、今、議員から教えていただいた東川町の取組ですけども、日本語指導の体制を確保、充実していくために、教育委員会としても大変注目しているところでございます。教育委員さんも含めて、毎年研修の機会を教育委員会では持っておりますので、先進地の事例を学びながら、今後の体制整備について考えてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 馬淵課長。

○商工観光課長（馬淵由香君） おはようございます。

小松議員のニセコエリアにいる外国人スタッフの日本語指導についてのご質問のほうは、私のほうからお答えさせていただきます。

ニセコのエリアで働く外国人向けの研修として、小松議員もご存じかと思いますが、倶知安町と共同でニセコエリアの情報ですとか、日本のマナーやルールを教えるスタッフトレーニングと、交通安全を含めた日本の交通ルールと雪道の危なさとか、エリアでこういうところは事故が多いよといったようなドライビング講習を毎年11月から12月にかけて行っております。

また、このほかに、平成23年あたりから、ニセコ町の国際交流員がエリアにいる、国際交流員によって英語だったり、これは中国語だったり、やり方もその年によっては変わるんですけども、日本語講座というものを実施してございます。ちなみに参考までに、今年度は9月から11月に行って、毎週火木15時から16時半、約1時間半の短期プログラムとして実施しております。参加登録の人数は9人いたそうです。業種はスキーインストラクターでしたり、コンシェルジュなど様々な業種の方がこの中で受講していただいているところでございます。

また、こういった今後もこの取組を町としても進める中、大人向けの日本語教室については必要に応じて今後検討したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 補足でございますけれども、小松議員ご指摘のように、本当にこのニセコエリアは外国籍の方が非常に多くなって、ましてや英語以外の母語が増えているということで、我々としてもその辺りを含めて、直接日本語指導教諭等については道教委のほうに要請に上がったり、あるいは我々としても5年度は、そういった安平町の早来学園の取組ですとか、今年度は道外の東川高校国際教育、そして私自身も前から東川町の取組については大変興味があったので、今年、先ほど淵野課長のほうからも答弁させていただきましたけれども、ぜひそういった他の町村の取組を積極的に吸収、勉強して、本町の施策に反映していきたいと思っております。

また、一般の勤めている方のそういったことも、教育委員会だけじゃなくて商工観光課、あるいは今回ALTの増員とか、そういったことも進めているところでございますので、ぜひ議

員ご指摘のような取組を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 次に、2番、大野幹哉君。

○2番（大野幹哉君） まず、後志道延伸に向けて道の駅に向けた進展についてお聞きいたします。

1点目、町として用地の検討など、考えはありますか。

2点目、インターチェンジは町の玄関口の一つであるので、今後の町の産業に大きく左右することから、早めに取り組むことが必要と思うが、町長の所見はいかがか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） おはようございます。本定例会よろしくお願いいたします。

ただいまの大野議員のご質問にお答えいたします。

1点目のご質問につきましては、現在、道の駅の老朽化もあり、移転も含めて総合的に検討していますが、具体的な場所については引き続き調整を進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、2つ目のご質問ですが、北海道横断自動車道ニセコ・倶知安間につきましては、昨年7月に北海道開発局主催による道路計画説明会がニセコ町民センターで開催され、事業の概要の説明と併せて計画ルートの概要が示されております。

なお、これ以降につきましては、現在、特段の情報がないため、道の駅の整備とも関係することから、引き続き情報収集に努めてまいりたいとこのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 大野議員。

○2番（大野幹哉君） 再質問させていただきます。再質問は、1点目、2点目、内容がかなり同じ感じがしますので、一つにまとめて再質問させていただきます。

ある程度の図面で予定ルートというのは多分見えてきているのではないかなというふうに思っています。そのルートが決してニセコ町にそぐう、そぐわない、ここよりこっちのほうがいいよねというような部分が見えてるのかどうなのか、ルートの私はまだそこまで詳しく分かりませんが、この後志道も多分事業化が決まったにしても、この先、相当先の話になってくるのかなというふうに思っています。できるだけ、町の玄関口でもありますので、早めに検討委員会などをつくっていただいて、より意見を聞きながら、用地の検討だとか、そういったものを考えていったらどうかなというふうに思っていますし、そういうものを立ち上げる考えはあるのかということ。

以前、町長が砂川のオアシス、あそこの話を聞いたような気がします。建物の規模だとかそういうものは別として、やはりインターチェンジと一般道からもその道の駅とくつついたようなイメージなのかなというふうに私は感じておりますが、やはりそういった道の駅と併設した施設があれば、ちょっと今の場所から移転するとは思いますが、結構な用地を必要とするのかなというふうに考えています。

そういった候補地なども、まだ先のことはあって、まだ何も進展がないようではあります

が、やはり町長のイメージとして、ああ、ここの土地、行く行くはこういうふうにとっていけたらいいとか、そういうご意見があればちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） この高速道路につきましては、国交省の直轄事業ということで国の事業でありますので、町が用地がどうだとか、ここを通るとかという制度ではそもそもないので、そこは検討会等を立ち上げる予定はございません。

ただ、インターチェンジについては、町の要望を聞くということで進めておりますので、できれば以前、議会でも説明しましたが、国道5号と主要道道と、私たち大きな、現在ニセコビュープラザの場所というのは非常にいい場所でありますので、こういう機能を損なわない場所で、かつ駐車場はやっぱり今現在は全く狭いという状況でありますので、広い土地を確保していきたいというふうに思っております。

ただ、今現在、予断を持ってお話ししますと、これはやっぱりいろんな利害関係が出ますので、それについては具体的な調整が進んだ後に、また皆さんとも相談させていただきたいと思えます。

現在のニセコビュープラザにおいては、国の重点道の駅という指定と防災道の駅という2つの指定をいただいている大変北海道内にとっても重要な駅という位置づけをされておりまして、今、電気自動車の充電器も置くようになりますし、そういう面では防災の車椅子の屋根も、あれも国交省のほうで造っていただいたものでありますので、こういった機能も併せながら防災道の駅、それから重点道の駅の機能を高めたいと。その中で小樽開発建設部に対しては、北海道でハイウェイオアシスというのは今、砂川しかないんですね。あそこは両方から使える道の駅で、非常にやっぱりいろんな機能としては高いということがありますので、一応ニセコとしては、せっかくできるんだから砂川ハイウェイオアシスのようなものを検討したいということでお話をし、そのことについて議会の場で話してもいいというご了解をいただいておりますので、目標としては両方の国道、道道からもつながっていく、そして多くの皆さんが利用でき、そしてニセコの観光やまちづくりの発信ができる、そんなような先端的な道の駅にしていければという思いは持っておりますので、引き続きまた検討してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 大野議員。

○2番（大野幹哉君） 2点目の質問に移ります。

除雪請負金額の算定基準はどのようになっているのかということで、近年、気候変動を感じていまして、特に12月、1月、それなりの降雪はありますが、日中の気温がプラス気温もあり、積雪状態は減少傾向に感じております。特に3月の降雪は、ここ3年極めて少ない。12月から3月までの支払いの比率をお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ニセコ町におけるここ数年の降雪状況は、温暖化の影響もあり、1月から2月にかけてプラス

気温になることもあるというような状況でありまして、積雪量及び降雪量も減少する傾向というようになってございます。

除雪請負負担金というものの基準は、過去5年間の平均降雪量910センチのプラス・マイナス15%というものを基準としておりまして、12月、1月、2月、3月の均等に4回払いとなっております。降雪量には関係なく4回払いということになっております。降雪量が基準の範囲以外の場合は、最終支払いで10メートル47センチを超えると増額、774センチメートルを下回ると減額するというような積算基準となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 大野議員。

○2番（大野幹哉君） 再質問させていただきます。

過去3年間で、3月分の費用、それは予定どおり執行されているのか、また、その3年間の間で補正があったかお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 大野議員の再質問にお答えさせていただきます。

過去3年で特に設計変更という増額も減額もございません。また、過去3年の予算の執行状況についても変わらず、3月分についても変わらず執行しております。内容はこれでよろしいでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 大野議員。

○2番（大野幹哉君） 私、議員になって今2年目です。今年と前シーズン、冬の間、除雪のほうも実際してまして、その1年前、ですから、今年から考えると3年前の3月というのは、私は全然議会とも関係していなかったんですけども、記憶が確かであれば、その3年前の3月に除雪の補正があったというふうにちょっと感じておりました。

まあ、雪が降ったから除雪するのは当然なんですけれども、やはり降って何日か排雪をしたりだとか、そういった、降っていないけれども、そういう関連して除雪の費用というのは当然かかってくるのも承知していますけれども、今年、去年を考えてみますと、今年は今見てのとおり、3月は今のところ雪が降ってはいますけれども、除雪にまで至っている日はないと思っています。昨年は、3月は4日間、実際に除雪に出動しているという状況です。あとその4日間のうちの町なかであれば、場所によっては排雪もあったと思いますけれども、ニセコの除雪が倶知安町の町なかに比べても、大変よ過ぎる。悪いことではないんですけれども、多少サービスを、ここはすごく難しい判断だとは思いますが、今平均で11.5センチの降雪があれば降る、多少、9センチでも、これはこの雪は交通に支障が出るから除雪に出るだとか、国道がどうしても除雪が走っていると、それに連動して道道も走る、道道が走ると、それと町道が接続する部分があるので、町道の除雪も出るという。

規定どおりにはなかなかいかないとは思いますが、隣の倶知安の町なかから見ると、ちょっとサービスがよ過ぎると言ったらいいのか、ちょっと言葉はあれなんですけれども、やはり除雪のコストって、もうこれから先もずっとかかる経費というふうに思っていますし、どこをコストを減らしていくか。今言った4回に分けて支払いします、こういった場合は減額し

ます、こういった場合は増額しますというはあるんですけども、もう近年の気候でいくと、3月はもう除雪費があっても、本当に補正を組んでもできるような感じがしまして、であれば、もう2月までの部分をいっぱい予算に組み込む。であれば今までよりは予算が縮小できて、それはこういった行政でなかなかそういう組み方ってできないのかもしれませんが、そういうよ過ぎるサービス、悪いことではないんですけども、そこで町民が少しでも我慢をする。今日これだけ雪が降りましたけれども除雪来ていません、かといって車が走れないわけではない、そういったちょっと微妙な線があるとは思いますが、町民も我慢することも町の予算に対して必要だと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 大野議員の再々質問にお答えします。

サービスの件についてです。こちらはまず、非常にありがたいことです。ただ、サービスがよいと私も思っているんですが、年間40件以上のそれでも苦情が来るということで、非常に悩ましいところではあるんですけども、10年前と比べて確かに除雪の費用は大分上がっています。大きな点は、諸経費が30%アップ、除雪トラックの損料、使用料なんですけれども、それも1日に70%ももうアップしているのと、あと運転手の価格、1日の労働賃金も大体1.5倍ぐらいになっております。また、軽油も最近上がっていますので、10年前と比べて大体おおよそ30%ですね。

これらを踏まえて、こちらで何か経費を節減できないかということで、まず除雪は、通常の市町村のやり方でいけば、実績に応じて除雪トラックやショベルにタコメーターというのを設置して、その走った分だけ払うんですが、ニセコ町に関してはそうではなくて、ある程度この路線であれば、時速30キロで走ればこの時間でできるだろうというふうな設定をして請負にしております。そうしないと、雪がないときも多く走る場合があるので、あくまでもうちの町では請負という形にさせてもらっています。

あと、除雪の回数なんですけれども、これも大野議員もご心配しているとおり、年間でどれぐらい走っているかというのは大体、年間ちょっとずつですけれども、雪が少なくなれば変わってくるので、それらを目安にして除雪回数を減らして除雪の経費も節減するようにしています。

これらを踏まえて、恐らくまともに実績で上げれば、普通の除雪、今うちで発注している除雪の費用が多分2,000万円以上、多分高い金額になっていると思いますので、今後も、その辺を踏まえてなるべく厳正に積算するようにいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今、大野議員からお話がありましたが、なかなかこれは悩ましい問題で、今、私たちが喫緊の危機的な思いとしては、オペレーターがこのまま確保できるのかと。運転手の成り手がいないということがあります。

それから、以前実績でやったときもあります、雪が多いときはそれなりに稼働しますけれども、少ないときに、そもそも運転手さんの基礎的な、3月まで運転手さん全員押さえるので

払えなくなるということでトラブルを起こして裁判沙汰になっている市町村も過去にはありました。

そういうことを考えると、事業者の皆さんが安定的に冬場もやっていただくためには、一定程度の基礎的な経費を見ておかないと持続していかないということがあります。近年、特に雪が少し少ないのでサービスがいいようには見えるかもしれませんが、多い年は本当にすごい抗議のメール、私の家にもたくさん来ます。携帯電話含めて、何やっているんだというようなお叱りを受けるような状況でありますので、その辺の全体のところも、事業者さんの今後の持続性ですとかオペレーターの確保とか、そういったことも総合的に勘案しながら、今後とも取り進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 次の質問をお願いします。

○2番（大野幹哉君） 3点目の質問をいたします。

町道と町道の交差点の一時停止看板についてお聞きいたします。

町内に数多く町道と町道の交差点があるが、一時停止看板の設置をしていない箇所が数多くあります。一体その箇所は何か所あるかお聞きします。

また、真狩旧道線と近藤7線、こちらの交差点は看板がないが、周辺に分譲地もあり、移住者や外国人、建設業者などが優先道路が分からず危険を感じるとの声が周辺住民から聞こえております。これについて対応が可能かお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、町内にある一時停止看板のない交差点の数ですが、町道交差点の全体でも細かな道路もたくさんありますので、細かなところを含めた正確な数値は把握できておりませんが、必要と思われる交差点については、一時停止表示の設置に現在努めております。また、一時停止標識における英語表記の追加が必要というふうに考えている箇所につきましては、現在59か所になってございます。

2つ目のご質問ですが、一時停止看板を新たに設置する場合は、倶知安警察署、北海道公安委員会に要望することとなります。現在、英語の表記追加の要望をしているところではありますが、なかなか予算の関係等、要望が通らない状況で、大変時間がかかっているというような状況でございます。

ただいまご質問いただいた箇所の交差点につきましては、町として独自に注意喚起する看板などを設置していきたいというふうに考えております。その他の交差点についても、それぞれの状況を見て対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 大野議員。

○2番（大野幹哉君） 再質問させていただきます。

ぜひ、まちづくり懇談会とか、そういった地区地区で危険箇所がないか聞くなどして、安全対策してはと思いますけれども、それについてはいかがか。

それともう一点。昨年6月に一般質問で羊蹄連絡線の速度規制と大型貨物車の規制の点、進

展があったのかどうか、協議の結果はどうなっているのか、その点2点を質問いたします。

○議長（青羽雄士君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） 大野議員の再質問にお答えいたします。

交差点ですとか、いろいろスピードが出ている道路につきましても、随時私たちのほうでも危惧をしていますし、当然そういうところには看板ですとか、そういう設置をするということをやっていますけれども、ただ、なかなか全部に比べるとなかなか難しいものもありますし、看板の数がどんどんどんどん増えると、こちらでも管理がし切れなくなる部分もあるので、精度を高めて本当に必要なところに対してやりたいと思っております。

あと、2点目の質問ですけれども、大型の車の規制ですとかというのは、正式な要請とかはまだしていないんですけれども、ニセコの駐在所の所長さんとかとお話をしているんですが、なかなかその辺については難しいかなという形にはなっていますけれども、引き続きお話をし、規制ができるかできないというのも、あそこの交通事情を踏まえて何か対策等ができないかというのはやっていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの質問で、それぞれの地区でまち懇でも聞いて、それぞれの現場の声を反映してはということで、今後ともそのことは進めていきたいと思っております。

あと一点、羊蹄近藤連絡線については、既に我々の要望で設置しているので、今以上の規制は難しいというふうに回答を受けております。前にも議会で説明させていただきましたけれども、一番は地域から速度制限とか要望が出て、市街地もあったんですよね。それも倶知安警察署のほうから調査に来ていただきまして、40キロ制限をつけてほしいということだったんですが、市街地についてはそれは無理ですと。それは交通量調査をしたところ、40キロ制限をするほどの交通量はないというようなことで、今そういった規制ですとか看板設置は相当数厳しい審査があって、なかなか地方には回ってこないというような状況であります。

前にもお話しさせていただきましたが、信号や交通安全の施設を含めて、札幌の石狩圏が相当人口が増えたり、まちづくりが進んでいるということで、予算はそういったところに重点的に、交通量が全く違うので配分されるということで、なかなか厳しいというのが我々に対する回答でありますので、その点ご理解賜ればありがたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 大野議員。

○2番（大野幹哉君） 次の質問をいたします。

町重量車庫の屋根の塗装について。最後になります。

1点目、令和6年予算で屋根の塗装も含めた修繕予算がありましたけれども、施工していない理由をお聞きします。

2点目、建物修繕は適年を超え、翌年、翌々年に回したりすると傷みが増し、費用も膨らみます。ひいては塗装で済まなくなり、張り替えをしなければならぬと費用は何倍にもかかってしまいます。長寿命化と言っていますが、その点について町長のご意見をお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの質問にお答えいたします。

1点目のご質問でございますが、重量車庫のシャッターと屋根の補修を保険対応により実施する予定でございました。保険会社の査定により、残念ながらシャッター部分しか適用されないということになりましたので、そのため屋根の部分については本年度起債を活用して令和7年度の予算で実施することとしてございます。

2点目につきましては、大野議員おっしゃるとおり、年数がたつとさらに経費が増すということで、そのことは重々承知をして、何とか長寿命化のためにも早めにとりあえずというふうには思っておりますが、例年、予算全体の枠の中でどうしても1年先送りする、今年度は予算全体では無理だよということでは先送りしているのが、実は屋根については相当数あります。私も屋根とか壁とか、随時計画的にやりたいんですが、なかなかこの維持補修というのは国の補助金等もないような状況で、大きくやると起債枠の対象にはなりますが、本当は小まめにやるのが大事かというふうに思いますが、なかなか全体予算の中で先送りせざるを得ないのも、そういった面ではございますので、ぜひまたご理解をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 大野議員。

○2番（大野幹哉君） 再質問させていただきます。今の説明はそれで承知しました、その上で再質問いたします。

重量車庫を今一部貸していると思うんですけども、その賃貸料というのはどうなっているのかお聞きします。建物修繕は、10年に一回程度かかってくるようなものなので、その賃貸料とか、そういったものを少しでもあれば、その修繕費の補填をしていくという、そういった考えがあるのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 大野議員の再質問にお答えいたします。

一部貸している状態にはなっているんですが、その理由としまして、ニセコ町役場で所有している砂まきの車もございまして、こちらと一緒に貸しております。賃貸料につきましては、ニセコ町行政財産使用料の第5条に基づいて、公益性があることから使用料については減免しております、今のところは。以上です。

○議長（青羽雄士君） 次に、8番、木下裕三君。

○8番（木下裕三君） 通告に従いまして1件質問いたします。道の宿泊税導入についてです。

昨年11月から当町で導入開始した法定外目的税である宿泊税について、北海道も昨年12月の道議会で段階的定額制の条例案が可決され、26年4月から導入することとなりました。また、今回の条例案は定率制を導入した市町村が道税相当額を道に納付する場合、条例を適用しないという規定をぎりぎりの段階で追加した修正案となりました。このことを踏まえて、以下伺います。

1点目、来年4月からの道の宿泊税の導入に向けて、宿泊税特別徴収義務者となる町内の宿泊事業者は、当町と異なる段階的定額制の徴収を実施しなければなりません。2つの異なる定額

制が混在することとなりますが、道はどのように導入を実施しようとしているのでしょうか。

2点目、定率制を導入している倶知安町は、今回の追加の規定により宿泊税課税分を免除され、その代わりに率を2%から3%に上げて徴収し、道税分に相当する額を道に直接納付することになりました。このことについて町長の所見を伺います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの木下議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の質問ですが、北海道の宿泊税導入については、昨年12月の定例道議会で条例案が可決され、現在は総務省において同意のための協議が進められているところでございます。

なお、北海道の宿泊税制度は、倶知安町のように定率制を導入した市町村に対しては、条件付で北海道の宿泊税を課税しない適用除外という規定を盛り込んでおります。また、新聞報道にもありましてとおり、宿泊業の業界団体から不同意を求める要望書が提出されるなど、総務省での協議には時間を要するものと見ております。

また、北海道による適用除外規定に併せて、倶知安町では北海道の宿泊税収入見合い分の徴収などを踏まえて、税率を現在の2%から3%へ引き上げるための条例改正を、現在、倶知安町議会で審議されており、条例案が可決された場合は、改めて総務省との協議を進め、総務大臣の同意を得る必要があるということになってございます。以上のことから、あくまで北海道や倶知安町がそれぞれ導入や変更を目指す宿泊税制が、その目指す時期や内容のとおり導入されるものと仮定した上でのお話とさせていただきます。

まず、1つ目のご質問につきまして、議員ご指摘のとおり、本町と北海道の宿泊税は税額の区分や課税免除の規定などに違いがあり、このまま本町で導入された場合は、ニセコ町にお泊まりのお客様や宿泊事業者の皆さんに大きな負担が生じることは明らかだというふうに思っております。

一方で、制度の異なる宿泊税が既に導入されている本町に対し、北海道がどのように課税し、また町内の宿泊事業者の皆さんに対してどのように説明されるか、また、意見交換を重ねるのか、北海道から本町にまだ確かな情報というのは全く説明されていないという状況でございます。

ただし、先ほどお話ししましたとおり、北海道がこのままの制度で導入した場合、ニセコ町内で負担や制度の違いによる混乱が生じるということは思っておりますので、本町でも北海道の宿泊税条例が可決される以前から、様々な方面に働きかけを行ってきております。その成果の一つとして、今回の北海道宿泊税条例には、道議会が附帯意見を加え、市町村と制度の内容をめぐる対立が生じた場合、道は課税課題に向けて最大限の努力を行うべきという内容になっております。

そして、道議会の皆さんからも、北海道が協議に応じなかったり、課題解決に努力しなかったりした場合は、直ちに道議会に相談してほしいというような力強いご助言もいただいているところであります。

以上のことから、本町では今後も北海道宿泊税の導入に対し、本町の事業者の皆さん方が負

担や混乱を生じることがないように、様々な働きかけを行ってまいりたいと考えているところでございます。

2つ目のご質問につきましては、北海道は宿泊税の導入を急ぐあまり、定率制で導入済みの倶知安町との間において、両者間の協議や税の制度上で解決することができなかつたため、適用除外、すなわち倶知安町を道税の課税対象から外すという極めて変則的で、過去に例を見ない仕組みで決着をさせているところでございます。今回、北海道条例における適用除外という考え方は、税の公平性や地方自治、地方財政など、どのような観点から見てもなかなか理解しにくい点が多くあります。果たしてこの制度が本当に新たな税として新設が認められるのかどうかというのが現状で、私どもには分からないというのが率直なところであります。

そのため、北海道の宿泊税新設と倶知安町の税率改正が認められた場合、その考え方や制度の仕組みを改めて本町でも研究し、今後の社会情勢の変化などにより、これらの仕組みのほうに望ましい制度であると町民の皆さんにご理解いただけるような状況になれば、本町でも制度の見直し等の可能性はあるものというふうに考えているところでありますので、よろしく願います。

○議長（青羽雄士君） 木下議員。

○8番（木下裕三君） 1点目の、どのように道が導入しているかについて再質問させていただきます。

今、町長に答弁いただいたとおり、道から例えば事業者への説明というものもなく、今、既に宿泊客のお客様から徴収を始めている町内の事業者さんというのは、今後、道が宿泊税に関してどういうふうにしようとしているのかというのは、非常にこれを不安視していると感じています。

町長のほうからも市町村の再協議を道に求めていく考えというのを昨年12月とかに示されたというふうにも伺っております。先ほどそれで道議会のほうからも力強いお言葉をいただいたということは非常に心強い話ではあるんですけども、ただ、今までの道のほうの協議に応じないこの姿勢というのは、ちょっと僕は不安視しております。

例えば、今回の道の宿泊税に関して、徴収義務というのは、道の宿泊税を徴収する義務というのは果たしてニセコ町に今後あるものかどうか。これをちょっと伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） ただいまの木下議員のご質問に私のほうからお答えいたします。

先ほど町長から答弁がありましたとおり、私どもにまだあまり確かな情報というのはいただいているので、なかなかそこら辺を事業者の皆さんにお話しできていないというのも非常に心苦しいところがございます。

あくまでニセコ町の宿泊税と北海道の宿泊税、それぞれ地方公共団体が別なものとしてそれぞれの考えに基づいて課税をするものです。なので私どもとしても北海道の課税自主権を尊重するというお話を今までも繰り返させていただいて、それが導入されることを想定して、当初定率で導入を想定していたものを段階定額に変えたといった経緯もございます。

ただ、あくまで課税自主権というのは、税金をかけたいとかそういう話だけではなくて、それを自分の役所としてどのような体制でかけていくのか、徴収をするのかといったものも踏まえた上で制度設計をするものが本来の筋であるかと考えております。ですので、大前提としては、もちろん北海道が自主的にニセコ町内の宿泊事業者さんに対して説明を尽くして賦課徴収をする、それが本来の筋。

実際に法律でも、地方税法という法律がございまして、第20条の3というところに規定がございまして、道府県は道府県税の賦課徴収に関する事務を市町村に処理させてはならないという規定がございまして、本来は自分でやりなさいということですね。それで、その後続く文面がございまして、ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村が処理をすることができる。ある程度の条件を満たせば市町村に処理してもらってもいいですよという規定がございまして、それは何かというと、市町村が道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を処理することに同意したことということ、この同意すれば市町村にお願いをしてもいいですよという規定。北海道としては、恐らくこの規定をうまく活用したいと考えているかと思っております。

木下議員が先ほど指摘のあった義務かどうかといいますが、義務ではございません。なので、同意をするかしないかという部分です。

現在、北海道は令和8年4月、2026年の4月からの導入を目指して今進んでおりますが、それまでに道内で宿泊税を導入しようとしている、考えているのは倶知安町、ニセコ町、既にもう導入しています。あと、来月から赤井川村が導入するというので、道税の前に3市町村が導入になると。道が導入する令和8年4月には、今現在では15の市町村が同じ時期に合わせて導入をしようとしている。札幌市ですとか函館市ですとか、道内の主要観光地のほとんどがこの道庁と合わせて宿泊税を導入しようとしています。

実は、既に導入している市町村と一緒に導入しようとしている市町村、ここで集められる北海道の宿泊税の税収が恐らく半分を超えちゃうんです。市町村数としては178のうち18ほどなんですけど、ここで実際には主要観光地はほとんど宿泊税を導入してしまいますので、道税としては半分以上、半分近い宿泊税を導入する。そのやり方を先ほど申し上げた市町村との同意に基づいて徴収委任という形で北海道としてはお願いをしたいと考えているようなんですが、そこに対しての意見交換とか同意の方法とかという部分については、私どもとしてはまだちょっと不十分という形で懸念を抱いているということです。

仮に私どもが同意を受けるということを考えた場合、先ほど町長の答弁からあったとおり、現状いろいろと仕組みが違うままで導入してしまっただけでは、本当に事業者さんにもご負担を生じるので、同意を受けるといふ部分の協議のテーブルに臨む場合には、私どもとしては、ある程度ニセコ町、先行自治体としての税制を尊重いただいて、そこに歩み寄っていただくと。そういう部分の話合いがあっただけでしかるべきかなと考えておりますので、そこについての努力を今後も続けていきますし、何かはっきりした時点では逐一町内の皆さんにご報告して、意見交換を重ねていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 木下議員。

○8番（木下裕三君） そうしますと、同意に至らなかったというか、そういった場合、ニセコ町が道の宿泊税の徴収をお断りするというか、という可能性もあるということでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） 私のほうから今の回答を申し上げていいのかどうかちょっと分からないんですけども、そうはならないように今、議論を尽くすということで。それぞれ一昨年、皆さんに非常に難しい判断をしていただいて、私ども宿泊税を導入させていただきました。本当にいろいろその審議の間には、議員の皆さんの中にもそれぞれご葛藤があったかと思えます。ただ、いろいろ私どもとしても今思いがあって、この税制、段階も含めて、課税免除も含めて、いろんなそういう思いがあるので、それを道税が入ってきたからといって簡単に変えていいのかという部分、俗っぽく言えば、そのまちづくりに対しての心意気というか、そういった部分、町民の皆さんに対する信頼という部分でも、簡単に変えるというのはちょっとなかなか私どもとしては難しいと考えてますので、そこは議論を尽くしていきたいなと思っております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） これまでの経過としては議会にご報告させていただきましたが、なかなか道庁のほうで我々の意見は聞いてもらえていないということで、道議会にまで行って要請活動を行ったという経緯であります。

今後とも、道の考え方、実際に施行するまでまだ時間がありますので、どこまでニセコ町に歩み寄っていただいたり、自治の現場をご理解されているかという作業を一緒になって進めながら、できるだけまい形で、うまいというか円滑にトラブルがないような形での導入をしたいという思いはありますが、必ずしも徴収を受けるかと言われると、今現在はまだ何とも、道との協議の中で判断してまいりたいと、このように考えているところでありますので、よろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 木下議員。

○8番（木下裕三君） それでは、2点目の道税分の直接納付について再質問させていただきます。

今回の直接納付という今回の条例案の修正というのは、当町を含めて従来の定額制を検討していた市町村にとって非常に衝撃的というか、インパクトのあった変更だったかなというふうに思っています。

先ほど町長のほうからも、今回のこういったものが認められた場合、考えていかなければいけないんじゃないかということもおっしゃっていただきましたが、以前、議会で説明を受けた際に、2%の定率制のときの想定税収というのが約1億9,000万円だったと記憶しています。今年度の予算で計上されているのは1億2,000万円で、その差が7,000万円とあります。これは非常に大きいのかなと。

また、定率制というのは、もちろんこれも、今までのご説明の中でもいただいていたのですが、今、ニセコエリアの宿泊料金も年々上がっていくような状況で、この上昇にもスライドすると

ということと、あと、もちろん法定外税なので、地方交付税の増減を気にせずに徴収できるという、もちろんそういったメリットもあります。

当初は、道が段階的定額制となるために、事業者の負担を考えて、当町も定率制から段階定額制というものに急遽変更したというものもありますが、実際、例えば今回、認められたというか、今回の総務省の同意が下りた場合、例えば道条例の追加の規定によって、この道税分に相当する額を町から道に直接、要は町から直接道にやるということになったら、要は事業者さんにとっては2段階の定額制でやっているよりも1本の定額制で済む、要は事務的にも非常に負担が少ないということがありまして、これは多分事業者も、そうであれば一番楽だなというふうにきっと皆さんも思っております。

これらの経緯を踏まえて、先ほど町長のほうでも、今回の件が認められた場合はちょっと考えていかなきゃいけないということにおっしゃっていましたが、改めてちょっとそのお考えを伺いたいと思います。

ちょっと言葉足らずでした。定率性に変える可能性があるのかということです。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） 私のほうからお答えいたします。ちょっと立て続けに私からお答えしていいのかどうか分からない、ちょっと領域もあるかと思うんですけども。

木下議員がおっしゃるとおり、現場の負担感というところで、2つの制度で計算をしなきゃいけないということと、全部1つでまとめたいというのは、もうおっしゃるとおりで、まさにそこは定率であろうが定額であろうが、一つの仕組みで賦課徴収、計算をするというのがやはり望ましい姿かとは思いますが。

いろいろその定率制で道税見合い分を北海道に納めるということが、様々な面からちょっと私ども役所の人間にとっても、ちょっと本当に正しいこととしてどうやったらできるんだろうというところがありまして、段階定額というのは1人1泊幾らという税金の仕組みです。定率制というのは宿泊料金、人数とか泊数とか関係なく、料金に対して単純に2%を掛けているんです。それを1人1泊幾らに計算を改めて、どうやって北海道に納入するのか。実際にそれは納税者の皆さんは道税としても納めるということを承知なんですけれども、それが果たして本当に税として正しい金額になっているんだろうかという部分が、もう大前提としてちょっと難しいところがあります。

なので、ちょっとそういった部分もあって、定率制がいいのかどうかというところは難しいんですけども、大前提として、繰り返しになりますが、事業者の皆さん、納税者の皆さんに理解がちゃんとしていただけて、負担が軽くなるという制度が、定率がベストなのかベターなのか、もしくは違う定額制の考え方がいいのか、そういった部分もずっと踏まえながら、そこはきちんと想像力を働かせて、皆さんのお声も伺いながら柔軟に制度を変えていきたいと思っています。

税というのは、何となく走ってしまったら、これしかないというふうに、もしかして捉えられることも多いのかもしれませんが、私どもの考え方としては、税は経済活動に追随していく

ものですので、経済活動と同様に税は生き物です。実際に地方税法は毎年法律が改正されます。なので、地域の事情に応じて私どもの宿泊税制も柔軟に対応していけるような体制を整えておくことが一番大事なのかなというのが担当部署としての思いでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 条例の中に、5年後に見直すという規定がありますので、今の私ども議会でご審議いただいた条例をしっかりと動かしていきたいと。その中で道とも協議しながら、事業者の負担ができるだけ少ないような形で動かしていきたい。その上で経過としては、可能性としては様々な可能性があるというふうに思っています。

例えば、私たちは今、目的税ということで進めていますけれども、これを普通税に変えるという手段もありますし、原因者負担というのを明確にして普通税に変えていく。一部もう既に普通税で検討を始めている市町村もありますので、そこも踏まえて、この5年の間に熟度を上げて、ニセコ町が本来将来的にあるべき税制というのは引き続き検討してまいりたいとこのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 次に、7番、斉藤うめ子君。

○7番（斉藤うめ子君） 緑の党、グリーンズジャパンの斉藤うめ子です。通告に従いまして6件質問させていただきます。

1件目、次期町長選挙への意向は。

町長に伺います。現在4期目の町長の任期もあと半年となりました。任期満了に伴い、次期5期目となる町長選挙に向けてのご意向を伺います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

次期町長選挙についてのご質問ですが、私の任期自体はまだ6か月、もう大変長い月日がございます。毎日毎日が課題解決の日々で、今回、令和7年度の当初予算を議会に提案させていただいている段階で、お答えできるような状況ではありませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） この質問に対して、この場で今、町長がおっしゃったように、答弁していただかなくて結構なんですけれども、確かにまだ6か月あります。ですから、その間に状況を判断しながらされたらいいかと思えます。

ただ、私もこの質問をつくる、出すことに関して非常に現職町長に向かって失礼ではないかとか、取り下げるようにとか、いろいろとありました。けれども、今現在、このような大きな、町長、日々もうその対応に大変な状態で考える余裕がないとおっしゃったんですけれども、過去最大の100億円を超える予算を立てられて、そして大きな事業が重なっております。これに対して、やはり町民の方も、どうされるのか、やはり知りたいという気持ちがあって、町長に質問していただきたいという要望がありました。それで、させていただきます。町長もおっしゃったように。ゆっくり考えていただいて結構だと思います。

それで、町長としては、こういう今、大事業に道筋をつけてきた、今そのスタートラインにこれから立とうとしていらっしゃるわけですね。ですから、もう、やはりこれからどうなるか、1期、2期、この事業の成果を見届けたいというお気持ちがあるのではないかなというふうに思っています。また、もしどなたも町長選に出られないということがありましたら、代わる人がいない場合は、町長もその時点でお考えになるかと思えますけれども、またそれについては町長はどういうふうに考えられているのか、もう一回お聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

町長のその答弁で、もうきっちりとの確な答弁いただいたのではないのでしょうか。ですから、次の質問に移っていただきたいと思えます。

○7番（齊藤うめ子君） それでもう一つ、恐れ入ります、町民からの声もちょっとお届けしたいなと思っています。

○議長（青羽雄士君） 声と質問は全然違います。

○7番（齊藤うめ子君） はい、分かりました。

○議長（青羽雄士君） お願いいたします。

○7番（齊藤うめ子君） では、次に参ります。

2件目。70歳以上の高齢者にはこっとBUSの利用を無料に。

2025年1月のニセコ町の年齢別人口調べによると、65歳以上は1,285人、70歳以上は1,026人、75歳以上は700人となっています。70歳を過ぎると運転免許証を返上する高齢者が増えていきます。しかし、それに代わる公共交通手段として、現在、町内にこっとBUSがあるのみです。高齢者はますます外出する行動範囲が狭まり、回数は減る一方です。せめて、こっとBUSを70歳以上を無料化することで、心身共に利便性が増し、健康寿命を延ばす要因になるかと思えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

デマンドバスの利用状況につきましては、行政報告でお知らせしたとおりでございますが、年代別の利用状況のデータはございません。高齢者の方から料金が高くて利用できないという声自体はあまり多く聞いておりませんが、寿大学の意見交換の中では、綺羅乃湯に入る場合、片道200円、綺羅乃湯100円、帰り200円という500円かかるということで、このデマンドバスを100円にしてほしいというようなお話は、毎回の寿大学の中で伺っているところであります。

デマンドバスの現状につきましては、一番はやっぱり利用者の要望とか利用したいことに対して車両が不足しているということも一つあるのではないかというふうに考えております。一方で、齊藤議員ご質問のデマンドバスの無料により健康寿命を延ばすというご意見については、なかなか因果関係は明確ではありませんが、ただ、やっぱりご高齢の皆さんにとって移動の自由を確保するというのは、やっぱり健康とか生きがいとか、そういう面では大きいのではないかというふうに考えておりますので、今後、これまでも議論の中で200円という料金設定をしてきましたので、ニセコ町地域公共交通活性化協議会などを含めて、年代別の料金分けというの

は可能かどうかも含めて調整してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） 再質問させていただきます。

にこっとBUSの年間の運賃収入というのは、昨年度の今、確かなデータはないんですけども、運賃収入というのは年間260万円、もっと知りたいことしの仕事で260万円になっているんですね。今、年齢、年代別の人数を申し上げたんですけども、それは把握はできないけれども、この70歳以上の方々が利用したとしても、本当にそんなに負担にはならないんじゃないかと思っているんです。

これを無料にすることで、さっき申し上げたように、さらに一歩外に出たい、利用してみたいという方も増えると思うんです。ですから、先ほどまちづくり懇談会で100円にしてもらえないかとかという話がありましたけれども、仮に無料にしても、それほどの財政的な負担にはならないのではないかと私は思っています。ですから、これを無料化することで、もっともっと気持ちよく外に出るようにしていただきたいと思っておりますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず経費、予算的な面からご説明いたしますと、令和7年度の予算ベースでは、運行経費につきましては約4,000万円程度がかかってございます。これにプラスして教育委員会負担の分もございしますが、それを合わせましても4,100万円程度と。運賃収入は、今、斉藤議員がおっしゃられたとおり、大体260万円程度を見込んでございます。これは大体、例年これぐらいな金額と見込んでございます。

それ以外に国からの補助金というのが、令和7年度でいうと290万円ぐらいございます。実質、町の負担としては現在3,500万円程度というのが令和7年度の予算の仕組みになっているところでございます。

それで、斉藤議員がおっしゃられる高齢者の部分、特に70歳以上の部分について無料にしたら全く、全くというか町の財政には影響ないんじゃないかというところは考え方かとは思いますが、一番のおっしゃられている高齢者の健康寿命を延ばすといった点につきましては、私ども考えるに、ただデマンドバスが無料にすることだけではなく、それに付随したいろんな仕組み、仕掛けづくりも必要なのかなと。その部分もセットで考えていく必要があるのかなというのと、最終的には町長からも申し上げたとおり、ニセコ町のこの地域公共交通協議会というところでの検討というのもちよっとさせていただきたいなと思っておりますので、その辺を含めて、今後のいろいろ高齢者に優しい町というところも踏まえた上での、今後の検討にさせていただければなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） 先ほど、にこっとBUSを年齢別に利用していることはまだ把握で

きていないとおっしゃったんですけれども、これはぜひ私は調査していただけないかなと思っています。70歳以上といっても、まだ運転していらっしゃる方も多し、その幅を見ると、そんなに、何人ぐらい利用することになるのかなという思いがあります。これはぜひ、手間にはなるかもしれませんが、それを何人ぐらいが、もし無料化したときに、どれだけの負担がプラスになってくるのか、そこをぜひまた調べていただきたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） 現在のデマンドバスの予約の方法が電話での予約ということで、ちょっとその電話のたびにあなたの年齢はと聞くこともできないもので、ちょっと現段階ではこの年齢別というのを正確に把握する、データ収集するというのはちょっと手間というかがかかるのかなというふうに思っているところでございます。

今後、ウェブでの予約も受付するときには、例えばそういった予約するときに項目を入れるということも可能かなというふうに、ちょっと今すぐやるということはお答えできないですけれども、多分そういうふうな予約の取り方になると、年齢の把握というのも可能、しやすくなるのかなというふうに思っておりますので、そこら辺も含めた今後の対応ということを検討させてもらえればなというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） では、3問目に移ります。n i c o C A R Dの経済的効果は。

最近の急激な物価高騰への支援対策として、全町民に1か月間という短期間限定、1月17日から2月の16日の1か月間でニセコ町ギフトカードが1人5,000円分をゆうパックで送付されてきました。この事業が町民にとってどれだけの経済的効果になったのか、以下3点を伺います。

1番目、年度末の2月に1か月という短期間限定にした理由は何でしょうか。

2番目、物価高騰対策として1人5,000円の支援額の根拠は。

3番目、物価高騰率の支援割合は。以上3点について伺います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の利用期間でございますが、年末は各商店の大売出しや綺羅カード会主催の歳末感謝祭イベントと重複することから、店舗での作業増が想定されるということで、1月中旬から1か月間とさせていただいたところでございます。また、この交付金に係る事業予算は、令和5年度からの繰越予算として計上されており、制度上、年度内の支払いが必須であり、精算に係る手続なども考慮して2月中旬までの利用期間としたところでございます。

2点目のご質問ですが、財源となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の配分額がニセコ町は2,408万8,000円というふうに国から示されており、町民5,100人で割り返した額を交付額として決定したところでございます。

3点目のご質問につきましては、国からの配分額を地域内で循環し、経済活性化に活用することとしたため、具体的な支援割合などの設定はしてございませんが、2,341万2,131円が町内

で使われ、家庭においても地元商店街の消費に店舗等の売上げ向上といった効果があったものというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） 確かに今、この物価高の中で5,000円という金額なんですけれども、皆さん、この利用率、非常に高かったということでちょっと安心したんですけれども、期間が短いからみんなで忘れないようにという声かけがあったということもあります。

それで、この5,000円なんですけれども、確かにもらわないよりはましで、ありがたいかもしれないけれども、どれだけの、毎日私たち食べていかなければ、ほかのものを減らしても食べていかなければ生きていかれませんから、主に食料品に使ったのかなと思っていますけれども、この5,000円というお金が日々の生活の中でどれだけの率、私もカードをいただいて、忘れないようにすぐにお買物に行って、2日間で、3人いますので7,500円ずつ、ほぼ7,500円ずつ使いましたけれども、普通5,000円という、材料費、食材費、1日2,500円、今何でも高いですから、大体2日分ぐらいか、個人差はありますけれども、そのくらいになるかなと思うんですけれども、他の自治体では、さらに自治体の判断で、それにもう少し足したところもあるというふうに聞いていますけれども、ちょっと5,000円はあまりにも寂しいかなという思いがあります。

今も物価高、高騰は続いていますので、本当に買物に行っても高くて諦めて帰ってきたり、少なくしたり、非常に厳しい状態です。そういう状態で、もうこれからはニセコ町としてはさらに追加のことは検討されないのでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えしたいと思いますが、物価対策が大変重要だというふうに思いますが、町の財政の中から、言ってみれば、そういう支援をするというのはなかなか厳しいなという感じはしておりますので、現在、国のほうでもいろんな物価対策を検討しているということでありますので、そういったものがあれば、適宜敏感に反応して取り進めてまいりたいと思いますが、町でさらに上乘せをしてまた配付するというのは、なかなか財政の将来性も含めて厳しいものというふうに私は考えているところでありますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○保健福祉課長（重森省宏） 支援の関係のところで、情報として1点、私のほうからお伝えさせていただきますと、今、国のほうで、令和7年度の町の予算でも繰越しで提案させていただいているんですけれども、非課税者に対する給付金というのも7年度の予算にありまして、3万円の給付をするという支援のほうも7年度にスタートします。あと、お子さんがいればプラス2万円という制度になっていまして、そちらのほうで低所得の世帯のほうについては支援をするという制度もありますので、1点ちょっとご報告させていただきます。

○議長（青羽雄士君） 次の質問をお願いいたします。

○7番（斉藤うめ子君） 4件目に行きます。ニセコ町の医療体制はこのままでよいのか。

高齢化が進む中、人口5,000人のまちニセコ町には民間の診療所が1か所しかありません。医師も1人体制です。人口がニセコ町より少ない近隣の町村でも、町村営の診療所があり、医師も二、三名体制で対応しており、診療所によっては日替わりで複数の診療科の医師が担当している診療所もあり、送迎をしている自治体もあります。

体調が悪くなったとき、高齢者はニセコ医院以外に倶知安厚生病院に行くか、近隣町村の診療所を利用するしかありません。決して近くはないので、送迎が可能な方しか受診できないのではないのでしょうか。いざというときは多少の迷いがあっても救急車を呼ぶしかないのではないかと思います。現在のニセコ町は、高齢者が安心して暮らせる町と言えるのでしょうか。今後、ニセコ医院を充実するために医師の増員が必要ではないかと思いますが、町長に伺います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、ニセコ町唯一の医療機関、歯科を除いた医療機関ではニセコ医院というのは長年本町の第1次の医療の受入れ機関として診療を担っていただいているところでございます。ニセコ医院の医師の増員をとのご質問であります。常勤の医師を配置するには多額の費用を要することであり、日夜ご尽力いただいているニセコ医院におかれましては、独立した医療法人としてのその意向により決定されるものであるというふうに認識をしているところであります。

また、ニセコ医院は、現在に至るまで、本町の傷病者が治療を受ける最も身近な医療機関として、内科や外科、小児科、発熱外来など幅広い診療を受け持つだけでなく、可能な限り院外への往診なども実施していただいております。本町の医療を献身的に支えていただいております。

また、常勤の医師が業務のため不在となる場合につきましては、代理の医師を札幌から出張してもらうなど、本町の医療体制の維持に大変な配慮をいただいているところでございます。町では、これまでもニセコ医院が導入した医療機器に対する維持費への補助などの支援を行っており、今後も引き続き町民の皆様の身近なかかりつけ医として町の医療を支えてもらうよう、積極的に支援を続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） 先日、ニセコ医院の先生とお話しさせていただきました。まだ先生はお若いので、これからまだ10年は頑張れるということをおっしゃっていましたが、ただ、本当に1人体制は厳しいものがあるというふうにおっしゃってました。やはり、これはお金の問題なんですね。医師を1人増員するということは費用がかかります。でも、ニセコ町、今申し上げたように、やはり安心していくには、お金はかかるかもしれないけれども、どのくらいお金がかかるのかということもちょっと伺ったんですけども、それは規定があって、こういう先生の場合はこれだけとかという何か決まりがあるので、もう1人増員されるようなことになると、皆さん高齢者の方も安心してニセコ町で受診もしやすくなるのではないかなと思いました。

そして、ニセコ町のニセコ医院には結構お子さんもたくさん来られているんですね。病院のほうで見かけました。ですから、やはり町民にこんなに親しまれている病院なのか、診療所なのかというふうに思いました。もう少し充実することを今後検討していただきたいなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 現在、河合先生に大変なご尽力をいただいておりますが、河合先生のご意向なども伺いながら、今後、体制等について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 次の質問に行きますか。

○7番（斉藤うめ子君） 4件目、ニセコ高校の10年先の未来をどのように予測していますか。

教育長に伺います。年々少子化が止まらない中、ニセコ高校は2026年度から全日制総合学科に移行し、全国から定員数70名の生徒募集をする計画を決めています。募集定員をこれからも維持できるのか、現段階での予想は難しいかとは思いますが、改めて未来に向けてニセコ高校の構想をどのように抱いているのか、教育長、町長にも伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答え申し上げます。

ニセコ高校の構想についてでございますが、まず令和5年度と令和6年度の出願状況について申し上げたいと思います。現在のニセコ高校は定時制の農業学科ですが、新しい高校の教育活動を先取りして実施しており、定員40名のところ、5年度は45人、6年度は61人の出願がありました。結果として定員を充足しておりますが、今年度については多くの生徒が不合格となると、そういう状況が発生してございます。

このような状況を踏まえて、令和8年度開校予定の新しい高校は、定員を70名とし、受験しやすく、進学や就職にも対応できる全日制的進学型単位制総合学科の魅力ある学校を目指しております。人づくりはまちづくりの視点が大切でありますので、ニセコ町のまちづくりと連動した人づくりを基本として、新しい学校づくりを推進してまいりたいと考えております。

ニセコ町の発展に寄与できる人材育成を目指しております。そのため、最高目標としてシビックプライドを持ったグローバル人材の育成を掲げ、起業家教育と国際教育を柱とする特色ある高校を目指しているところでございます。

10年先の未来予測ですが、当面10年間は出願者が定員を超える状況であると予測してございます。30年先を見越したとしても、定員の8割を充足していると予測しているところでございます。以前、議員の皆様にもご説明しました財政シミュレーションもそのように設計しているところでございます。

議員ご指摘のように、全国的に少子化が進み、定員数を確保することは容易でないことも予想されます。中学生が進学先を決めるに当たり、受験倍率や近隣高校の動向にも影響を受けるため、毎年定員数を確保できるかどうかは厳しいところも予想してございます。

いずれにしましても、これまで同様に学校説明会などを開催し、新しいニセコ高校の魅力を

伝え、地元の中学生、保護者はもちろん、全国、全道から選ばれる高校を目指していく必要があると考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

町村長の集まる機会も多いわけでありますが、その中でも地域に高校があることの価値、それについてはいつも話題に上ることが多くあります。高校があることによってにぎわいやUターンへつながっていくこと、また、人口流出抑制効果、それから地方創生上も、例えば島根県の隠岐島前高校、北海道ではおといねっぶ美術工芸高校、町立の大空高校などが優良事例として紹介され、話題に上っているところでございます。

ニセコ高校は、地域課題を解決する、また、地域との結びつきを大切にする学校として活動されておりまして、本町でのまちづくりの中核的役割を担う高校として、引き続き教育委員会の取組を通して支援をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） 今年の全道の出願状況から、定員割れが8割から9割定員割れになっています。近隣町村の高校は統廃合も予測されるのではないかと私は思っています。そうした中で、町立ニセコ高校は定員数の倍増と、70名、来年から全日制の総合学科をスタートさせるわけですが、以前、全国の総合学科を調べたことがあります。今回は道内の公立高校の出願状況一覧を見てみたんですけれども、今回、定員数が、総合学科という単位制の単位を集めていくということは、これを見てみますと、定員数が少なくとも100名以上、200名とか300名の生徒が集まる総合学科は当然倍率も高くなるし、非常にうまくいっているんですね。ところが100名以下、特に40名とか50名とか、中には80名とか、ニセコ町と同じような人数を集めている単位制の総合学科というのはかなりの定員割れしていて、5割から中には7割程度の人しか集まっていないということが個々にありますけれども、当然、小さい学校になると教員数も少なくなりますし、選べる単位も少なくなる。そしてまた生徒もそのせいか集まりづらくなるというのが現状なんです。

それで、これから10年ぐらいは定員数が集まるという自信を持っておっしゃってくださいましたけれども、この70名という、今までと比べたら倍増して、先生も倍近く来ますけれども、微妙な人数じゃないかなというふうに私は思っています。

もしも、募集人員の倍率が、これはもう少し何年間か様子を見ないと分からないかもしれませんが、非常に募集人員が高くなってきた場合に、定員数を今後さらに増やすこともひょっとして視野に入れているということはないでしょうか。また、定員数が割れた場合、その両方からのシミュレーション、今、教育長はこれからどんどん、10年間は予測している、定員オーバーする、生徒が集まることを予測しているというふうにおっしゃったんですけれども、もし、その両面からどれだけシミュレーションをしているのかなということをお伺いしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） ただいま70名という微妙な定員だということですが、本来であれば高校は40名定員で、2学級であれば80名なんですけれども、そこまで増やすことが将来的にも私は厳しいということで考えていました。その中で学級定員を増やすということは、生徒がたくさん来て、活性化もあるんですけれども、教員の数も増えると。そういう中で、今、小中学校は35人学級が1学級ということなんで、将来的には私は高校も35人というふうになることを想定した上で、2学級、最終的には70名という、そういう判断をしたところでございます。

また、実際にこの定員数については、ほかの学校もそうですけれども、定員が割れたからといって定員をどんどん減らすという状況でもないですし、私としても今この70を人が来たからどんどん増やしていくという、そういう考えはございません。

議員も以前ご指摘のように、小さい学校でもしっかりやっている学校もあるという、そういうお話もありましたけれども、私自身はやはりニセコ町のニセコ高校としては、この70名をしっかりと維持することがニセコ町の活性化にもつながり、ニセコ高校で育った子どもたちが将来大学や、あるいは就職して、ニセコにまた戻ってくると、そういうようなことを考えると、大変、ニセコ高校、今70名に議員の皆さんのご了解をいただいて増やして、今61名ということで、来年初めての70名のところで募集するわけで、ぜひこれまで、地元の中学校はもとよりですけれども、地域みらい留学の制度も議員の皆さんのご支援で実際に実施させていただいておまして、もうこれだけの少子化が進む中では、もう地元だけではどうにもならない。その中にはそれぞれの学校が、それぞれ町村がしっかりとその高校の存在意義を認めて、そこにきちんと投資する。そして活性化を図っていくということが大切だというふうに考えてございます。

ニセコ高校のほうは大変いろんなことで取り組んでいて、参考までですけれども、この3月18日にはニセコ高校の学習成果発表会、以前、1月にもそういった報告会と、町民の皆様積極的に学校の活動を周知して、ご理解をいただけるような、そういう取組をしています。今後とも、ぜひ町民の皆様のご理解をいただけるような、そういった学校を目指して取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） もう一つお伺いしたいんですけれども、全国から生徒募集するのは素晴らしいことだと思うんですけれども、この生徒を指導する教員、これは将来的に、今、教育委員会の組織とか、ちょっと私はあまり把握していないので分からないんですけれども、やはりいい職員は、先生方、ここの学校に残ってもらいたい、それを維持する、あるいは全国から募集するとか、ここは町立ニセコ高校ですから、先生の募集とか、そういうことは可能なんでしょうか。少しでもいい先生を、生徒募集と同じように先生を募集して、そして審査して、ここに残ってくださいということは可能性があるんでしょうか、そこを教えてください。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 実際に総合学科の中では特別非常勤講師というような形で、その地域の非常に有能な、一つのことに堪能な先生とか、そういう方は教員免許がなくても採用する

ことはできます。ただ、専任の教員として、外部から町として単独で採用するというのはなかなか財政的には厳しいので、私どもは今、道教委との連携の下、今回もマッチングということで、ニセコ高校にぜひ来てこういうことをやりたいという人が来ていただいているという、そういうこともありますので、今後ともニセコ高校の取組を全道、全国的に発信して、ぜひニセコ高校で学んでみたいという、そういう先生が多く増えるような、そういう取組をして、教員の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） 最後に行きます。猫の登録制度の導入を。

猫の適正な飼育のために飼い猫と飼い主の情報を登録する猫のナンバー登録制度を導入してはいかがでしょうか。町内で痩せこけてうずくまっている猫を何頭か見かけた方が数日間飼い主を捜していましたが、現れる様子もなく、たまたま見つけた方が幸運にも猫を保護してお家で飼われることになりましたが、猫も登録制度が必要ではないかと思えます。

猫はふだん屋内で飼うことになっておりますが、何かの具合で屋外に出て家に帰れなくなったり、不幸にも捨てられたのか分かりませんが、明らかに野良猫ではない。近づいても逃げず、近寄ってきて容易に抱かれる猫もいます。これは野良猫とは違います。中には、さくらねことって耳にカットが入っている猫がいました。これは不妊去勢が済んでいることを示す印で、同じ猫が何度も捕獲されるのを防ぐために、桜の花びらのように、オスは右耳、雌は左耳をV字にカットする習慣があります。こうした飼い主不明の迷い猫が発生しないように、猫の登録制度について検討していただきたいと思いますが、町長にお伺いします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

飼い主不明の迷い猫が発生しないよう、猫の登録制度を導入してはということですが、犬の例で言いますと、現在、狂犬病予防法に基づき登録が義務づけられておりまして、町で登録管理を行っております。これは狂犬病の発生を予防し、その蔓延防止とこれを撲滅することを目的としており、違反者には20万円以下の罰金が科せられる制度となっております。

猫については、町に登録の義務はありませんが、動物愛護管理法において、令和4年6月からブリーダーやペットショップなどにおいて、ペットの販売時にチップを装着させて、日本獣医師会の登録申請システムに登録することが義務づけられております。また、その他の猫についても、マイクロチップ装着や登録が推奨されており、保護された際にその識別番号から飼い主の情報が分かるため、保護された猫の返還にもつながることになっております。

ただ、装置や登録には費用が発生することから、町として義務づけすることは現在のところ考えておりません。あくまで任意ということになりますので、現在のところ町独自で登録管理することは考えてございません。猫については、これまでどおり、相談があった都度、適宜適切にその時点で対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） このマイクロチップのことは私も聞いておりますけれども、これはやはりまだハードルが高いというか、体の中に埋め込んで、費用もかかりますし、それから動物によっては、犬もやっていますね、猫もやっているかと思っておりますけれども、もうちょっとハードルを下げて、町長、それをやる気はないとおっしゃいましたけれども、全国であちこち、少しずつ、そういうマイナンバー制度とかね、広がってきているんです。環境省にちょっと問合せをしたんですけれども、まだきちっと把握していなくて、ただインターネットでこういうことをやりましたとか、新聞で広告しているのも見て問合せをしましたけれども、やはり猫だけが、犬は狂犬病のことがあって昔から登録は義務づけられていますけれども、でも猫もぜひこれからそういう登録制度を。その自治体によっては無料でやるところとか、安いですがけれども費用を取るところとか、それは各自治体でも違うと思うんですけれども、こういう迷い猫が出てきたときに本当に保護したいけれどもどうしたらいいのかということで、本当に困って相談に来られましたけれども、大した、そんなに費用もかかるものじゃないし、やはりそれはぜひ検討を、これから前向きに検討していただきたいなというふうに思っています。

町長のもう一度、ないとおっしゃいましたけれども、これはやはりこれから考えるべきではないかなというふうに思っています。町長、ぜひもう一度考えてください。

○議長（青羽雄士君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） 斉藤議員の再質問にお答えいたします。

犬の場合は狂犬病で登録をしまして、これは基本的には狂犬病の予防接種とかのためにやっているんですけれども、通報で犬がこの地区で逃げているといったときに、確かにその種類ですとか毛の色ですとかを見て、予測をつけて、その方に連絡して、中にはそれで見つかるケースもまれにあります。猫につきましても、これがニセコ町内の猫が全部が登録をして、もちろん多少の手数料とか、こういう表札とかつけてもらうんですけれども、やって、もし通報が来たときには見つける可能性もゼロではないんですが、ニセコ町だけでその制度を持っていても、当然隣の町から来たりする可能性もありますし。ですから、これは北海道とかそういう大きな単位で、こういう制度をもしやるなら設けていただいて、それに基づいてニセコ町のほうではやるという形じゃないと、ニセコ町単独でやって、ましてや罰則規定がないものと、なかなか登録をする、変更する、届出はいろいろあるんですけれども、するということに至らなくて、結局何割かの人がやったところでなかなかうまく不明猫の飼い主を見つけるというところは難しいのかなと思っています。

ただ、いずれにしても、猫につきましても、そういう通報があれば、うちのほうも一応対応をしますし、ただ、猫というのはなかなか通報がみんな来ないですよ。犬は離れている自体は、逆に普通の状態じゃないというのが皆さん分かっているので連絡が来るんですけれども、猫が歩いていても連絡というのはまず来ないんで、なかなか難しいものもありますし。あと獣医師の方に聞いたんですけれども、迷い猫と思って寄ってきて餌とかやっちゃうと、本来ほっておけばそのまま帰るのに、そのまま居ついちゃうケースもあるということも聞いているので、なかなかその対応についても難しいのかなと思っています。そういうことで、ひとつよろしく

お願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） ただいま富永課長から、単独でこの町村だけでやっても効果がないんじゃないかということをおっしゃいましたけれども、少しずつ広めていくことはやっぱり今おっしゃったように、本当に猫は悩ましいものが、いろんな問題を抱えています。犬よりもっといろんな、保証されていないだけに大変まだまだこれからの課題がたくさんあるかと思うので、せめて、最近そういうことが何件か起こりましたので提案させていただきました。やはり最初からこれで駄目だと言うんじゃないでなくて、前向きに検討していただきたいなというふうに考えています。質問になりませんが、富永課長のお考えにちょっと答えさせていただきました。

○議長（青羽雄士君） 答弁は要らないですね。

○7番（齊藤うめ子君） はい。

○議長（青羽雄士君） この際、議事の都合により、午後1時ちょうどまで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 0時55分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続きを行います。

3番、高木直良君。

○3番（高木直良君） 質問に入る前にちょっと一言。最近のメディアによる報道で、いろんな問合せだとかある中で、町としては電話の対応、あるいはホームページでの対応などされていることに敬意を表したいということで一言申し上げます。

続いて、通告に従いまして3問質問させていただきます。

1問目は、にこっとBUSで倶知安厚生病院に通院可能に。

昨年からのニセコバス冬期間ダイヤの減便によって、倶知安厚生病院へのバスによる通院が不便になっています。午前中のバスによる通院が不便になっています。午前中の予約車が使えるのは、本通り7時32分、厚生病院前8時3分、この1便のみになっております。診療予約の時間によっては早過ぎる到着となります。現在、倶知安厚生病院は、にこっとBUSで通行区域には入っておりませんが、可能にする措置を検討できないでしょうか、お伺いします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、高木委員のご質問にお答えいたします。

ニセコバス小樽線の夏季ダイヤでは、町内の本通りバス停留所を午前9時に出発する便があり、倶知安厚生病院の通院に利用可能となっていました。冬期間は乗務員不足の理由により運行されておりました。なお、この4月1日から夏ダイヤでニセコ駅9時発、厚生病院9時30分着が復活することになってございます。

デマンドバスの運行区域に倶知安厚生病院を入れることを検討できないかというご質問ですが、道路運送法のルールでは、ニセコ町地域公共交通活性化協議会での承認があれば区域の変更は可能であるというふうに考えております。

しかし、デマンドバスは町内の運行だけでも、現在、車両台数が足りていないという状況にありますので、倶知安厚生病院を運行エリアに広げるとなると、さらに予約が取りづらくなるということがあるのではないかと思います。また、そのことによって路線バスの利用が減ることで、国や北海道の補助金が減額され、バス路線自体が廃止になる可能性も想定できるのではないかと思いますので、この辺は慎重な対応で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 確かに、冬季の減便ということで広報がされております。ですから、夏ダイヤに戻ったときには復活できるということで、それを使うことで今までどおりの予約の時間の幅がそれに対応できることとなります。

ニセコの地域公共交通の計画、これを作成するに当たって町民アンケートが行われておりまして、町民が倶知安方面に外出する場合というのは買物などがメインですけれども、約2割は通院すると。倶知安方面への通院ということは倶知安厚生病院が主だと思いますけれども、その上で、その手段として考えられているのが、これは交通手段全体のアンケート結果によりまして、いわゆる自家用車の使用というのは、本人の運転あるいは家族の運転などで、冬期間については86%という調査結果が出ております。そういうことから勘案しますと、残りの14%のうちの通院者、通院は1日平均87人という数字が出ておりまして、そのうちのこの比率で分けますと、自家用車以外は残りの14%、1日平均しますと1人ないし2人ぐらいという数字で、数字としては大きくないかもしれないのです。ただ、夏の便で使っていた患者とか利用者が、冬期間に限ってはそれが無理になるということになりますと、どういう手段があるかというふうに考えますと、人をお願いするか、あるいは間にある道南バスで倶知安駅まで行って、歩いていくとか、あるいは倶知安のじゃがりん号を利用するとか、工夫が必要なんですね。できないわけじゃないけれども、時間もかかるし大変だという状況です。

それで私の提案したいのは、冬期間に限って、この減便の間だけでも、じゃがりん号が倶知安厚生病院まで行ける、そういう工夫ができるのではないかというふうに思っています。確かに、今でさえ、なかなか予約が取りづらいという状況があるのは、度々言われているとおりです。私は、オンデマンドのよさというのは、ドアツードアで非常に自由が町内についてはあるということなんですけれども、この倶知安厚生病院のルートは、例えば今、昆布には行けますよね。昆布には予約してもいいわけですよ。昆布温泉病院などの利用に資するように、そういう条件がついています。ですから、私は冬期間だけでも倶知安まで行ける区域の変更というのを入れて、それで例えば路線バスが減便になっちゃうというような影響にはならないというふうに考えています。

そういう意味で、例えばこれはアナウンスの仕方だと思うんですが、例えば月から金までの

間の倶知安厚生病院へ行く予定にしている方が、朝の8時着の便以外で、例えば10時とか、予約が11時とかというほうが使いやすい、そういう方をあらかじめ事前に予約を入れてもらうと。予約が入ったときだけ走るという形で私はいいと思うんですけども、そういうような工夫ができて、柔軟に対応することができるのではないかと。このことによって、全体の予約者が非常に不便になっていってということにはならないのではないかと思います。1台をそれに専用、その時間だけは専用するということでは可能ではないかなと思いますので、検討といいますか、そういうことが、悪い影響も含めて、プラスの影響、マイナスの影響を精査していただくということは可能ではないでしょうか、お伺いします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいま冬期間だけでもというお話でしたが、デマンドバスの場合にご承知のとおり、通年通して予約がなかなか取りづらいという、特に西部方面、福井、西富、瑞穂方面の人にとってはかなり厳しいご意見をいつもいただいております。そういう面では、これまでもニセコバスさんにもう1台増やしたいと。運転手がいることが大前提ですので、その願いをずっとしております。現状での路線バスでさえ運行できないぐらいの人が足りない現状ということでもありますので、我々も運転手さんの確保が見えてくれば、デマンドバスをもう1台増やしたいというのはずっと思っておりますので、その場合に議員がおっしゃるような国の手当てというのは検討できるかもしれませんが、今現状では難しいというふうに考えています。

我々も運転手不足を何とかしたいということで、ニセコバスさんとコラボをして、今、町からも国の制度をいただいて200万円の応援制度で、福利厚生ですとか乗務員の確保に対する、この間もパンフレット、新たなものができましたが、そういうことで何とか運転手さんを充足させていただくことによって、まず路線バスをしっかりと確保いただいて、その上で町のいろんなバス関係も応援いただけるよう、引き続き努力してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 全体的にご答弁を聞くと、現状では難しいというお答えだと思います。

現在、この地域公共交通についての困難性というのは全国どこでも起きている問題です。特に、やはり人口減少によって過疎地域、そういう場所においては路線バスも減少になってくるという状況の中で、やっぱり町なり地域でやっている地域公共交通に頼る部分というのは非常に多くなって、どんどんデマンドバスも増えてきているんですね。そのデマンドバスについても、いろんなやり方をその自治体によっては工夫しています。路線と、それからオンデマンドと組み合わせたような、そういう地域公共交通というのも考えられておりますし、今お話がありましたように、確かにそれを担う担い手さんが確保できないとこれは難しいんですけども、今後ぜひとも、新たに導入したAIなどの活用、それをうまく利用することによって、利用者が、うまく拾っていけるとか、そういうことが目標になっていると思いますので、ぜひ検討を深めていただきたいということを思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます

が、改めてお願いします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 現在の議会でも報告させていただいている、新たなシステムを導入することになっております。このシステムで乗車率が上がることによって、将来的には多少余裕が出るかどうか、そういうことも含めて、議員おっしゃった内容も検討しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 次の質問をお願いいたします。

○3番（高木直良君） 引き続き2問目です。ニセコ町ハラスメント条例を検討すべき。

12月議会において、特定職員の服務等に関する退職職員からの告発文書への町の対応について一般質問で取り上げられました。これに対して町は、賞罰委員会での審議に基づき対応したという回答でありました。

重要なことは、この事案からどのような教訓を引き出すのか、今後のニセコ町職場の働き方の改善や風通しのよい職場環境づくりにどう生かすかということであると思います。その一環としてニセコ町ハラスメント条例の制定に着手すべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。

近年、働き方改革や職場環境改善など、日本の職場の中でも大きく変化があります。この在り方について、人手不足などの問題も含めて議論となっております。ハラスメントにつきましては、組織の中での上下関係だけでなく、職員間、社員間や顧客との間でも社会問題となっているところでありますが、現在、公務員においても社会での環境変化に伴い、様々な形での取組が進んでいるところでございます。

多くの自治体では、職場内におけるハラスメントに対応するため、規程や要綱で定めているのが一般的ではございますが、特別職と職員、あるいは議員と職員間などはハラスメント条例で定める傾向がございます。また、昨今は住民や来訪者と職員、議員などとの間のカスタマーハラスメントを条例で定める自治体が多くなってきており、北海道では昨年12月にカスタマーハラスメント条例が制定されたところであります。

ご質問の趣旨から、ご提案のハラスメント条例は職場内のハラスメントへの対応の趣旨かというふうに思いますが、これにつきましては規程や要綱というもので対応できるかと思いますが、今後、ニセコ町においても町全体におけるハラスメント条例あるいはカスタマーハラスメント条例などの制定が必要ではないかというふうに感じておりますので、国の法改正や北海道のカスタマーハラスメント条例の内容、あるいは他の自治体を比較検討などをさせていただいて、その中で対象の絞り込み等も行いながら、ニセコ町にとって最適なハラスメント条例というものを模索し、できる限り早く対応したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 再質問であります。

既にニセコ町においては職員倫理規程あるいはニセコ町職員服務規程などがあります。また、過去には行政改革の中でこれらのことについて言及して、今後検討すべきというような文言も入っております。服務規程の中の文言の中にあるんですけども、他の職員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序及び協力関係を保持する義務を負うことなどが既に明記されております。

また、1月に、中旬だと思えますけれども、職場改善に向けたセミナーが行われて、外部から講師を呼んで、この庁舎でセミナーをやっております、これは幹部職員向けと一般職員向けと両方別々にやっておりますけれども、町長のノート、書き込みにこの資料が優れていると、すごくいい資料ですということが書かれていたんで、私としてもぜひ拝見したいということで、それをいただき、読ませていただきました。

全体的には仕事の無駄を省くとか、業務に絡む話なんですけれども、やはり職場内部の話として、私から見て、非常に参考になるなと思ったのは、対話の重要性ということが強調されております。メンバー一人一人に対する人としてのリスペクトを忘れない、チームのメンバーが多様な個性を持ち、自立した個人であることを相互にリスペクトするというふうな記述がございました。

そこでお尋ねしたいのは、この研修に職員の方あるいは幹部職員の方が何名参加されていたのか。それから、一般的には、議員の場合もそうですけれども、研修に参加した場合には、報告、感想文などが提出を義務づけられております。もし分かれば、これらの研修を受けて、感想文などがあると思いますが、その特徴などはどんな特徴があったか、もし分かるものがあれば披瀝いただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 今の件ですが、個別の研修の人数というのは、さすがにちょっと今すぐ出てこないものですから、ちょっと確認させていただいてからということでご報告させていただきますと思います。

あと、研修の内容の特徴ということで、先ほど議員からもご指摘のあったような相互にリスペクトしてということも含めて、我々としては、何となく分かっていたけれども、改めて言葉にしてきちっとお伺いすると、なるほどというような、納得感のいく、そういう内容であったというふうには考えております。

それぞれの担当、管理職とそれぞれ分かれてやったという形についても、またそれぞれの責任分担もあって、その中でのハラスメントについての対応ということを、それぞれの特徴を持った研修をしていただいたということでございまして、こういうものについては今後も継続して実施してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

先ほどの研修の人数については、ちょっと後ほどということでお願ひします。

○議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 高木議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回は、管理職研修と一般職向けの研修を1月14日に管理職向け1回と、それから一般職向け

2回開催しております。参加人数については、管理職が18名、それから一般職が49名の合計67名が参加しております。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 再々質問ですけれども、先日の予算特別委員会での質疑において、職員間のコミュニケーションの重要性ということが質疑応答されました。一般的には、恐らく想定されているのは、勤務時間外であってもコミュニケーションを取りましょうと。俗に言う飲み会とか、あるいはスポーツの交流とか、そういうことを指していると思います。これについても非常に人間関係をつくっていく上では大事な取組だというふうに思います。

一方、職場内でのやっぱり職務の中でどんな人間関係がつくられるべきかということに鑑みてみますと、業務遂行上、どうしても仕事上のミスであったり、不十分だったりということが生じます。そういうときに上司からの言葉、あるいは職員同士の間でもそうでしょうけれども、そこに対する指導なり忠告の在り方というのは結構大事な要素かなと思っています。そのほか、職場内での会議、それからいろいろな事業上のことの報告ですとか、あるいは場合によっては決裁を取るために、そのときにいろいろ説明をすとか、そのときに質問を受けたりします。そういうときの状況ですね、やはりその状況に応じて、場合によってはそのことが一つの職員、実際に説明に行ったけれども、うまく説明できなくて叱責されるとか、そういうことが非常に心理的な重圧になってしまうというようなことがあります。

私は、仕事のことですから何でもななあで済むということはありません。ですから、ミスがあれば厳しく指導するということが当然あるわけです。しかし、そのときに、先ほどの研修の言葉ではありませんけれども、やはり一人一人、多様性とか経験の浅い深い、いろいろありますので、それであってもリスペクトしていくと。お互い対一の人間であるということも十分こう踏まえたやり取りが私は大事だというふうに思っています。そうしないと率直な対話、こう思っているんだけども言えないとか、それをずっと抑えちゃうとか、そのことが逆に仕事にマイナスになっていくというふうに私は思います。ですから、あくまでも上下関係があったとしても、率直な意見交換ができる、そういう職場づくり、これが大事だというふうに考えております。

その上でハラスメント条例をつくるのは、形ができればいいんだということではなくて、それをつくるということを通じて、今私が申し上げたような職場の人間関係について改めてそれぞれが見直す、あるいは話し合ってみるということが大事だと、過程が大事だというふうに思っております。その上で改めてハラスメント条例についての町としての対応についてお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） コロナ禍にあって、なかなかコミュニケーションが取れない時代もありましたが、やっぱり率直に意見交換をする、そういった自由な風土というのは非常に大事だというふうに思っています。私もこういう立場に就任してから、とにかく物を言いやすい職場にしよう、風通しのいい職場にしようということで、上下関係なくやりましょうということ

は進めてきましたし、管理職会議でも、とにかく仕事をシェアし合おうと。あなたの責任でずっとやるのだよではなくて、課長がマネジメントのリーダーシップを取って、みんなで助け合おうと、そういう仕事をシェアし合うような、そういう職場環境が重要だと言ってきてはおりますが、なかなか今現在こういう時代になって、私も仕事をそこまでやっている職員に、ちょっと1杯行くかとはなかなか言いづらい時代になってきました。

現在、職員互助会でもスポーツ大会をやったり、今復活していろんな交流をやっていただいていますけれども、互助会を通じたり、様々な場面で職員が気軽にコミュニケーションを取れるような、そして自由に物を言えるような。誰が言ったからこうだではなくて、自分たちが自ら考え、行動して、自分の意見として言えるような、そういう職場に改革はしていきたいというふうに思いますし、ハラスメント条例も、今いろんな札幌でやっている研究会もうちの総務課長が行っていますので、そういった制度設計をどうしていくかも含めて考えて、早期に議会提案できるように、そしてそのつくる過程も職員参加の中でつくれるように努力してまいりますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 次の質問をお願いいたします。

○3番（高木直良君） 3問目です。市街地小規模開発への対応について。

市街地で事業者から近隣へのお知らせや説明もなく、宿泊施設建設事業の開発が始まり、隣接住民の不安の声が年末のまちづくり懇談会で出されました。当該地域の親交会は、事業者宛てに地元説明会を開催するよう文書で申し入れておりますけれども、まだ開催されていない状況です。

そこで1つ、景観条例適用規模未満ということで、説明会は義務づけられていないけれども、宿泊事業を目的とする開発に対しては、小規模であっても条例を適用し、説明会を義務づける必要があるのではないのでしょうか。

2つ、建築確認許可業務が民間の資格会社、指定確認検査機関ということですが、に開放され、町も近接町民も開発計画を把握できずに進行してしまうことがあります。何らかの方策で情報を入手し、景観条例や建築ガイドラインを遵守させることが必要ではないのでしょうか。以上、お聞きします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、高木議員のご質問にお答えいたします。

1つ目のご質問ですが、景観条例の説明会の義務につきましては、1,000平方メートル以上が対象ということになり、景観に著しく影響を与える場合を想定しているということでございます。この説明会の対象にどの業種を加えるかというのも難しい問題で、不特定多数の出入りがある業態を全て規制せざるを得ないというような状況になりますと、またいろんな問題が出るかと思っておりますので、今後、実際私も現地に行って、地域の皆さんが心配する状況もよく分かります。今後、小規模でも、例えば営業を伴うものについては近隣説明会が必要だとか、そういうことも含めて、規制の在り方を専門家の意見も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の質問につきましては、民間の確認検査機関において建築確認申請が提出された場合に、景観条例となれば小規模な開発を把握することは景観条例上可能であります。この景観条例の規制対象外ということであれば、全く私どもに情報がないということがあって、実際に本当にこういうのができて困っている実情がありますので、道には何とか事前に報告をもらえないかということをお話ししましたが、ニセコ町だけに情報を出すということとはできないということでありまして、確かに道としても、北海道内で相当の件数がある、一々自治体照会できないという気持ちも分かりますが、しかしながらニセコ町のまちづくりを考えると、事前にもらえるような仕組みを引き続き道に要請をして、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 再質問です。

先ほど影響でしたか、一定の事業についての検討はするということでありまして。現在の景観条例の規制と申しますか、説明会をする要件として規模の問題があります。ですけれども、その3項目に、環境及び景観に影響を及ぼすおそれのある工場及び事業場で規則に定めるものということで、括弧以下ということで表になっております。それで、この環境及び景観に及ぼすというときに、その環境ですね、この環境を広く捉えれば生活環境というふうに捉えることもできます。自然の環境もありますけれども、生活環境ということになりますと、やはり宿泊事業というのは24時間、人が出入りする可能性があります。そういう意味で、事業一般というよりも、そういった不特定多数の方が時間を問わず出入りする可能性のある宿泊業ということに絞ってもいいと私は思っているんですね。

それはあくまでも宿泊事業をやっちゃいけないということじゃなくて、説明会の義務づけですから。説明会で私たちはこんな事業をやるに当たってこんなふう建物配置しますとか、駐車場がこうですとか、除雪の際はこういうふうにやりますという、そういう説明を地元が聞く機会を設けると。そのときに、その説明に問題があれば地元の方は質問するわけですよ。ですから、そういう機会があるべきだという意味で、私はこの中に織り込む必要があるんじゃないかということの質問です。

それから、2項目めの話ですけれども、確かに、道を通してそういう情報を全部入れてくれといっても、それはなかなか難しいと思います。ただ、私が調べた範囲ですと、この民間指定確認検査機関は道内では5団体なんです。全国でも180弱の団体なんです。ですから、そんなにこう、無数というわけじゃないんで、その機関に対しては何か一件一件情報をくれということではなくて、ニセコ町としてはこういう景観条例があります、あるいは建築ガイドラインがあります、ですから申請されたときに、もしニセコ町でそういう事業があるという申請であれば、その事業者さんにそういう情報を与えてほしいんです。それは事前に、別に一件一件の話じゃなくて、あらかじめ文書を送っておくとか、あるいはホームページのどこそこを見ればそういうふうになっているのでそれを見てくださいとか、そういうことに誘導することは私は可能だと、それほど大きな時間を要するものでもないし、ややこしい話ではないと思います。最

低限そのぐらいはすべきと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 高木議員の再質問にお答えいたします。

1つ目の景観条例の施行規則の21条に、環境及び景観に影響を及ぼすということでパチンコ店とかゲームセンターが記載されてはいるんですけれども、確かに環境も生活環境はあるんですが、あくまでもやっぱり景観条例なので、景観を軸としてちょっと考えていきたいと私の中では思っています。なので、今後、建築ガイドラインも今運用が始まったばかりなので、広くまだ周知はされてない部分はあるんですが、そちらにその部分、宿泊の部分も載せるのも妥当かどうかはちょっと検証していきたいと思っております。

あと、建築の検査機関です。確かに北海道では5社しかないんですが、全国で見るとまあまああるので、ニセコで建物を造るとなると、あくまでも北海道に限らず内地の検査機関も使うという場合もありますので、その辺も、先ほどの同じ回答にはなってしまうんですが、今後、建築ガイドラインに載せる等、ちょっと検証してみて、ガイドラインも今後、ホームページ等で広く周知していきたいと思えます。また別な方法があればちょっとやっていきたいと思うんですが、ちょっとお時間をいただければなと思えます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 再々質問なんですけど、最近、こういったチラシを何回か新聞折り込みで入ってきています。これは何かというと、ニセコ町の不動産に関連して販売実績をPRしています。その事例に挙げられておりますのが、2つは市街地です。ニセコ町役場近くとか、あるいはニセコ中学校近くということで、一般の相場価格はこうで、我が社はそれにプラスしてこれだけという、そういうPRをしています。つまり、これだけお得ですからぜひ売ってくださいと、そういうチラシなんです。

これは営業の自由ですから、これ自体規制することはできません。しかし、これは何を意味しているかという、今後こういう形で買取りをします、高く買います、高く買い取ったら高くまた売ります、そういうことの繰り返しになって、この地域全体に影響が出てくると思えます。その売買だけではなくて、高く買い取った事業者は、そこで何を始めるのかというときに、当然高く買った不動産を生かすという意味では、収益性の高い事業を何か始めようと思えます。その中の一つに、もしかしたら宿泊事業なんかも入ってくるのではないかとこのように思えます。また、あるいは全然別のことがあるかもしれません。

ただ、私が危惧するのは、こういったような状況が今生まれている中で、やはりそれを抑制する力というのはやっぱり住民の力だと思っております。ですから、先ほどお話もありましたけれども、少なくとも何を始めるのかとかという情報を事業者は責任持って近隣に伝えると、住民に伝えると。そのことによって住民は、やっぱりこれはちょっと問題だなとか、こういう不安があるなというときには直接言う場、相手に届ける場ができるわけです。ですから、そういう意味でいうと、先ほど言ったような特定の事業者に対しても説明会を義務づけるという方向での検討は私は大事だというふうに思っています。今後のまちづくりに関わるとこのように考

えておりますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） この小規模開発といいますか、そういうものをどこまで規制したり関与できるかというのは、やっぱり相当、土地使用自由の原則であるとか、財産権の問題、それから商法の自由、商売のそういったものもあるので、それは専門家の意見を聞きながら、私もじくじたる思いの開発が幾つかありますので、何とか規制できないかという思いは持っています。

ただ、現状でいろいろ聞いてみたり、現場に入ったりしてみますと、普通の家として建てます。建てた後、実は民泊として運用していますみたいなことが相当あったりですね、例えば国定公園地域でも宿舎区域で本来宿舎としてしか建てられない。だけれども、申請は宿舎として出すのですけれども、内容的には自分の別荘として使っているとか、そういうことがありますので、その辺は精査しながら、議員ご指摘のことも私も同じような考えを持っていますので、調査をしながら、できるだけニセコの乱開発が進まないような対応をしてみたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 次に、5番、前原孝植君。

○5番（前原孝植君） 15問、質問させていただきます。

1問目、首長の任期満了に従う今後の方針について。

本年9月に現職町長の任期が満了となるのに当たり、町の行政運営や政策の継続性、今後のまちづくりの方向性について町民の関心が高まっています。首長の交代が行政運営や財政、重要施策に与える影響を踏まえ、以下の点について質問いたします。

1、町長の進退に関する考えについて。町長は、次期選挙への出馬などをどのように考えているか。進退に関して町民へ説明する時期や方法などをどのように検討しているか。

2、行政運営の継続性について。町長の進退にかかわらず、現在進行中の主要政策の継続性をどのように確保するのか。施策の途中で町長が交代する場合、町政の停滞を防ぐための具体的な引継ぎ方針はあるか。

3、町長として、次の任期において町の発展のために必要と考える重点施策は何か。現在の町政の課題とその解決に向けたロードマップについて、町民への説明の場を設ける予定はあるか。

4、選挙後の行政運営と議会との協力体制について、町議会とどのように協力し、円滑な行政運営を図る考えか。町民の声をより反映するために、町長と議会が連携すべき施策や方針について具体的検討はあるかをお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの前原議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の町長の任期における進退については、斉藤議員のさきの質問にお答えしたとおり、しっかり日々の行政課題の解決に努める中で判断をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

2つ目の町政の停滞を招かないことが重要であるとのこと指摘、全くそのとおりと私も考えており、ご趣旨のとおり、停滞を招くことがないよう最善の努力をしてみたいと考えております。

また、次の3つ目の次の任期に向けてということではありますが、先ほどから次の任期については熟慮をして判断してみたいというふうに言っておりますので、現在は今ある課題にしっかりと取り組んでみたいと考えております。

4つ目の選挙後ということのご質問につきましては、選挙について判断をしていないということをお申し上げておりますので、現時点ではお答えができません。ニセコ町は、総合計画あるいは総合戦略、各種計画を住民主体でつくっておりますので、引き続きその計画どおり運営していくことが一番妥当ではないかというふうに考えております。また、町議会につきましては、二元代表制の議事機関、議決機関として議会のほうでは最善を尽くしていただいておりますので、これまで同様、引き続き情報の共有を図ってみたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再質問させていただきます。

返答に具体性がなかったのもう一度お聞きします。1番に関してですけれども、ニセコ町過去最大の104億円の予算案に対して、ご自身の進退に対する考えをここで述べないというのはいかがなものかと考えております。もう一度お答えいただけますでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ニセコ町役場は、これまでも職員研修をはじめ、職員自ら考え行動するというのでまちづくりをやってまいりました。私が1週間ぐらいいなくても全く動揺しないで、きちっと決裁文書を回していただいております。そして何より私たちは総合計画、それから総合戦略、それから環境においても各種計画をつくって、計画に基づいて進めております。今回の各種事業も計画に基づいて、議員の皆さんも十分分かっているとおり、計画に基づいて進んでいるものであります。これまでも申しましたとおり、過疎債の終了年、それから将来の子どもたちに何を残すか、そういうことを真剣に考えながら予算案を作成し、議会に提案しているものでありまして、きちっと継続していくもの、そういった引継ぎをしっかりとしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 失礼な質問をいたしまして申し訳ございません。では、質問の内容を変えさせていただきます。

計画どおり計画どおりと何度もおっしゃいますが、このニセコ町が立てた公共施設等総合管理計画について、こちらは計画どおりいっているのでしょうか。公共施設の面積が平均に対してニセコ町は5.4倍となっております。に対して、この104億円のお金の使い道に関してですけれども、こちらは公共施設の増面積に使われるものになっております。これが計画的とは考えられません。

また、もう一つ、ニセコ町は持続可能なまちづくりを求めています。持続可能なまちづくりというものは、世代交代も含めて、そこら辺のことも考えているのでしょうか。町長として、デジタル化、DXについて、私たちが説明しなければならないというのは、行政を進めることにおいて、かなりスピードが遅れることになります。こういった民意の声がありますが、お答えできますでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えします。

公共施設の面積は、何を根拠にその広さを言っておられるのでしょうか。東京都とニセコ町は全く違います。東京基準で前原議員はいつもおっしゃいますが、私たちは東京都とは全く違いますので、こういう散在散居の町では一定程度の面積というか、そういう公共施設が必要です。公営住宅のことを言われましたが、私どもの町は400戸あります。今、公営住宅が足りない状況です。そのときに住民の皆さんの暮らしをどう支えるかというのは、そんな単純な公共施設の広さの面積だけで評価すべきものではありません。実際のそれぞれ地域ごとの特色があるので、そういった単純な数値の比較というのは全く意味がないのではないかと思います。

それから、DXにつきましては、特段何を言っているか分からなかったのも、具体的に何を言われているのか、もう少し説明いただければありがたいと思います。

○5番（前原孝植君） その件はいいです。

○議長（青羽雄士君） よろしいですか。

○5番（前原孝植君） はい。

○議長（青羽雄士君） 次の質問をお願いします。

○5番（前原孝植君） 次の質問に移ります。

公益通報及び懲罰委員会に関する行政の透明性について。

町政における公平性と透明性を確保するために、公益通報に関する対応や懲罰委員会の運営について、町民に対する説明責任が求められています。今回の事案において、懲罰委員会は開催されたものの行政報告が行われておらず、ほかの職員への報告や再発防止策についても明確な説明がないことが問題視されています。また、本件が公益通報に該当しないと判断された理由及び懲罰委員会の議事録提出拒否の根拠についても説明を求めます。

1、懲罰委員会に関する行政報告について。懲罰委員会は開催されたにもかかわらず行政報告が行われていないのはなぜか。本件に関して職員間での情報共有や再発防止をどのように進めているのか。公益通報に該当しないと判断した理由について、町は本件を公益通報に該当しないと判断したが、その具体的な理由と判断基準は何か。

2、懲罰委員会の議事録提出拒否について。①議事録の提出を拒否した理由として個人情報 が挙げられたが、具体的にどのような情報が問題視されたのか。

②町議会や関係者が適切に審議できるよう、個人情報に配慮した形での議事録公開の可能性はあるか。

③ほかの自治体での類似事例においてどのような対応が取られているかを調査しているか。

以下の点をお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの前原議員のご質問にお答えいたします。

1つ目のご質問ですが、今回の賞罰委員会の審議結果は、服務規程に関わる軽微な処分であり、重大な懲戒処分ではありませんので、行政報告をする必要はないものと考えております。また、賞罰情報の懲罰については、個人情報保護の観点から基本的には職員と情報共有をいたしません。管理職会議などで職員の綱紀粛正について周知を行っているところでございます。

2つ目のご質問ですが、公益通報に該当しないと判断した理由は、12月の定例会で既に回答させていただいておりますので、公益通報の要件に該当しないということでありまして、ご理解をお願いいたします。

3つ目のご質問ですが、賞罰委員会の議事録の非公開は、個人情報が含まれているため、個人の名前が特定できるということでありまして、個人情報保護法、ニセコ町情報公開条例、過去の判例事例を踏まえて判断をしております。

次に、4つ目のご質問ですが、議事録の公開は行いません。

最後の質問ですが、他の自治体でも訓告以上の懲戒処分については簡単な概要で公表する事例はありますが、軽微な処分についてはほとんどの自治体は公表を行っていない状況であります。ただし、件数を一括で公表している自治体の事例は過去にございます。以上で答弁とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再質問させていただきます。

議事録の開示を拒否の答弁に対してなんですけれども、こちら元職員さんは離職されまして、その後、議会宛てと私宛てにこちらの情報を提供していただきました。その元職員さんは、本件に関しては公益通報であったと伝えております。そのパワハラを受け離職した職員の件なんですけれども、これからはその上司がパワハラをして、それに関して賞罰委員会を開いたものがまた上司で、そこで起こっている、どのような処罰をしたのかというような明確な内容を議会に提出しなければ、いくらでも隠蔽、もみ消しというようなくならない話になりかねないんです。なので、私はニセコ町執行部がまともに機能しているということにおいて、その証明である賞罰委員会の議事録の提出を求めているんです。それでもこちらの議事録の開示はできないのでしょうか。お答えください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 公益通報に該当しないというのは、上下関係がないからです。対等な関係でパワハラ関係というのはありませんので、今回は公益通報に該当しないということですので該当しません。本人が公益通報だと言ったからといって公益通報として成立するかというと、その構成要件に該当しないからであります。

それと、議会議員に対しては、議会議員には守秘義務はないんです。守秘義務はないんです。そうするとそこに個人情報を出すことはあり得ません。もし議会がそういった議事録を出して

ほしいという場合は、百条委員会を開いて、百条委員会の中で守秘義務をかけるということがあれば、それは要請に応じられる可能性はあります。個人情報とは特定の個人が識別され、そのことによって世間での基本的人権が踏みにじられないように、そういうのが個人情報保護法の基本でありますので、ぜひその法律の根本的なものをご承知おきいただければありがたいと思います。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 前原孝植君。

○5番（前原孝植君） 再々質問させていただきます。

個人情報と何度もおっしゃいますが、私たちは公人です。ですので、名前が出て当然です。どのような個人情報を守っているのかというのを具体的にご指摘ください。また、今回の公益通報に関しましては上下関係がないとおっしゃいましたが、これは名前を出してもよろしいですか。

○町長（片山健也君） 駄目です。

○5番（前原孝植君） であれば、その課長さんと、その受けた方というのは上下関係があると思います。

（「やばいよ」の声あり）

課長としか言っておりません。

ちょっと質問を忘れましたね。まあ了解です。

先ほどの今の答えに関して、議会側としては百条委員会まで開いて、これを大きな問題にしろと言っているんですか。今であれば、議事録を提出して、議会側がその個人情報を守り、それに対して議事録の精査をして、パワハラ等がなかったかどうかというのを確認できる状態なんです。それでも議事録の開示を拒否しますか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 議会議員は公人ではありますが、守秘義務がないんです。今日聞いたら、全部個人の名前を言って歩いていいんです。そこに個人情報を出せますか。常識的に考えてみてください。そんなことできるはずがありません。それは個人情報保護法の規定です。よろしくお願いいたします。

議長、前原議員に質問させていただいていいですか。

○議長（青羽雄士君） ただいまの反問権の行使について許可しますので、発言してください。

○町長（片山健也君） ありがとうございます。それでは、まちづくり基本条例20条第2項の規定に基づいて前原議員にご質問させていただきます。

あなたは、今般のニセコ町議会定例会予算特別委員会の質疑の中で、前原議員ご自身の意見が100%正しいとのことを述べられました。議員ご自身の意見が100%正しいと言い切る、あなた自身が正しいという、その考えは尊重させていただきたいと思います。しかしながら、ご自身の意見がそのとおりにならないからといって、役場職員に役場を勇退しなさい、ばか、ぼけなどと威圧、暴言、こういったものは職員の基本的人権、人間の尊厳を踏みにじる、脅迫、ハラスメント行為ではないかというふうに私は思います。あなたのこの暴力的な発言や、メール

で職員に勇退せよと出されているこの記述については、ハラスメントにあなたはならないと考えておられるのか、教えていただければありがたいと思います。

そしてまた、あなたは最近も役場に來られて、自分の意見が通らなかった折、ニセコにいられなくしてやるとの脅しを副町長にされました。私は大変な脅迫行為であると考えますが、どのような手段を用いてニセコにいられなくしてやるという行為をなされようとしているのか、お伺いしたいと思います。

また、職員にも家族がおります。ニセコにいられなくしてやるとの発言は、脅迫以外の何物でもないというふうに私は思います。脅迫や威圧することによって自分の考えを通そうとすることは、人間としても、まして議会議員としても、個人の尊厳を大切にしようとするこの日本の社会、私たちの社会に相入れない反社会的行為であると思います。

どれほどあなたの言動で傷つき、周辺にいた職員も恐怖を味わったか分かりません。どうしてこうした脅迫行為を続けられるのか。これはハラスメントに該当しない行為、人間として許されない行為と私は思いますが、前原議員のお考えをお聞かせください。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。答弁お願いいたします。

○5番（前原孝植君） その答弁に関しましてですけれども、私と副町長は現在そのような話の中で、かなり話が激闘しております。その中において間違った捉え方をされていらっしゃるんですけれども、ニセコ町にいられなくなりますよというふうにお伝えしているんです。

なぜかという、私たち、ここニセコ町に関しては、地元の方だけではございません。移住者の方、私たち若い世代の人たち、そして外国の人たちもいらっしゃいます。その人たちの声が届いていないんです。聞こうともしていない。懇談会を回っていますけれども、私も全部ではないですけれども、7割、8割参加しました。そういった方たちはいらっしゃらなかった。そういった人たちの声を聞かずに、ローカルのある一定の方たちだけでこの町政を進めているから私は問題があると申しているんです。そして、それに関してこういった対立が起こっているんです。問題があるのはこちらだけでしょうか。行政側の執行部、上層部トップ、関連の人たちにも問題があるんじゃないでしょうか。

これらは全て動画配信、記録されています。過去のものも全て見られます。誰がどのような一般質問をしたのかも全てこの日本全国で配信されるでしょう。日本国民の皆さんが見るでしょう。そのときに民意はどちらに動くのか。そこに答えがあると思います。

○町長（片山健也君） 議長、私は、ハラスメントに該当しないかと聞いているのです。

○議長（青羽雄士君） はい、分かりました。了解です。その質問についてお応えください。

○5番（前原孝植君） ハラスメントに関してですけれども、ハラスメントとおっしゃるのであれば、私を訴えればいいじゃないですか。それで済むことでしょうか。私だってここの議員となって、この議員報酬一銭も使っていませんよ。通帳にあります。なぜなら、こういったことが起こったときに、弁護士を雇う費用として残しているからです。いくらでも受けますよ。

ハラスメント、議会側でもありました。動画配信停止で。私もハラスメントを受けました。それに対しては私も内容証明を送る準備もしておりますし、病院にも通院しました。そのため

にかかる予算も確保しております。そこと何が問題があるんですか。ハラスメントとおっしゃるなら、今すぐ弁護士を雇って私を訴えればよろしいでしょう。町政と何か問題がありますか。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） 再質問させていただきます。

2月19日に前原議員は役場に來られ、副町長と懇談。その後、自分の意見が通らないとなると、ここに居座るぞ、ばか、ぼけと発言するなど自ら大騒ぎをし、さらに自ら警察に電話をし、ニセコ駐在所の署員を役場に呼びました。その後、役場に非があるかのようなコメントをつけ、警察官と話をしている副町長の写真をSNSに投稿されています。なぜ自分で勝手に騒ぎを起こし、警察官を呼びつけ、さらにSNSで役場に非があるかのような偽りの情報を出されるのか。どうしてこのような脅迫行為をし、前原議員自らが自作自演で騒動を起こし、役場の業務を妨害されるのか。なおかつ、事実と違うでっち上げの情報をSNSに流すのか。役場職員を萎縮させ、脅迫行為という反社会的行為の数々、そしてひどい人権侵害と役場の業務を妨害していることの原因をどうあなたはお考えになっているのか。

この副町長に自分の意見を強要する中で、前原議員は次の発言をされています。副町長に対して、誰に口を利いているんだ。動画を回し、切り抜きをして、おまえの名前を出すぞ。俺がやると言ったら本当にやるぞ。そして、ニセコにいられなくしてやると言われた後に、次の発言をされています。通帳に500万円ある。俺と裁判を続ける体力があるのか。俺は金と人脈がある。議会議員と副町長が裁判する。これがニュースにならないと思うか。おまえ、後悔するぞと威圧的な言葉を大声で発しております。これは脅迫そのものではないでしょうか。

前原議員が職員を脅し、ニセコ町の職員を萎縮させる狙いは何なのでしょう。私は、ニセコ町のこれまで諸先輩が、そして町民の皆様が大変なご尽力の下に築いてきたこの町を、そしてまた、日夜、職員も本当に頑張っております。そしてその家族がおります。前原議員、あなたの暴力、人権侵害からこの町を私は守る義務があるんです。前原議員がニセコ町のまちづくりへの妨害を続けられること、私たちの職場での業務妨害や度重なる人権侵害、反社会的行動を続けられるのはなぜなのか。ニセコ町や町民の皆様のニセコへの誇りや愛着を阻害し、ニセコ町への信頼をおとしめようとする、その理由は何なんですか。

今、4点、私にご質問させていただきました。

1つ目は、役場の業務妨害をするのはなぜですか。

そして、副町長をはじめ多くの職員を威圧して脅す理由は何なんですか。

あなたの言っていること、それはもう人権侵害に当たると私は思います。そのことについてどう考えるんでしょうか。なぜ反社会的行動を続けられるのでしょうか。

そして、町議会議員としてニセコを世間からおとしめるあなたの行為は何のためにやられているんでしょうか。あなたのお考えを聞ければ幸いです。

○5番（前原孝植君） 返答よろしいですか。

○議長（青羽雄士君） ちょっとお待ちください。

町長のほうからこういった発言がございました。それに対して、前原議員、お答えしていた

だきたいと思います。ハラスメントに該当していないかだとか、いろいろと4問言われたと思いますので、それに答えてください。

○5番（前原孝植君） 討論が熱くなっていますので、ここでちょっと一息ついて、冷静にお互いなりましょう。

まず一つ、私たちがここで議論するのは町民のためです。私と町長、執行部と議会との対立ではございません。私は私なりに考えもあります。そして副町長なりにも考えがあります。私が言った発言だけでなく、町長、副町長が言った発言、それに関してはここで発信されないのですか。私が言ったことだけでしょうか。全てが自作自演だの言われた私に関して、それに対して本当に透明性、正当性がありますでしょうか。

こういったハラスメントの問題、とても重要です。それに対してしっかりどのように解決していくのか。どこにキーがあると思いますか。議事録です。何がどういうふうな事になったのか、そこに全て議事録に記載されているんです。今回の副町長と私とのやり取り、それにおいても事が進めば裁判になり、議会での話になります。それに対してどのような結果になったか議事録に書かれます。それほど重要なんです、議事録というものは。そこに町民の予算も割かれています。その議事録を提出してくださいとおっしゃっているんです。分からないですか。回答になっているでしょう。

じゃあ、お聞きしますけれども、私、今ここでやっていますけれども、私の個人情報とかはいいんですか。そちらは個人情報を隠していますけれども。ここの議会でやっていることは、ハラスメントに関しては訴えてくださいと言っているじゃないですか。それ以外の答えが何かあるんですか。訴えてもらったら私は受理しますよ、受けますと。ここで裁判のように決めることはできないでしょう。何を求めているらっしゃるんですか。

○議長（青羽雄士君） 前原議員、先ほどから述べているように、町長は発言されております。それに前原議員のほうは全く答弁になっていません。それをお答えしてくださいということです。

○5番（前原孝植君） では、具体的に簡潔にまとめてください。それに関して答えます。  
（何事ごとか声あり）

○議長（青羽雄士君） 前原議員、ただいま・・・

○5番（前原孝植君） 3つも4つも覚えられませんよ。4つも5つも覚えられますか、再々質問で。1つだけ明確なことを言ってくれたら私も答えますから。再々質問ですよ、これは。

○町長（片山健也君） 議長すみません、4つまとめてはわからないというこのなので、1つずつ質問させていただいてもよろしいですか。

○議長（青羽雄士君） 1件ずつということですので、町長お願いします。

○町長（片山健也君） 1件目の質問です。役場を勇退しなさい、ばか、ぼけ、こういった威圧的なことに関しては、これは犯罪行為だと私は思うんですが、あなたはこれについてハラスメントだというふうには思いませんかと聞いているんです。

○議長（青羽雄士君） お願いします。

○5番（前原孝植君） それに関しては、副町長も私に対して同じような言動をされております。なので、言動がヒートアップしました。なので、ここに関してこれ以上話がまとまらないので警察を呼びますよという話をしたんです。そのときに私が求めたのは、議事録の開示です。それをかたくなに拒むのはどうしてですかと。それさえ出せばよろしいじゃないですか。議会で個人情報に約束されない、であれば私たち議会にサインさせればいいじゃないですか。サインさせてから議事録を見せればいいじゃないですか。よろしいですか、それで。

○議長（青羽雄士君） 町長、2つ目いいですか。お願いします。

○町長（片山健也君） 返答になっていないと思いますが、2つ目に行きます。

通帳に500万円あると、俺と裁判を続ける体力があるのか、俺は金と人脈がある、議会議員と副町長が裁判する、これがニュースにならないと思うか、おまえ公開するぞと大声を出して騒がれたんですけれども、これって脅迫じゃないですか。違いますか。

○議長（青羽雄士君） 2つ目を答えてください。

○5番（前原孝植君） あのですね、再三お伝えしていますよ、この件に関しては、半年前から。この動画配信にも残っております。あなたたち、ニュースを見ていないんですか。兵庫県のこと、安芸高田市のこと。私たちがもめれば大変なことになるんです。そこまでやりますかと何度も聞いているんです、私は。半年前から。残っていますよ、この動画配信にも。そのたびに私は苦い思いをして着席していましたよ。ただ、しかしもう104億円という膨大な予算を組まれては、これに関しては数の暴力でしょう。

（「全然答えになっていないね」の声あり）

○5番（前原孝植君） 質問に答えてるでしょう。何が答えていないんですか。

○議長（青羽雄士君） だから、町長は、脅迫をしているのではないのかということに対して何の答えもない。

○5番（前原孝植君） 脅迫ではございません。現状を、今の日本社会の事実をお伝えしているんです。私たちがもめれば警察沙汰になりますよ。ニュースにもなりますよと言っているんです。

○町長（片山健也君） おまえ後悔するぞということは脅迫でしょう。

○5番（前原孝植君） おまえ後悔するぞなんて言っていませんよ。じゃあ、録音データを出してください。

（「議長、個人的な発言が相次いでいます。

整理してください」の声あり）

○5番（前原孝植君） 録音データを出してください、録音データ。

○議長（青羽雄士君） ただいまの発言は議題外にわたっていますので、注意をいたします。ただいまの発言は質問の範囲を超えておりますので、意見を述べるのではなく、きっちりと町長の答弁に答えるようお願いいたします。

片山町長お願いします。

○町長（片山健也君） 1点だけ簡潔に。前原議員が職員を脅し、ニセコ町の職員を萎縮させ

ようとする狙いは何なのでしょう。

○議長（青羽雄士君） 萎縮の狙いは何なのでしょう。

○5番（前原孝植君） 何度も再三お伝えしてはいますが、脅迫ではございません。現実には日本で起こることです。起こっていることです。もう何度も説明させないでください。ニュースを見てください。現状なっているでしょう、今現状。全国民から、動画を見て、町長に対してメッセージが行っているでしょう、たくさん。それも私の策略ですか。動画がもう既に230万回再生。切り抜きも含めたら1,000万再生されているんですよ。それに対して私一人の個人的な意見が通って今の現状があると思っているんですか、皆さん。民意がそういうふうにあなたたちを指摘しているんですよ。いいかげんに気づいてください。

簡潔に答えます。これは脅迫ではなく、事実を述べているだけです。逃げずに対応して、議事録を提出してください。

次いってよろしいですか。議長、再々質問終わってますよ。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 先ほど4つ・・・

○5番（前原孝植君） 再々質問終わってますよ。議長、異議あり。

○町長（片山健也君） 4つのことを分からないと言ったんですよ。

○議長（青羽雄士君） 4つ答えていません。

○町長（片山健也君） あなたが度重なる人権侵害、反社会的行動を続けられる理由は何なのでしょう。

○議長（青羽雄士君） 手短にお願いします。

○5番（前原孝植君） 私は、人権侵害、反社会的行動を取った覚えはございませんので、本件の発言に関してはものすごく重要な発言をしたと思いますので、書面にて私に提出ください。私も法的措置を取りますので。

○町長（片山健也君） 最後です。

○5番（前原孝植君） 最後もないでしょう。もう再々質問終わってます。

○議長（青羽雄士君） 4つ目です。

○町長（片山健也君） あなたがニセコ町のいろんなことを内外に出されて、このニセコ町の誇りや愛着、町民の皆さんが培ってきた町を駄目にしようとしている、その理由は何なのでしょう。

○議長（青羽雄士君） 理由は何なのでしょう。手短にお願いします。

○5番（前原孝植君） 理由をお伝えします。もう世代交代を望んでいるんですよ、もう本当に。何度も言わせないでください、もうこれに関しても。私たち、私もそうですけれども、ニセコ町を愛しているからこうやって話をしているんじゃないですか。なぜここまで対立しなきゃいけないんですかと。対立する理由がないでしょうと。いずれは若い人たちが担う社会ですよ。その人たちに借金と利子を押つけられて、私たちが払っていかなきゃいけないんですよ。それを上の世代がそれを決められて、デジタル社会も分かっていなくて、それに付き合わされ

て、今もこうやって無駄な質疑が行われる。これが町民が求めていることなんですか。

町民は何を求めているんですか。私の言動や発言に対してああだこうだ言う前に、町民の声に耳を傾けてください。お願いします。あなたたちの周りには高齢者のローカルのみじゃないですか。私の発言は、私個人の発言じゃないですよ。ここにいらっしゃる皆さんもそうです。こんなことが今まで起こっていましたか。傍聴席に人がこんなに来ましたか。

(「エイジハラスメント」の声あり)

エイジハラスメントですね、確かに。今のは私の失言です。申し訳ございません。

しかし、私は間違っただけをすればこうやって謝ります。謝罪もします。分かりますか、副町長、笑ってないで。なので、駄目なことは駄目だと、ちゃんとしっかり認識して、謝るときは謝ってください。

○議長（青羽雄士君） 以上で反問権の行使を終了します。

この際、議事の都合により、2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時28分

○議長（青羽雄士君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、前原孝植君。一般質問を続けてください。

○5番（前原孝植君） 先ほどは討論に対して私の失言が多々ありましたことを深く申し上げます。次の質問に移らせていただきます。

ライドシェア事業に関する状況報告と今後の対応。

ライドシェア事業の導入により、地域の交通手段の確保や利便性の向上が期待される一方で、安全運転や運行状況に関する情報が町民に十分に共有されているとは言えません。特に、売上げ規模や利用者数、事故件数、運営上の課題など、事業の透明性を確保するために詳細な報告が求められます。

1、ライドシェア事業の売上げ・収支状況について。

2、利用者数と運行状況について、月ごとの利用者数及び利用回数の推移を示せるか。利用時間等とエリアの傾向を分析しているか。

3、事故件数及び安全対策について。事業開始以来、事故・トラブルの発生件数とその内容はどのようなものか。事故発生時の対応フローと、事業者の責任範囲はどのように定められているか。

4、運営平常の課題と今後の展望について。町として、この事業の将来的な継続・拡大・見直しをどのように考えているのか。ほかの自治体の事例を参考に、さらなる改善策を検討しているかをお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの前原議員のご質問にお答えいたします。

現在、ニセコ町もしくはニセコ町内で道路運送法に基づくライドシェアは行っておりませんので、4点のご質問はそれぞれが該当がないということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、今後については、先進事例なども参考とするとともに、何より地元運送事業者の方との合意、連携が必要でありますので、ライドシェアの将来的な導入の可能性については引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 申し訳ございません。私が指摘していたのは、ニセコ町でのタクシー配車アプリGOについてでした。申し訳ございません。その件に関してお答へください。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） それでは、私のほうからニセコモデルの件につきまして、ちょっとご説明できる範囲でご説明したいと思います。

まず1点目の売上げ等々についてでございますが、この売上げなどにつきましては、北海道ハイヤー協会とGO株式会社、こちらのほうを取りまとめという形になってございますので、現在の状況につきましては、まだ公表されていないということです。それは後の事業報告のほうをお待ちいただければなというふうに思っているところでございます。聞き取りとしては、数字という形ではなく、前シーズンよりも好調ですというのはお伺ひしているところでございます。

それと、2番目の利用者数等々のところについてでございます。これにつきましては、去年の12月16日に開始後1か月程度の状況についてということで、これはちょっと直接GOさんのほうに電話等での確認というところも入っているんですけども、利用者数につきましては約7,300人と前年比約2倍、利用回数につきましては約1万8,000件、前年比2.9倍というふうに聞いてございます。また、利用時間帯等につきましては、午後2時から午後8時がピークを迎えているということと、もう一つ、エリアの傾向につきましては、ニセコ町と倶知安町で3対7ぐらいの割合と。やはり比羅夫エリアが中心のご利用が多いというような内容になっているところでございます。

それと、事故件数につきましては、今シーズンに入りまして10件の接触事故等がありましたということでございますが、これらについては事業主体というか、それぞれのいわゆるタクシー会社での対応となりますので、発生後はそれぞれの事業所、それからGOの会社のほうに報告が行われているということと、それを基に、また全体での協議検討のほうにつながっていくというところでございまして、状況としてはまずそういったところでございます。

それと、4番目の運営上の課題等についてというところでございますが、これもちょっとまだ今シーズン全て終わっての結果等も出ていない状況ですので、当面は現状の応援タクシーを使った対応を維持した運営を行っていければというところで考えているところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） こちらGOタクシーについて再質問させていただきます。

GOタクシーに関しては年々、去年と比べてもそうなんですけれども、配車料が高騰しております。これら全てがGOタクシーの会社の利益となっておりますので、ニセコ町が潤うことはございません。また、これは町民の意見なんですけれども、ライドシェアに関しては、農家さんを含めて運転したかったなというような意見が多々ありました。なぜなら農家さんは夏場に農業をして、冬場はGOタクシーじゃないですけれども、ライドシェアで稼げれば二毛作となり、町民が豊かになるのかなと思います、その声も聞いておりました。

GOタクシーに関しては様々な意見がある中、事故件数10件、これに関しては執行部のほうはどうお考えでしょうか。私の考えといたしましては、タクシーの3か月の期間のうちで10件もの事故を起こす。聞くところによると、アルファードが1台廃車になるような事故も起こしているということをお聞きしましたが、その事実確認も含めて、もう少し精査して情報を町民に共有してください。10件の事故です。これが普通かどうかご返答いただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） まず配車手数料ということで、今回1,280円というふうになってございます。既に町民などには周知はしているんですけれども、ニセコ町、倶知安町のほうについては、この配車手数料100円で利用というところは既に周知されて、それもある程度利用があるというふう聞いてるところでございます。この配車手数料の部分なんですけれども、これがGOのもうけというふうなご説明だったんですけれども、GOだけではなくて実際にタクシーを運営している会社、それぞれのほうにも入りますので、なので全部がGOということではないということでございます。

それと、あと事故件数につきましては、結果として今この10件という数字をお伺いしているんですけれども、先般、新聞などでも出ておりますとおり、やはり外国の方のレンタカーによる事故が去年の倍以上という数字が報道されているところなんですけれども、その点も含めて、このタクシーの利用、この事業に参加される事業者につきましては、昨年12月15日に一堂に集まっていただいて、交通安全上の注意ですとかを説明しているところと、あと今シーズンの車については全て四駆での対応と、四駆のタクシーを利用してくださいというふうをお願いした対応を取っているところでございます。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再々質問させていただきます。

今の返答に、ちょっとおかしな、ちょっと疑問に思えることがあったんですけれども、この豪雪地帯ニセコ町で旅行者の配送といいますか、タクシー業務を二駆でやっていらっしゃったんですか。二駆でやっていらっしゃったんですよね。それは事故も10件出ますよ、それに関しては。四駆でお願いします、最初から。

これに関してなんですけれども、運転手のドライバー、どちらの出身の方ですか。雪道に関して実績ある方が運転しているのでしょうか。また、ニセコ町に関しての道のルートを的確に覚えている方が運転しているのでしょうか。私の情報によりますと、東京からドライバーが来

て、そういった方たちが雪道に不慣れで運転しているということをお聞きしました。ドライバーの明確な運転技術等、もし情報があるのであれば共有ください。お願いします。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

二駆につきましては、前シーズンが二駆の車があったというふうに聞いておりました、それで今回、今シーズンについては全て四駆でお願いしますということをタクシー会社さんのほうにお願いしたということでした。

それと、運転手の選考につきましては、基本的にはそれぞれのタクシー会社さんの事業所さんのほうで選定選抜をいただいているんですけども、当然ニセコのこの状況については、雪ですとか、あるいは滑るといったところも十分お伝えした上で選定してもらっているというふうに聞いておりますので、全くその運転手さんがニセコに来て、こんなに雪があるんだってびっくりしたというような方たちの運転手が集まっているということではないというふうな認識でございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 次の質問をお願いします。

○5番（前原孝植君） 次の質問に移らせていただきます。

ニセコ町ギフトカード配布事業の実績状況と今後の課題。

紙での配布との比較や、未使用のギフトカードの金額とその取扱いについて、透明性の確保と事業の適切な運用のために明確な説明を求めます。

1、ギフトカード配布の実施状況について。これまでの配布枚数及び利用率のデータはどうなっているか。

2、紙での配布との比較について。過去に紙のギフト券を配布した際の利用率や事務コストと、今回のギフトカード事業を比較すると、どのような違いがあるか。住民や事業者から、紙とカードのどちらが使いやすいとの意見が多いのか。

3、未使用のギフトカードの金額とその行方について。これまでの累計額のうち、未使用のギフトカード残高はどの程度あるのか。未使用分の資金が町の財源に戻るのか、それとも事業者側の利益になるのか、その処理の仕組みはどのように設定されているのか。

4、事業の今後の方向性について。今後、紙とデジタルのどちらの形での配布が望ましいと考えているのか。住民や事業者から寄せられた意見を踏まえ、今後の改善点をどのように検討しているかをお聞かせください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目のご質問のギフトカードの配布人数は4,881人で、金額換算では2,404万5,000円になります。利用金額は2,341万2,131円となり、利用率は95.93%という結果でした。

2点目につきましては、令和5年度に1人5,000円分の紙商品券を配布したときの利用率は96.97%であり、今回の利用率と特に大きな差はございませんでした。事務費については、昨年12月定例会の一般質問でお答えしたとおり、令和5年度は約170万円、今年度は約700万円と

なっております。また、紙とカードどちらが使いやすいかについては、町民等のお問合せや特に苦情などを含め、特段のご意見はございませんでした。

3点目につきまして、利用された金額分だけ国の交付金を受け取る仕組みとなりますので、残額というのは発生しません。残った分は全部、国に戻りますので、残額は発生しないということであります。

次に、4点目については、デジタル化の推進による社会情勢の変化に対応すべく、環境整備を今後とも進めていきたいと考えております。また、利用者や店舗からのご意見としては、複数枚数のカード決済をスピーディーに改善してほしいということ。それからカードに現金をチャージできないかなどのご意見がある一方、1円単位で使えるからうれしいとの声も聞かれています。今後、これらの意見も踏まえ、できるだけデジタル化を進めるという前提で、利用しやすいものとなるよう配慮してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再質問させていただきます。

今回のギフトカードの配布事業に関しては、驚くことに95%が使われていたという結果となりました。これに関しても町民に関しては、デジタルに関してはほとんど受入れ体制ができていたというような結果じゃないでしょうか。なので、これからも町長の肝煎りのDX化をどんどん突き進んでいただけたらと思います。

ただしかし、この請けている業者に関して、私たちは、問題があると町民の中で声が出ております。システムに関しての、この会社さんのシステムのエンジニアの数が少ないんじゃないかとか、何をやっている会社か分からなかったりとか、そういった声が聞こえてきております。事業者の選定に関して適切なガイドラインはあるのでしょうか。お答えください。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） 今回このギフトカードの配布事業を行うに当たっては、前回の一般質問等でもちょっと触れさせていただいたところなんですけれども、ニセコ町の指名願を提出していただいている会社の中から、この業務に対応できる業者さんを選定ということで、指名選考委員会のほうを開催した上で、この会社に決めさせていただいたという経過がございます。

なので、今回はこのニセコ町に今出ている事業者さんがこの1者だけという現状が一つあったんですけれども、今後さらに、議員がおっしゃるとおり、デジタル化を進めていくに当たって、こういった事業者、こういったことができる事業者がニセコ町にも増え、さらにはその指名願という手続もしていただいた上で、また次回こういった機会があれば、その中でまた選定というのも新たに考えていくことができるのかなというところがございますので、まずは今回の件については現状で図り得る事業者さんとの初めての取組をさせていただいたというところが正直なところがございます。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再々質問させていただきます。

事業者の選定についてなんですけれども、すみません、私の勘違いでした。こちらの業者さん、町長のお友達なのかなと思っておりまして。なぜならといいますと、第三セクター、後ほど一般質問させていただきますけれども、こちらは雪森考舎の役員の方がこちらの会社の株を持っていたりと思っております。株の持ち合いをしています。全く関係ない事業に関してです。対して、オフィスも同じようなオフィス、同じビルでオフィスを構えております。このような関係値において果たして平等に事業者を選定されていたのかというのは疑問に思われておりますけれども、明確性、透明性をお答えください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 指名委員会等も開催されておりました、不透明なことはございません。今回前原議員、地域通貨のことでずっといろいろおっしゃっていますけれども、地域通貨に関しては、昨年、私のところに来られて、知人の会社が東京で地域通貨を行っている、手数料も安くできるので、この会社を使うほうがよい。地元のこの赤字会社を使うことに反対する。この東京の会社を使わないなら、地域通貨は議会で通らない、大変なことになるとの発言をされ、それ以来一貫してこの地域循環型社会をつくるという私どもの地域通貨に反対をされています。

あまりにも利益誘導ばかりで、それ以外は反対するというのはいかかなものかと思えます。きちっと我々は、公金ですので、適正なことを全て進めております。変な誤解を生むような発言はやめていただきたいと思えます。以上です。

（「すごいなあ、もう質問だめなんですよ」の声あり）

○議長（青羽雄士君） はい、次の質問に移ってください。

○5番（前原孝植君） 次の質問に移ります。

ニセコ町の財政力指数と今後の財政運営の方向性。

財政力指数は自治体の財政的な自立度を示す指数であり、自治体運営の持続可能性を考える上で重要な指数です。2022年度の北海道内における財政力指数ランキングでは、ニセコ町は46位、0.3であるのに対し、隣接する倶知安町は6位、0.64と大きな開きが見られます。この状況を踏まえ、以下の点について質問します。

1、財政力指数の現状と要因について。ニセコ町の財政指数が0.3となっている要因は何か。隣接する倶知安町と比べて、税収構造や歳入の違いはどこにあるのか。

2、倶知安町との差異について。倶知安町は0.64と比較的高い財政能力を維持しているが、その主な要因は何か。観光・企業誘致・固定資産税などの税収面で、倶知安町とニセコ町の政策の違いはどのようなものか。これまで倶知安町の財政運営や政策から学ぶべき点を検討したことはあるか。

3、今後の財政運営の方向性について。ニセコ町として財政力指数を向上させるための具体的な施策を検討しているか。町の財源確保策、税収拡大、企業誘致、観光政策の強化などの現状と今後の戦略はどうか。財政力指数を高めるために、どのような新たな施策や改革を導入する計画があるのかをお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの前原議員のご質問にお答えいたします。

1点目の質問ですが、倶知安町とは、人口規模、商業施設の数、自衛隊の駐屯地の存在、国や北海道の行政機関が集まっているなど、多くの点でそもそもの町の構成が違っておりますので、比較対象とはならないものと考えております。

2つ目のご質問ですが、隣接する自治体ですので情報交換は常に行っておりますが、周囲の状況が違うので、倶知安町の財政運営や政策の比較検討は行っておりません。また、倶知安町の財政力指数が伸びているのは、主に比羅夫・花園地区における大規模投資によるものが大きいものと思います。これまでも執行方針や町の歴史でご説明させていただきましたが、もう30年ほど前にニセコ町は乱開発をしない町にしようということで、厳しい景観条例、環境基本計画等をつくって今日まで来ておりますので、そういったのも差となっているというふうに思いますが、そもそもの町の構造が違うということでございます。

最後の質問ですが、ニセコ町では第6次総合計画や自治創生総合戦略を策定しており、その計画に沿って取組を進めております。また、これまでルピシアグループさん、八海醸造さんなど、大変優良な企業にお越しをいただいております。引き続き優良企業の誘致に努め、財政力の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、前原議員をはじめ議員各位のご支援をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再質問させていただきます。

先ほどから再三、私に対してものすごく情報の印象操作をされておりますが、そこまで言うのであれば、行政のプロである町長にお聞きします。この財政力指数とはどういうものかご説明できますか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 財政力指数は自己財源比率と言いまして、町の財政規模、標準財政規模に対してどのくらいの税収が入っているかという割合です。ですから、もしこれが1だったら、東京都や軽井沢は1を超えています。東京都は、多分2.6ぐらいになったのかな、もうちょっと大きいかもしれないですけども、1を超えていると交付税の不交付団体になります。1を超えていると、そのマイナスの分において地方交付税という、いわゆる国の地方財政、地方の財源調整、財源保障制度としてある地方交付税が来るという制度です。ニセコ町は以前は0.24ぐらいでした。この辺は大体0.2台がほとんど多いかなというふうに思います。これは0.1も日本にはあります。

ですから、財政力が必ずしも全部を表しているわけではありませぬので、基本的にはどう考えるかという、町の形態は標準財政規模というもので見たらいいと思います。ただ、基本的には財政力指数は、そうですね、0.5以上は欲しいというのが率直なところであります。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） はい、おっしゃるとおりです。つまり、この0.5を目指すべきではありません。ニセコ町に関しては、この数字になる、いろんなほかの町村以外と比べて、収益は倶知安町に似たように固定資産税もかなり入っていますので、ニセコ町に関しては正直、一般の商店さん、農家さんへのフォローが少し少ないのではないかなと思っております。そこに充当する税金が箱物に使われている。これによって指数が落ちています。かつ、この指数が落ちる原因として、交付金と補助金に頼るこの長年の体質から抜け出せ切れておりません。ここが問題なんです。と言いますのは、令和にも大合併、自治体の大合併が起こる際に、私たちはもっとしっかりとした町民の経済能力を高めていかなければなりません。において、この経済指数0.5にするまでの施策をお考えであるのであればお答えください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 多分、その地方財政のことを昨日も言いましたけれども、全体像の財政の仕組み自体はどこかで一緒になって勉強会をやってもらえればありがたいなというふうに思います。やっぱり税収を増やすことは一つ大きいので、それは基本的には一つは人口です。それとやっぱり大きいのは、企業さんが来て、ここに雇用の場が生まれて、昔から漏れバケツという言い方しますが、地域循環型で地域にお金が回る仕組みです。それが大きいと思います。

それと、農業への投資は、ニセコは相当、全国比較していただいたら結構ですけれども、投資は大きいです。おかげさまで農業所得が相当、今、国営事業も進んでおまして、農業所得は順調に上がっているという状況でありますので、その辺、全体像の比較の中で見ていただければありがたいかと思います。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） 僭越ながら税務の部分のお話もありましたので、ちょっとお話をさせていただきます。

先ほど前原議員のほうから、農業や商工業に対しての手を差し伸べるところが少ないとかという部分が、そこが税収につながっていないというような、そういうご指摘だったかと思うんですが、間違いないですか。

○5番（前原孝植君） はい。

○税務課長（鈴木健君） そこに関しては少し異論がございまして、仮にそこが公的資金を投入したからといって、必ずしも農業収支が上がるですとか、商工業、自営業者の収益が上がるとは私どもは思っておりません。

私ども税務の中で税金をかけるという部分の作業をする中で、皆さんの所得とかを一人一人拝見しております。ここ10年の推移、私、如実に見てまいりました。これまで15年ぐらい前までは、ニセコ町の税収というのは大体6億円規模でした。先日、予算案をご覧いただいておりますが、コンスタントに10億円を超えるようになったと。1.5倍以上の規模になっていると。この要因は何かといいますと、個人住民税、法人住民税、いわゆる住民税と呼ばれる税収が増えていると。過去15年前までの税収のほとんどは固定資産税でした。6割以上が

固定資産税です。おかげさまでニセコ町内に様々な建物が増えて、固定資産税の伸びも順調に伸びているんですが、それをはるかにしのぐ勢いで住民税が増えています。

この要因は何かといいますと、もちろん交流人口、流入人口ですね、そういった部分ですとか、先ほど町長が申し上げたような様々な法人の進出。これは何が原因かといいますと、やはり子育て環境の充実ですとか、ニセコ町の環境のよさ、そういった部分ですとか、倶知安町と比べて大規模開発がない、景観がいい、そういった部分に共感して、実際、東証一部上場になっているような有名な企業の社員さんがお子さんを連れて移住されているというケースが非常に最近増えているんですね。そういった形で給与所得が増えて、そういった部分の住民税の課税が増えていると。

いわゆる町長の言い方によりますと、共感によっていろいろ人が増えている、会社が増えていくということによって税収につながっているというのが、私ども税務の部門で強烈にそこは実感しておりますので、ここをいかに伸ばせるかということが今後大事になってくるかと思っておりますので、そこに対するご支援等を議員の皆様にもお願いできればと思います。以上です。

○議長（青羽雄士君） 次の質問をお願いします。

（何事か声あり）

○議長（青羽雄士君） 失礼しました。再々質問どうぞ。

○5番（前原孝植君） 再々質問させていただきます。

私の一般質問というのが町民の声を基につくられておりますので、ちょっと難しい説明、ご返答に関して、なかなかうまく返答できないんですけども、私がお伝えしたいのは、ニセコブランドというネームバリューがここニセコにはあるんです。において、私は農家さんをもっと支援したい、もっと可能性があるんじゃないかと考えているんです。

なぜかといいますと、ニセコ町にビュープラザがあるんですけども、そちらに通っているのは多分私が一番通っているんですね。において、隣町の蘭越町なんですけれども、こちらの蘭越米というブランドがございます。これはニセコのネームバリューはなくて、蘭越の町だけで作り上げたブランドです。これ、ニセコ町でもできますよ。あんなおいしい野菜が置いてあるんですから、ニセコビュープラザに。なので私はそういったこともやっていかなければいけないんじゃないかというところにおいて、その農家さんを支える施策はありますかという質問でした。

もう一つ、この指数に関してのことなんですけれども、これまたちょっと意見が食い違って、私の行政の勉強不足だというご指摘があったんですけども、ニセコ町は補助金、交付金、そういったものを取れるだけ取ります。取ってやる、そういうような発言を以前の動画配信とかでもしております、町長。そういった考えであるから、今回の箱物、オーバースペック、箱物を年に4個、5個も造る、そういった結果になっているんじゃないですか。節度を守って、みんなの税金なんですから、必要最低限のものを造りましょうよ。そういった次世代の声というのは届いていないかもしれないので、一度ここでお伝えしますけれども。そういった取れるだけ取るというような行政の財務計画ではなくて、もう少しまともといいますか、しっかりした政

策の変更と計画はございますでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 私たちのやっている仕事というのは、皆さんで話し合っただけで計画をつくらせて、どういうまちをつくるかという総合計画とか各種の計画に基づいて動いているんですよ。将来の子どもに何を残すかという大枠の財政で今動いていて、今年はちょっと予算的には大きいんですよ。だけれども、ずっとではありませんので、今やった予算をやらないと12年後に困るんですよ。だからやっているんです。ぜひね、長期的なビジョン、目先の話でなくて。前原議員はいつもね、目先の何かあれば、そこをつつこうとやってばかり・・・

○5番（前原孝植君） 情報操作ですよ、異議あり。異議あり。

○町長（片山健也君） そういうことを言っているんですよ。

（「印象操作です」の声あり）

○議長（青羽雄士君） 前原議員、発言を・・・

（「印象操作です」の声あり）

前原議員、発言を控えてください。

（「異議あり」の声あり）

答弁しています。

（「異議あり」の声あり）

答弁しています。

（「印象操作です」の声あり）

○町長（片山健也君） 私たちは計画に基づいてやっているんです。そのときそのとき、気分でやっているわけじゃないんです。長い、いろんな、だから財政計画も将来の子どもに借金が残らないんですから、今やって。全然残らない。そういう数値をちゃんと出しているじゃないですか。だから、公債費比率があつて、枠でね、将来の子どもに負担を残すというのは、例えば住民税を上げるとか、保護者の負担を増やすとか、そういうことは全くない財政運営をしているんです。そのことによって子育て環境を守り、住環境を守るんです。ただ目先のその額だけで言って騒がれておられますけれども、それは町民のためにならないですよ。やっぱり町の幸せを考えてください。みんながやっとならなくて、本当に安心してできるようになって、ニセコの子育ていいんですよ。それを全部壊そうとするのはおかしいですよ。少し考えてください、町の将来を。私のほうは以上です。

（「印象操作ですよ」の声あり）

○議長（青羽雄士君） 中川農政課長。

○農政課長（中川博視君） 前原議員のほうから農業の話、確かに前原議員、行けば大体いるので、道の駅にいますので、いつもお買上げありがとうございますという形です。農業の部分、ブランドをつくりたい。この部分、要は俺の時代よりももっと昔の代から先人の先輩たちがいろいろ考えてきた、悩んでいた部分という形でやろうという部分は分かります。

ただ、道の駅の直売会をご覧になったとおり、ありとあらゆるものがあるんですよ。あれを

ブランドで特化するというのが正直非常に難しい。今、去年やらせていただいた部分のやつで言えば、それで野菜に特化させようって、いろんなどいう形でいろいろやらせてもらっている最中で、動いている最中なので、そこら辺は緩く見ていただくと、徐々に進ませようと。

予算の部分に関しては、今回比率的には少ないという部分を言いたいんだと思うんですけども、過去から比べると予算的にはどんどん伸ばしていつている。今後、国営の部分とかもあるので、その部分を伸ばしていきながら、それに対して対応していこうというふうに考えているところです。

あともう一個だけ。多分、過去の部分で財政部分を担当しているのを現状であんまりいないと思うんですけども、正直、私のとき、もめていた、よくある話の財政力指数0.21でした。それが今0.3まで伸びている。あと財政の比率が今1桁7%とかで、建物だったら13%とかという話に出ていたと思うんですけども、俺のときが17%とか、ものすごいつらい思いをしていたんで、前回の話を聞いて13.5というのは自分にとっては羨ましい限りという状態だという部分だけのご理解いただけるとなと思います。以上です。

○議長（青羽雄士君） 次の質問に移ってください。

○5番（前原孝植君） ありがとうございます。次の質問にかかります。

合併浄化槽のオーバーフロー問題と今後の対応。

ニセコエリアにおいて合併浄化槽のオーバーフローが発生していることは、環境保全や住民の衛生環境に深刻な状況を及ぼす可能性があります。今後の対策について、以下の点を質問いたします。

1、オーバーフロー発生の原因について、合併浄化槽のオーバーフロー発生状況を把握しているか。定期点検や適切な管理が行われているのか。町としてどのように把握しているのか。

2、環境・住民への影響について、オーバーフローが発生した場合、河川や地下水への影響はどの程度と考えられるのか。住民の生活環境や公衆衛生に与えるリスクについてどのように認識しているのか。町内での苦情や報告はどの程度あり、それに対する対応はどのように行われているのか。

3、今後の対策と維持管理について、定期的な点検・清掃・補修の実施状況と、管理体制の見直しの必要性はあるか。オーバーフロー防止のための支援策、補助金制度、点検強化、住民への啓蒙活動などはどのように考えているのか。合併浄化槽から公共下水道への接続促進や、集中処理施設の整備など、長期的な対策は検討されているのかをお答えください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1つ目の質問ですが、現在ニセコ町には約1,000基の浄化槽が登録されてございます。北海道浄化槽協会において7条検査、これは新設の浄化槽検査と、11条検査、これは年に一回の定期検査であります。これを実施しているところであります。また、その結果について浄化槽協会から報告を受けており、不適正対象者には通知をして改善の対応を依頼しているところでございます。

2つ目の質問ですが、排水におけるオーバーフロー等の状況にもよりますが、大きな影響があるものと考えております。本年度は3件の相談があり、所有者や施工事業者に改善の指導を行っているところでございます。また、農業者からも農業用水の汚染への懸念がまちづくり懇談会でも出されているところでありまして、現在、北海道ともこの対応について協議中というような状況でございます。

3つ目のご質問ですが、保守点検管理においては、保守点検結果と浄化槽協会検査結果を一元化するシステムの構築が必要と考えておりますので、国や北海道などの関係機関にシステム構築の要望をしまいたいと考えております。また、防止策につきましては、浄化槽自体の規模が小さく、処理能力が低いという状況もありますので、北海道に規制を含めて現在打診をさせていただいているところであります。今後とも、浄化槽協会、保守点検事業者や役場内関係部署と情報共有をして、適切な指導をしていきたいと考えております。

また、公共下水道への接続促進ということでございますが、合併浄化槽設置場所が公共下水道の区域外であるため、そもそも接続できないものであるというふうに思います。また、現在のところ、集中処理施設といったものを新たに建設するという考えは現在のところありません。よろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） こちら合併浄化槽のオーバーフローの問題に関しては、町民に直接に関わるかなり重要な問題でございます。こちらに関しての問題解決に対する財源はどちらから持ってくる予定でしょうか。お答えください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） すみません、オーバーフローの財源ってどういう意味なのか。

○議長（青羽雄士君） よろしいですか。

○5番（前原孝植君） 今課題になっていることを解決するための財源は、どこから確保しますかという質問です。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今問題になっているところは、言ってみれば施設的な建築基準とかいろんな仕組みの中で、本来は20人槽入れるべきであったのが、結果的には法律上10人槽でいいということになると、やっぱり安いから10槽入れちゃうんですね。そうすると、そのピーク時に処理できないということが起こって、外に出ていく。ところが、そのピーク時が終わると普通の水になっていって、法定検査のときは分からないというようなことが、ピーク時との差が大きくて、そういう実態が出ております。

現在、北海道の合併浄化槽の担当のほうにお話をしておりますが、事前の調整槽というのを造るべきだというのが合併浄化槽の専門家部隊です。ただ、もう一方、建築のほうの部隊とも今協議しておりますが、できればニセコ町で独自規制できないかということをやっておりますが、なかなか町の条例で規制するのは今のところ難しいのではないかとということで、逆に北海道のほうで建築基準の中でニセコ町を指定して、言ってみれば建築基準では10人槽だけれども、

実際上の、風呂があつたり、シャワーがあつたりという割と豪華な家なり施設もありますので、その場合は大きいものにするようなことが道の規制の中で逆にできないかどうか、それを現在の北海道と調整中ということでありますので、そういったものがどういうふうに関の制度として使われるのか、北海道の仕組みとして使われるのか、それによってまた対応の仕方が変わると思われますので、今のところ特にそのオーバーフローの財源ということ自体は今後のことではないかというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） 次の質問をお願いします。

○5番（前原孝植君） 次の質問に行きます。

羊蹄衛生センター施設更新費用の増加と今後の財政負担について。

羊蹄衛生センターの施設更新費用が当初の想定より2.5倍に増加していることは、町の財政に大きな影響を及ぼす可能性があります。公共施設の更新においては、適切なコスト管理と事前の見積り精度の向上が求められる中で、今回の費用増加の要因と今後の財政負担の見通しについて、以下の点を質問いたします。

1、施設更新費用の増加要因について、当初の見積りと比べ更新費用が2.5倍に膨らんだ主な要因は何か。設計・施工段階での変更や資材高騰など、どのようなコスト増加要因が発生したのか。

2、財政への影響と負担の見通しについて、更新費用の増加により、町の一般会計や財政調整基金への影響はどの程度か。費用の増加分を補うための財源、国・道の補助金、起債の活用、町の負担割合などはどうなっているのか。ほかの行政サービスやインフラ整備計画に影響を及ぼす可能性はあるのか。

3、今後の施設運営とコスト管理について、今後、同様の施設更新におけるコスト増を防ぐためにどのような対策を講じるのか。近隣自治体との連携や広域処理の可能性など、施設運営の効率化について議論されているかをお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

施設更新費用の増加の要因ですが、これは令和6年度第2回羊蹄山麓環境衛生組合議会において報告をされており、組合議員である前原議員も内容は承知されているかというふうに思いますが、一応この議会での報告を最初に報告させていただきます。

この議会での報告内容です。現在、道内における特筆すべき状況として、組合管内の北海道新幹線、高速道路インターチェンジなどの公共事業、千歳市での半導体工場建設などの影響から、未曾有の建設ラッシュが進行しており、今般の物価高騰も重なって、ニセコ地域における建設コストの増加は他に類を見ない厳しい状況にあり、組合管内の活性化と地域の経済循環に寄与するため、地元企業の積極的な採用を組み入れる想定をしています。また、喫緊の課題として、深刻な人材不足、働き方改革もあり、実質事業期間である令和8年から令和10年度までの事業完了は現状において困難であると想定され、6か月程度の工期延長が必要である旨、メーカー側から求められております。さらに、当初1日のし尿処理量を1日40キロリットルと積算

していましたが、今後のニセコエリアでの下水道区域外での大型リゾート施設の建設などを想定し、1日51キロリットルとして積算したところ、建設コストが約2.5倍となった旨報告を受けています。との内容でございます。

2つ目の質問ですが、行政報告や執行方針でも説明させていただいておりますけれども、施設の更新費用が高額となっていることから、再度施設について見直しをし、再検討を進め、費用の削減や現状の組合規約の規定による構成町村において極端な負担格差の解消を検討していくこととしてございます。

なお、私からも各町の課長などから成る、構成するプロジェクトチームをつくって進めてほしいという旨を組合のほうに要請をしております。また、本町としても、環境に配慮した最先端の処理方法などの情報収集に努め、町財政への影響を最小限にするよう検討してまいりたいと考えております。

3つ目のご質問ですが、施設自体は現在も再検討の時間であり、数年延びるものと考えていますが、さきにご説明させていただいたとおり、今後、組合並びに関係町村とこれから十分な協議、検討し、ライフサイクルコストも含め事業費の低減化を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再質問させていただきます。

質問に対しての返答を聞きますと、組合もそうなんですけれども、この行政執行部のどこに中長期的な計画があるんですか。人材と資材の高騰など当たり前でしょう。ラピダスの開発なんて去年、一昨年起こったことじゃないですよ。もう何年前からも起こっていたことじゃないですか。それが実際に起こるということがもう事前に分かっていた段階で、こういったことに対して中長期的な財源の確保等をすべきじゃないんですか。私に対して一過性のあるものがない、中長期的な目線がないと、視座がないとおっしゃいますけれども、実際に2.5倍の請求が上がっていることに対して、これこそ中長期的目線がないんじゃないんですか。本件に関して、具体的な執行部側としてどのようなこの2.5倍の金額に対しての返答をするのか、お答えください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 2.5倍になって、施設も相当大きなものに、今、花園地区を含めて大規模な計画があって、相当人口数も増えるんじゃないかということで、倶知安町での人口が相当伸びるのではないかというようなことで大きくなったということがありますので、それらの処理方法を含めて見直そうということで動いております。

当然、前原議員、この組合議会の議員でありますので、その中で相当な議論をされているとは思いますが、我々も構成町村の首長として、その辺はしっかり組合の動きを見たり、意見反映をしていきたいと思っております。ぜひ議会にもきちっと、議会の中でも、当事者ですので、ご議論いただければありがたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再々質問させていただきます。

私のことを小ばかにするのはいいんですよ、別にね。中長期の目線がないとか、財務能力が低いとかおっしゃるのはいいんですけども、本件に関して、施設の維持コストがかかっているんですよ。このことに関して具体的にどうやって解決するかを聞いているんです。民間業者との連携とか、指定業者、管理業者の導入やPFI、民間資金活用の可能性を検討しているのか。次回の更新時に今回のような予算超過を防ぐための仕組み、第三者による事前審査、コストの上限などの設定など導入する予定があるのか、そういったものを組合とお話を執行部はしているんですかとお聞きしているんです。お答えください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） これまでも申し上げたとおり、この2.5倍というのは、50億円かけて新しい施設をつくるという話ですので、それは一回リセットをして、今、処理方法だっていろんなやり方、今出てきています、最先端の。だから旧来型でない方法もあるかもしれませんので、それらの情報を含めて見直して検討しましょうと。そのための情報を集めてくださいと。私たちも私たちの町としても独自でやりますというような流れで来ております。

前原議員もこの組合議会議員ですので、そこはいろんな情報を交換しながら、お互いに高めていくような努力をしていければいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 次の質問に移ってください。

○5番（前原孝植君） にこっとBUSの町民限定利用への移行について。

にこっとBUSは町民の移動手段を確保し、生活の利便性の向上を目的として運行されている予約制乗合バスですが、今後、町民のみの利用に限定される方針として、具体的な実施時期や対象範囲、運用体制への影響、町民以外の利用者、町外在住者や観光客への対応について明確な説明が必要です。事業の公平性や財政負担のバランスを踏まえ、以下の点について質問いたします。

1、町民限定利用への移行の理由と実施時期について、町外者の利用制限を開始する具体的な時期はいつか。町民の定義、住民票の有無、短期滞在者、別荘所有者の扱いなどはどのように決めるのか。

2、町外者利用制限による影響について、これまでの利用者数のうち、町外者の割合はどの程度だったのか。町外者の利用を制限することで、バス運行の採算性や運行ルートに影響は出るのか。町外者に対して、代替の移動手段を提供する考えはあるか。

3、町民の利用促進と利便性の確保について、町民限定にすることで町民の利便性は向上するのか。高齢者や交通弱者への配慮として、予約のしやすさや利用促進策はあるか。以上お答えください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 前原議員のご質問にお答えしたいのですが、今、3点のご質問をいただきましたが、デマンドバスの利用を町民限定利用とする方針は今のところございません。これまでもそういう方針は出したことないというふうに思います。

ただ、今、デジタル化を導入いたしますので、そのときの乗車率を上げるような、高める努力は引き続きしていきたいというように思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再質問させていただきます。

こちら、にこっとBUSなんですけれども、かなりの税金が投入されております。町民の血税が。において、町民限定にしない理由をまずお聞きしたいです。なぜなら、私たち、税金を支払って、それで利用しています。利用料金は200円となっております。しかし、町外の人に関しては税金を払っておりません、このニセコ町に対して。であれば、通常のタクシー料金と同じような金額を取ってもいいんじゃないでしょうか。その金額があれば、高齢者の方たちへ、よりお金を回せることもできますし、なぜ町外の方がこの200円で町民と一緒に移動できるかの、ここの平等性について透明性を示してください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これを導入するときに当たって、住民の皆さんといろんな協議を行いました。その中でペンションの経営者などは、やっぱりお客さんに駅に着いたら何時というときにバスがないところがあるので、ぜひそういう利用をさせてほしいと。私も、大型ホテルだけでなく、小さな民宿とかペンションもあります。そういう皆さんのお声もいただいて進めています。

今、かなり利用が多いんですよ。特に冬場は多いです。その中で観光客の利用自体は、さほど現場のほうを聞くと多くないということでもあります。そして、町民限定にすると、町民だけでうまく回るかということ、今働きに来ている皆さんも全部登録されますので、大きな寮もみんな町民と同等になります。したがって、町民限定にしたところで、今、相当利用がしやすくなるという状況には全くありませんので、前回、町民限定利用というお話もありましたが、結果的には町民に限定しても、さほど町民の利用が豊かになるわけではないということが分かりましたので、今あえてそういった差別といいますか区分をしないということに進んでいるというような状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再々質問させていただきます。

ご説明によりますと、可視化されている数字や情報を基にその返答をされているんですか。であれば、その町民以外、いわゆる税金を払っている、住民票をここに置いている者以外の利用者数の人数を教えてください。

もう一つ、この問題に関しては、私が指摘しているのは、にこっとBUSの町民のライフラインの課題についてお話ししているんです。そこになぜペンションなりホテルの従業員のお客様を運ぶ問題を一緒に解決しようとしているんでしょうか。このにこっとBUSというのは、町民が、高齢者であったり、情報の弱者といいますか、車を持っていない高齢者の方たちが何かあったときとか、町に住むときに過ごしやすいうように、住むために、安価な値段で町民のためにつくられた施策だと私は考えております。それに対して、旅行者が200円で乗るというよ

うなことが平等性があるのかというところを私はお聞きしたんです。透明性をお示してください。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） 先ほど高木議員からにこっとBUSの件をご質問いただいたときに、現在、電話での予約ということで、明確に町内の方とか、あとさっきも言った年齢とかというデータはちょっとない状況なので、ないです。なので、あくまでも今オペレーターさんの感覚でのお話になるんですけども、基本的には町内の方が利用されていると。ただ、町内のホテルの従業員として、冬の間、ニセコ町に住民票を移されている方の利用が多いというのは、これは乗ったところと行き先とで分かることなので、という利用が非常にピーク時には多いという現状があるというのは認識しているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） にこっとBUSをどうするというときには、町民の皆さんでいろんな会議でいろんな意見交換をさせていただきました。その中で、先ほど言った、今、人手不足で小さなペンションとか民泊の皆さんもそういった利用をさせてほしいということがあって、それは合意形成の中で公共交通の委員会の中で決定したということでありますので、透明性はもう全部透明、全て公開の会議で決めているということでございます。

實際上、冬場は、結構利用が多いんですね。実は大型ホテルの寮ですとか、そういうところの利用が相当実は多いです。コンビニに行ったり来たりという利用が多いんですね。ところが、その皆さんはニセコに住民登録全員されているんです、海外の皆さんも何も。そこは全く差別できないわけでありまして、町民に限定したところで何かそこで余裕が生まれるという状況ではないという判断で、現在あえてしていないということです。

ただ、区分をどうするかということはありませんけれども、町外からの皆さんのを例えば500円にするとか1,000円にするとか、そういうことは現状のシステムでも可能かと思っておりますので、それは今も議論しているところでありますので、将来的な利用についてはもう少し検討して、今、新しいシステムが入りますので、その中で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 次の質問をお願いします。

○5番（前原孝植君） 次の質問に移ります。

北海道自治体情報システム協議会のオンライン研修会への職員参加や状況。

北海道自治体情報システム協議会のオンライン研修会は、自治体職員のデジタルスキル向上や情報システムの適切な運用を目的として年間50回以上開催されています。しかし、研修が実施されているにもかかわらず、役場職員の参加率や実際の学習成果が十分に町政に生かされているのか不透明です。職員の研修参加状況を明確にし、今後の人材育成の方針について検討するため、以下の点について質問いたします。

1、職員の参加状況について、過去1年でニセコ町役場の職員は何回のオンライン研修に参加したか。参加した職員の延べ人数と、全職員に対する参加率はどの程度か。研修参加者の職種・部署別の内訳、システム担当者、一般行政職員、管理職などはどうなっているのか。

2、研修の効果と職員のデジタルスキル向上について、研修を受けた職員が業務にどのように活用しているか具体例はあるか。研修受講後のスキル向上や業務改善に関する評価やフィードバックは行われているか。

3、研修参加促進のための取組について役場職員の研修参加を増やすための取組、受講奨励策、業務時間内の受講推奨、報奨制度などはあるか。ほかの自治体と比較して、ニセコ町の職員の研修率は高いのか低いのかをお答えください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、北海道自治体情報システム協議会が令和6年度に開催しました研修と説明会は、新規採用者向けの研修が2回、そのほかシステム操作説明会やデモンストレーションなどが29回ございまして、合計で31回となっております。開催のほとんどが研修会ではなく説明会となっておりますことをあらかじめご承知おきください。

1つ目のご質問ですが、31回の研修や説明会のうち、同じ内容で複数回実施のものが5件、ニセコ町が導入していないシステムに関するものが7件ございますので、対象となる研修や説明会の種別としては19件となります。そのうちニセコ町が参加した件数は16件、不参加の3件については、異動者を対象とした初任者向けの説明会で参加を要しなかったものでございます。延べ人数や参加者、職員については担当課にて決定しているため、詳細までは把握できておりませんが、各課にて1人から2人にて参加をしているという状況でございます。

2つ目の質問につきましては、さきに述べましたとおり、実施されている研修会は新規採用者向けの内容であるため、デジタルスキルの向上や業務改善が目的というよりも、自治体特有のシステムの操作方法などを学ぶことに役立てているような内容でございます。

3つ目の質問ですが、特段、受講奨励に係る制度はございません。ほかの自治体の参加率については承知しておりませんが、ニセコ町においては新規採用職員全員の受講を基本としておりますので、参加率は高いものと感じております。以上よろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再質問させていただきます。

ちょっと返答に関してですけれども、これは片山町長、ちょっと他人事の返答になってないですか。この北海道自治体情報システム協議会というのは、会長はあなたですよ。ホームページでは50回以上ものオンラインでの開催が記載されているのにもかかわらず、実際は30回ほどじゃないですか。そして、執行部に関してのオンライン受講に関しては、そこまで参加していないというような印象を受けます。これはどういうことなんですかね。

オンラインでの協議会の研修会はあやふや、に対してニセコ町の今回システム関連費、各項目全て全部見ました。それを合計すると1億9,000万円になります。1億9,000万円がシステム開発費用に使われております。に対して、この北海道自治体情報システム協議会の自治体協議会というものの会社なのかよく分からないのですけれども、そこに発注している金額が1億3,000何がしになっています。1億3,000万円の金が発注されているんですよ、片山町長が会長する、

この自治体システム協議会の中で。この協議会というのは一体何なんですか。この従業員数と売上げ、年商、会長だったらお分かりなんでお答えください。

○議長（青羽雄士君） 森参事。

○総務課参事（森玲子君） ただいまの質問にお答えいたします。

北海道自治体情報システム協議会のオンライン研修会、勉強会は50回以上開催しているというのはホームページで出ている情報かと思います。各年によりまして我々も使っているそのシステムというのは役場で使っている基幹システムになりますので、税金ですとか保険ですとか住民票ですとか、いろんな基幹システムを統合して、この情報システム協議会で開発したり、運営、保守をさせていただいている状況でございます。

ですので、国の制度が変わって、例えば子育て世代の交付金を国の制度で突然給付するといえ、それによって必要となるシステムだったり、処理の方法のウェブ説明会が行われたりするというので、毎年必ず50回以上行われているというわけではなく、本年度に関しまして、まだ3月度に実施のものもございます。既に開催済みのもので31回というふうに申し上げましたが、この毎年数は増減するというご事情はご理解いただければと思います。

先ほど町長のほうからも説明がありまして、研修会に関しましては、基本的には新入職員向けのものになっておりまして、自治体のネットワークというのは非常に特別な構成をしておりますので、3層分離の状態です。特別な基幹システムでございますので、その基礎的なものを学ぶ研修会になっております。こちらに関しては、全職員の参加が基本的には参加しておりますので、決して参加率が低いということはないと思っております。

研修会に関しましては、先ほど申し上げたとおり、いろんなシステムがアップデートされたりとか、国のルールが変わったことで必要になった操作説明会がほとんどでございます。こちらでもニセコ町が研修として参加したほうが良いと思われる対象の研修会においては、実は100%参加を本年度に関してはできている状況でございます。もちろん年によっては、他の業務と重なって参加できないときもあるかと思うんですが、本年度に関しては担当課にて必ず参加できている状況でございますので、ご理解いただければと思います。

予算委員会のご説明でしたが、北海道のこの自治体システム協議会というのは、我々もそうなんです、やはりニセコ町単体でシステムを開発、運用、維持していくというのは非常に難しい、それは職員の数としてもスキルとしても、そういった優秀な人材を集めるのは非常に難しいということで、現状、片山町長が会長を務めているのは事実なんです、これは28の自治体の中で持ち回りで首長が会長を務めているというところでございます。片山町長と特段の関係があるというわけではなく、たまたま今、持ち回りで会長をしているという状況です。これ自体は共同調達、共同開発することでスケールメリット、コストメリットを出していこうという協議会ですので、ぜひご理解いただければありがたいというふうに思います。以上です。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 何度も説明させていただいて恐縮でありますけれども、前回も今回も

説明しましたけれども、北海道の町村において小さい町が全部のシステムをどんどん開発していくのは無理ですよね。それで北海道町村会という町村が加盟している自治体を中心となって、そこで小さい町で自分のところでどんどん開発したりできるところはいいんですけども、そうでないところが集まって共同開発をしましょうと。できるだけ安くということなので、利潤というのは協議会はありません。

基本的に今回もガバメントクラウド、あるいはローカルクラウドを入れます。その総額が幾らです。これだったらそれぞれのところに幾らでできますよねという、割り返して、特別なものはそれぞれの町村の負担金に入れますけれども、普通の共通経費的なものは実は均等割といまして、各町村一つ加盟すると例えばここは50万円とか、あと人口割といまして、人口に応じて負担するというようになっておりまして、これは全て透明化をされております。そこにもうけみたいなものが入る要素は全くありません。そういう協議会をみんなで作るということを進めているということでもあります。

したがって、前にもご説明しましたけれども、ガバメントクラウドを入ると、ニセコ町のこの規模の5,000人だと1億5,000万円かかりますと。ところが、今現在、大体8,000万円弱でニセコ町規模でもできるのではないかというふうに動いているということで、できるだけコストを安く、共同開発をして、それをみんなで応分な負担をしていくというような北海道情報システム協議会、北海道町村会情報センターというふうに言われておりまして、その常務理事は北海道町村会の常務理事がこの協議会の常務理事ということになっているものであります。

内容については、全部資料を必要でしたら全部オープンにできますので、ぜひその点は、安くするというご理解いただければありがたいと思います。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 森参事。

○総務課参事（森玲子君） 補足させていただきます。

先ほど前原議員のほうから、来年度の予算として1億9,000万円ほどこの自治体情報システム協議会の費用があるということでしたが、一般会計として予算させていただいているのは1億3,500万円となりますので、その点を訂正させていただきます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再々質問させていただきます。

私のことをね、財務を勉強しろとか、何かいろいろおっしゃいますけれども、ここではっきり申し上げておきます。私は75億円までの財務管理能力と事業戦略の経験がございます。そして、今現状も数社の上場企業のコンサルティングをしております。において、質問したことに関してお答えください。

このシステム協議会の従業員と年商を私は問うたんです。それは頭に入っていますよね、会長として。そしてもう一つ、この事務所、この事務所がどこにあるんですか。これは札幌の一等地ですよ。9階にありますよ。10階はどこにありますか。これは、システム発注している中央システムコンピューターという会社ですよ。何でこれ、随意契約の会社がこんなに近い関係にあるんですか。

もう一つ、会長の持ち回りとおっしゃっているのであれば、いつから設立されて、どのような会長が変わっていったかの会長歴をお答えください。

○議長（青羽雄士君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時53分

○議長（青羽雄士君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

山本副町長。

○副町長（山本契太君） 恐れ入ります。大変お待たせしました。

北海道自治体情報システム協議会の会員市町村数ということで、正会員が29、それから準会員が43、それから協賛会員が4という状況でございます。

それからあと予算の関係は、今またご説明しますが、歴代の会長というお話について、今ちょっと調べておりますので、少しお待ちいただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 予算規模につきましては、年度で差がありますが、18億4,200万円前後ということで運営をしております。基本的に全部委託費として支払うことと、職員が5名おりますので、その人件費負担を賄うということとあります。監査は前回は説明させていただきましたが、後志町村会の監査委員が監査をし、北海道町村会の常務理事が常務役員として詰めているというような状況であります。

歴代のほうは、現在は会長が私、現在2期目でございます。ニセコ町長片山、それから副会長がむかわ町長の竹中さん、同じく副会長が更別村の西山さん、常務理事が町村会の柴田理事となっておりまして、各北海道内のブロックからそれぞれ出ております。例えば檜山であれば照井江差町長、それから奈井江の三本町長、中富良野町長の小松田さん、それから佐呂間町長の武田さん、むかわ町長の竹中さん、えりも町長の大西さん、標津町長の佐藤さん、中標津町長の西村さん、そして先ほど言った会員数で構成をされていて、基本的には年に一回総会があるというような流れで来ておりまして。一部職員については、全部の職員を採用できないので、各ブロック持ち回りで職員をそこに派遣するというところで何とかその体制を整えてやっていこうという会であります。協議会でありますので、全く利潤とかそういうものは生じていない組織であるということでございます。

○議長（青羽雄士君） 森参事。

○総務課参事（森玲子君） 過去の会長、副会長の名簿について、現在、片山町長が会長になりましたのが令和3年2月18日からということになっておりまして、その前任の方が平成29年から令和3年まで標津町長の金澤瑛町長、副会長が奈井江町長の三本町長が務められております。その前になりますと、平成25年2月から平成27年、蘭越町長の宮谷内留雄町長、副会長に奈井江町長の北良治町長が務められているということになります。それより以前のものになります

と、ちょっと現在手元でない状態ですが、必要でしたらお調べすることは可能でございます。  
以上です。

○議長（青羽雄士君） この際、議事の都合により、午後4時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 4時08分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（片山健也君） 反問権をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ただいまの反問権の行使について許可いたします。発言してください。

○町長（片山健也君） これは特定の議員に対する質問ではありませんので、あらかじめ申し添えます。

実は一昨日も事実無根のデマがSNS上で飛び交っておりました。情報システム関連でありますので、この場を借りて町民の皆様、町議会議員の皆様にご報告をさせていただきたいと思っております。

ニセコ町に移住されてさほど時間が経っていない方もおられると思いますので、町のこれまでのまちづくりの経緯を簡単に述べさせていただきます。私たちの町、ニセコ町は、今から35年ほど前は全く無名の町で、人口は急激に減少し続け、商店も半減、そして日本の経済低迷とともに本町の経済も、また町づくりも、衰退の一途をたどっておりました。こうしたことに危機感を持った町民の皆様が、これまで様々な活動を行ってまいりました。

農業者の皆さんは、農業を何とかしようと、明日のニセコ農業を考える会を設立し、様々な研究と実践を行ってきました。

商工業の皆さんは、ニセコ町商工会を中心に大学の先生や専門家と呼ばれる方々を招聘し、まちづくり講演会を何度も何度も開催し、大きな危機感の中から地域の活性化を模索してまいりました。

商工会女性部は、花づくりをはじめ、まちの魅力づくりに邁進されました。商工会青年部は、小さなふるさとづくり花火大会をはじめ、数々のイベントを企画し、実践してきました。

役場の中では、自治政策研究会をつくり、自治体の政策や法律の勉強をし、また、異業種の若者たちが集まりニセコ経済懇話会を設立。町政についての勉強など多様な議論を重ねて、ニセコ町のまちづくりを支えてこられました。

観光宿泊客が半減し、将来に危機を覚えた観光協会の皆さんが日本で初めて観光協会を株式会社化し、株式会社ニセコリゾート観光協会を創設しました。おかげでニセコ町の観光発信は倍増し、着地型観光は大きな進展を見ることができました。また、町内の公衆浴場の閉鎖などもあり、町民総意で建設されたニセコ駅前温泉綺羅の湯は、株式会社キラットニセコが運営。両株式会社とも町民出資のジョイントセクターとして、見事にこれまで黒字経営をされてこられました。

過去に多発していた雪崩事故も、毎年、新谷暁生さんを中心として開催したニセコ雪崩ミーティングからニセコルールが誕生。各スキー場の協力の下、運用されたニセコルールが、ニセコのパウダーを世界に広げる大きな信頼を得たルールとなり、今日に至っております。

一方、ニセコ町役場も、自治体が生き残るには、主権者である町民一人一人が自ら考え行動する住民自治の実践しかないと考え、情報共有と住民参加を続けました。その長く積み重ねた慣習が、これが条例化したものが日本初となるニセコ町まちづくり基本条例を誕生させることとなりました。この私たちの町の憲法は、2000年に制定されたものでございます。

また、町の予算も予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」を全戸配布するなど、財政民主主義を念頭に、様々な場面で財政の健全化を図りつつ、各学校など公共施設の整備、町の活性化に鋭意努めてまいりました。

その結果、町民皆様のご支援のおかげで、ニセコ町の財政は健全化し、財政も過去から見ると大変よい状況を迎えることができ、様々なことを総合計画など住民の皆様がつくられた諸計画に基づき、着実に進めることができました。

また、加えて、町議会の皆様方もご存じのとおり、ニセコ町の財政状況につきましては、「もっと知りたいことしの仕事」に予算の詳細、また、一部全国・全道平均や周辺町村との比較を交えた財政状況を記載し、冊子配布とともにウェブでも公開をされているところでございます。この予算書は、町民の皆様はその年度の当初予算の内容をお知らせし、町政へのご理解をいただくとともに、町の説明責任を全うする手だての一つとして、1995年から毎年発行を続けてきたものでございます。役場の内部会議も管理職会議などを含めて公開するなど、情報公開のまちづくりをこれまで進めてまいりました。

しかし、最近、様々な媒体において、ニセコ町を不安に陥れ、ニセコ町民の皆様のごこれまでの努力を踏みにじるイメージづけがなされております。ニセコ町のまちづくりは、過去から町民皆様のお力添えによりつくれたものであり、しっかりと揺るぎがないものです。

ぜひ、町民の皆様におかれましては、ニセコ町に対する誹謗中傷には動揺することなく、お過ごしいただきたく思いますし、もしご不安な点があれば、まちづくりトークや町長室の開放事業、また遠慮なく役場にご連絡をいただき、懇談いただきたくお願い申し上げます。

今後、4月に入りましたら、行政推進会議をはじめ、様々な場面でまちづくりの懇談の場を設けてまいります。まずは、ニセコ町自体に憂慮すべき問題がないとの安心安全であることの情報としてお伝えさせていただきます。

その上で、3月11日にSNSにおいて、ニセコ町発注のシステム開発費が町長の会社に支払われているとの映像が流されておりました。私は会社を持っておりませんし、民間会社の社長も役員にも就任したことがありません。全くのデマ、偽りの情報でありますので、町民の皆様、町議会議員の皆様におかれましては、このような虚偽情報に惑わされることなく、引き続きまちづくりにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

こうした貴重な時間に発言の時間を取っていただきました青羽議長並びに議員各位に心から厚く感謝を申し上げ、お礼とさせていただきます。以上です。ありがとうございました。

○議長（青羽雄士君） 以上で反問権の行使を終了します。

これより一般質問を再開いたします。

（「異議あり」の声あり）

異議ありもなしもなしです。あくまでもこの反問権は町長の意見で、答弁を求めるものではありません。

（「意見であって、反問権になっていないので議事録削除」の声あり）

だから反問権の行使ですけれども、これは答弁を求めるものではないということです。

（「印象操作ですよ、これ、私にも発言させてください」の声あり）

だから発言する・・・

（「今のは反問権でなく意見になります。議事録の削除をお願いします」  
の声あり）

山本副町長。

（「反問権じゃないでしょ」の声あり）

○副町長（山本契太君） 今、町長のほうからお話しさせていただきましたのは、まちづくり基本条例の第20条、議会の会議という中の第2項に「議長は説明のため本会議に出席させた者、この場合は町長でございますが、出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができる」ということ、これをいわゆる反問権ということでやらせていただいているので、現在については意見を述べさせていただいたというスタンスでございます。

○議長（青羽雄士君） ただいま副町長からの発言のとおりでございます。

以上で・・・

（「異議あり」の声あり）

反問権の行使を・・・

（「異議あり」の声あり）

一般質問を続けてください。

（「異議あり。反問権じゃなく意見じゃないですか」の声あり）

このまま進行を続けてください。

（「反問権ではなくて、町長のただの意見で、私の印象操作されましたよ。  
であれば、こちらの意見も言わせてください」の声あり）

（「反問権じゃないでしょ。意見だったから反問になっていないから、  
反問って言う言葉・・・」）

反問権の行使ということです。

（「反問ではなく意見だったので、印象操作の意見だったので議事録を  
削除してください」の声あり）

（「反問権のなかに意見も言える条例になってるの。それを理解して」  
の声あり）

ということです。

(「本当ですか」の声あり)

続けてください。

(「条例に入ってるの」の声あり)

(「条例だよ」の声あり)

(「本当ですか、何条ですか、条例だったら」の声あり)

(「今説明したでしょ」の声あり)

(「どこの条例ですか、どこの条例ですか、どこの条例ですか」の声あり)

前原議員、発言を控えてください。

(「冷静になって、冷静に」の声あり)

(「どこの条例ですか、知らないで言わないでください」の声あり)

(「副町長が説明したっしょ」の声あり)

前原議員、このまま続けてください。

○5番(前原孝植君) 次の質問に移ります。

経済合理性優先社会から共感資本社会と格差是正について。

現在の社会は経済合理性を優先し、効率や利益の最大化を追求する仕組みが中心となっています。しかし、共感資本主義という新たな概念が注目され、経済活動においても社会的価値や持続可能性を重視する動きが広がっています。本町においても、格差是正や持続可能な地域社会の構築に向けてどのような政策を進めていくのか明確にするため、以下の点について質問いたします。

1、町内における格差の現状について、町内で顕在化している所得格差・教育格差・地域格差・デジタル格差について、どのように認識しているか。町として、これらの格差をどのように是正すべきと考えているか。

2、共感資本社会の実現に向けた施策について、経済合理性のみを追求するのではなく、共感や社会的価値を重視する経済モデルへの転換について、町としてどのように取り組む考えか。

3、格差是正のための具体的施策について、教育・デジタル格差の解消、無料学習プログラムの提供、リスキリング支援、デジタルインフラの整備などの計画はあるか。

4、行政の役割と今後の方向性について、町として今後、町がどのようなビジョンを持って、経済と福祉のバランスを取りながら持続可能な地域社会を構築していくのか、具体的なロードマップを示せるかお答えください。

○議長(青羽雄士君) 片山町長。

○町長(片山健也君) ただいまの前原議員のご質問にお答えいたします。

1と2はほぼ同じ内容だというふうに思いますので、ご質問の格差から説明させていただきます。

日本の中で1億中流と言われた高度経済成長時代から失われた30年と言われる経済低成長時代を経て、現代社会には様々な格差が生じているものと思います。私はこうした格差是正については、地域内循環を重視し、相互扶助に基づく共感資本社会づくりが重要であろうというふ

うに考えています。2つ目の質問と内容がかぶりますので、併せて回答させていただきたいと思えます。

まず、全体像としては、地域内循環を高め、地域で物や経済を回す必要があります。町政執行方針でも述べさせていただきましたように、1つ目は地域でできたものを地域で消費するものの循環、2つ目は地域の賦存エネルギーを最大限活用するエネルギーの循環、そして3つ目は地域通貨などの活用による地域内の経済循環を高めていくことであるというふうを考えています。重要なのは、漏れバケツと言われる地域内のお金を地域内で回すことだと思います。この漏れバケツ理論というのは、地域が幾ら外からお金を稼いでも、それがすぐに地域の外に漏れてしまうのであれば、地域の所得は増えず、住民は豊かにならない。外からお金を稼ぐよりも、バケツの穴をなくし、漏れを防ぐことが大切であるという考え方でございます。

この漏れバケツの漏れを小さくし、地域循環の基礎となる域内支出力を高めるには、地域通貨が最も有効であると言われております。大きくは4つの効果があると言われております。1つは、地域通貨によってボランティアや相互扶助の可視化が進み、域内支出が上がること。2つ目としては、地域通貨により、つながりによる一体感や連帯感の醸成が図られ、域内支出が上がるということ。3つ目は、人は法定通貨より地域でしか使えない地域通貨を使うようになり、域内支出が上がるということ。4つ目は、地域通貨をデジタルとすることにより、地域流通データの取得が容易となり、データから通貨の流通速度が分かる。また、地域通貨がどのように流れたかが分かり、ネットワーク特性が明らかになること。こういったことにより、地域コミュニティが醸成され、域内経済の分析が可能となるなどの大きな効果が図られるものというふうを考えています。

さらに、地域通貨は、大規模な経済社会の危機の際、相互扶助を可能とし、人々のセーフティネットになり得るだけでなく、共感資本社会の大きな基礎となるものと考えております。そして併せて、将来を担う人材を健やかに育てる、子育てしやすい環境の整備が優先課題であろうと考えております。加えて、持続する社会に向けて経済基盤も重要であることから、ニセコ町のまちづくりに共感いただける企業の誘致をしっかりと今後とも行ってまいりたいと考えております。

3つ目のご質問ですが、デジタル格差対策としては、教育においてはニセコ小中高ではG I G Aスクール構想によりクロームブックを導入し、家庭環境に左右されずに学べる環境を提供しており、町民の方には毎年スマートフォン教室等を開催しているところであります。デジタルインフラにおいては、役場庁舎とその公共施設で公衆W i - F i の提供や、本年度においては西富団地の光回線を整備することができました。このほか、無料学習プログラムやリスキリング支援は今のところ行っていませんが、今後必要に応じて実施を検討していきたいと考えているところでございます。

4つ目のご質問ですが、町のビジョンについては、町の最上位計画と位置づけている第6次ニセコ町総合計画で記載のとおり、こども未来共創都市ニセコ、ニセコ町の美しい景観と自然を未来の子どもたちへとしているところであります。持続可能な地域社会を構築していくには、

経済と福祉共に注力すべき重要なテーマがあると認識しております。

具体的な内容は総合計画の個別計画にございますが、これらで例えば基本目標3、ニセコの価値を循環させるとして、経済を循環させる仕組みづくり、ニセコブランドの価値の向上など、福祉においては基本目標4として、安心安全の暮らしやすさを高めるとして、適切な医療提供体制の整備推進と予防への取組、誰もが快適で安心できる住まいづくりなど、具体的な取組例とともに触れておりますので、こちらもお覧いただきまして、共にできればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再質問させていただきます。

今回だけでなく、度々町長の口からは漏れバケツという言葉をお聞きしますけれども、こちらは漏れバケツといいますと、ニセコ町が包括連携協定を結んでいるタイミーですけれども、こちら30%も手数料を取られていますけれども、これは漏れていませんか。

もう一つ、GOタクシーで町民がライドシェアに期待しておりました。参加できないのは、これは漏れバケツではございませんか。

地域通貨の制度設計がまともではないと、ストライキを起こして導入しないという商店もございますが、こちら地域通貨の企業さんが入ってきておりますが、この会社がこの何とか共感みたいなことをおっしゃっているんでしょうけれども、実際、社会が回っているのは資本主義なので、こういった漏れバケツに対しての漏れているものに対して、町の執行部としてはこれをそのまま継続して漏れ続けさせるつもりなんですか。お答えください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今おっしゃったとおり、ですからニセコ町内に本社があったり、そういう形が重要であります。今、緊急課題として、本当に人がいない、アルバイト的な人も欲しいということなのでタイミーさんと連携協定を結んでいるということで、将来的には私たちの町で、そういう例えば皆さんが新しい会社をつくるとか起業するとか、できるだけ地域で循環する、それは最も好ましいことでございます。

引き続き、例えば今おっしゃったこともそのとおりでと思います。だから、それを少なくする努力をこれからしていくということでもありますので、緊急的にすぐやるべきこと、それから中長期にやることを仕分しながら、きちっとやっぱり将来のニセコのまちづくりを見ていくというのが我々の役目ではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再々質問させていただきます。

ここでやっと町長と意見が合いました。私も問題としているのは、この格差社会だと感じております。デジタルの格差社会であったり、世代間の格差社会であったりです。課題は山積みです。これに関して、これから努力して改善していくではなく、今からすぐ改善できるんです。なので私たち若者世代の声を聞いてほしいと再三お願いしているんです。その中で、この資本主義において経済合理性優先の社会から共感資本社会に向けて私たちが動こうとしている中で、

一緒に取り組んでいけるという姿勢はございますか。お答えください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 私も若者世代の話は聞いています。それから子育ての人たちとも懇談会をやっています。前原議員はいつも若者、若者、若者全部を体現されているようなことを言いますが、それはいろんな人の価値観があって、社会というのは広いので、前原さんの意見はもちろんご自分がおっしゃるとおり100%正しいと、俺の意見に従えというようなことも前もおっしゃいましたけれども、それは多様な価値観があって、多様な意見があるんです。もちろん若者の意見を私も聞いています。だから、子育ての人たちと懇談会もやっています。何かご自分一人で若者を背負っておられるような、おっしゃいますけれども、それは皆さん、議員さん、いろんなところの情報を得て、こういう場で話し合っているのです、多様な意見を寛容に認め合おうと、お互いを尊重し合おうと、そういう社会が私どもが言っている共感資本社会の根っこでありますので、ぜひ幅広く寛容な心で人の意見も聞いていただければありがたいなと思います。

○議長（青羽雄士君） 次の質問をお願いします。

○5番（前原孝植君） 諸課題を先送りにしない町政運営について。

地方自治体において、財政・人口減少・インフラ老朽化・地域経済の活性化などの課題が山積している中で、問題を先送りせずに解決に向かう調整が求められています。これには、行政だけでなく、町議会議員や町民、事業者を含めた英知の集結が不可欠です。町議会としても執行部と建設的な議論を交わしながら政策決定に関与し、諸課題を先送りせずに解決へ導くべきと考えています。この視点から、町政の意思決定の在り方、議会と執行部の協力体制、町の将来ビジョンについて以下の点を質問いたします。

1、町政の課題とその解決に向けた取組について、町が現在抱えている最も優先すべき課題は何か。その課題に対し、町としての中長期的な解決策とスケジュールはどのように設定されているか。町の施策において問題の先送りが発生している事例はあるのか。その要因と改善策をどのように考えているのか。

2、町議会との協力体制と政策決定プロセスの強化について、町議会と執行部が連携し、諸課題を先送りせずに議論・解決できる仕組みをどのように整備していくのか。町議会議員の意見や提案を町政運営にどのように反映させていくのか。町政の重要施策について、議会との情報共有や意見交換の場をより充実させる考えはあるのか。

3、町政の進捗や施策の成果を町民に対してどのように分かりやすく発信し、透明性を確保していくか。

4、持続可能な町政運営のための体制構築について、人口減少や財政難が進む中で、持続可能な町政運営を実現するためのビジョンと方針は何か。町の未来を見据えた政策の優先順位をどのように設定し、具体的なアクションプランを設定しているかお答えください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの前原議員のご質問にお答えいたします。

1つ目のご質問ですが、町が抱える優先すべき課題は、第6次ニセコ町総合計画でも掲げられている5つの基本目標と認識をしております。いずれも総合計画策定の際に、町民によるワークショップやアンケート調査でいただいた声、町民の皆様のご意思をまとめたものであり、目標ごとの優劣や優先順位ではなく、全て町政にとって重要なテーマになってございます。解決に向けた取組については、総合計画の基本目標にひもづく施策と個別計画に記載をされておりますが、それぞれの計画推進において町職員や関係者が尽力をしており、問題の先送りというものはないものと考えております。ただ、具体的な事務事業においては、例えば完全ペーパーレス化であるとか、統合GISによる町全体の管理であるとか、公共施設の維持管理など、予算の状況により、次年度以降へと先送りしているものはございます。

2つ目のご質問ですが、議会は地方公共団体の意思を決定する機能と執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された町と相互に牽制し合うことにより、地方自治の適正な運営を期することとされており、町議会と執行部が過度な協力体制を構築したり、そもそも政策プロセスを共有して行うような制度にはなっていないというところがございます。これは、日本国憲法第93条にも議会は議事機関と明記されており、議会が町政運営を担うものとなっていないということから、町の協議機関や町のいわゆる諮問機関とは全く違う独立した機関でございますので、その点を十分配慮して取り進めてまいりたいと考えております。

3つ目の質問でございますが、配信メディアとしては、広報誌、町の公式ホームページ、SNS、ラジオニセコなどがございます。また、まちづくり町民講座、まちづくり懇談会、おぼんです町長室やまちづくりトークなど、対面でも町の取組や施策を周知し、丁寧に意見交換を行う場を設けております。補足として、令和4年、2022年に第6次ニセコ町総合計画を策定した際に1,500人の町民の皆さんにアンケート調査を行い、90.7%の人が広報誌をはじめ町が発行するメディアを通じて情報を得ているということが分かっております。今後もお伝えしたような活動を通じて町民の皆さんへの情報共有を進めてまいります。

最後の質問につきましては、さきにいただいた経済合理性優先社会から共感資本社会と格差是正についてのご質問と同内容と思っておりますので、先ほどの答弁でご理解くださいますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再質問させていただきます。

お答えいただいた第6次総合計画政策を実行するに当たり、その実行する潤沢な財源がどこにありますでしょうか。今現状、一般質問でしている議員たちの質問、これから起こる議員たちの質問、それらのうちの何割が財源があれば解決できる問題なのでしょう。それほど財源が私にはこの町にはないと感じております。100万円、200万円でも使える財源を町民のために使いたい、その思いだけなんです、私は。それが私の考える町民町政です。なので、この6次の総合計画もしかり、この104億円も使う財源、箱物行政もしかり、残るのは借金返済と利子です。今、現状利子だけでも5,000万円です。お願いします。100万円、200万円でも町民サービスに使えるような、そういった執行部は施策を練っていただきたいんです。改めてお聞きし

ます。この6次計画に対しての財源をどこから確保いたしますか、お答えください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 6次総合計画推進は、全てお金があったら動くものだけではありません。皆さんの知恵や行動やそれぞれの住民自身の仕組みの中で動いていくものでありますし、前原議員、一貫しておっしゃっていますけれども、消防庁舎は要らないですか。防災の拠点ですよ。みんなで話し合って、今回計画づくりを進めてきたんです。みんなが話し合い、いろいろな人の意見を聞いて、今まで計画的にやってきているんです。その計画的にやったことを過度だとか要らないとかいろいろおっしゃっていますけれども、将来の子どもたちを考えてください。負担はちゃんと財政シミュレーションの中でやっているんですよ。それを殊さら騒いで、何か私にとってはあなたは売名行為ばかりやっているように見えます。本当に町を批判して、町のみんが培ってきたものを批判するというのは、町民を冒瀆する行為だと私は思いますよ。あまりにもひどいと思います。もう少し町のことを考えていただきたいと思います。

6次総合計画については、潤沢な金があるからできるというものではありません。あの中に施設の何かありましたら、それは今全部入っているんですよ、財政計画の中に。それを殊さら荒立てるあなたの、それで私は財政の勉強をしてくださいと言っているんですよ。だから、勉強会を一緒にやりますよ、幾らでも。財政の健全化法をつくったときに、私もその健全化法をつくるプロジェクトの中に入って、どうやったら地方財政がよくなるかと、危険にならないかというのを入ったメンバーですよ。あまりにも一方的な、表面的な決めつけばかりをするのはもうやめていただきたい。本当にお願います。町のことを考えてください。以上です。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再々質問させていただきます。

この議場において議論すべきことは、私と町長の間のことではございません。町民に対してのことです。対して私は、この6次総合計画に対しての財源をどこから確保するのかと聞いただけです。消防庁舎、誰が要らないって言ったんですか。オーバースペックなものが多々あるんじゃないですかと僕がお伝えしているんです。4つ、5つも箱物をつくる中で、私が全部やめろと言いましたか。違いますよね。どれか一つでも削れるものがあるか、1年でも遅らせることができるのか、そういった議論が必要じゃないかという話をここでしているんです。印象操作なり売名行為、もういいですよ、言いたいだけ言っても。ただしね、この内容がこの動画、配信されます。全国の日本国民の皆さんが見られます。において、人口5,000人の町でこんな立派な庁舎、消防庁舎、学校の寄宿舍、仮寄宿舍、新団地2棟、集合団地1棟、全て合わせてもろもろ箱物を造って、今回予算が104億円まで上っているんですよ。だから、この6次総合計画を実行するに当たりまして、もちろんおっしゃるとおり、お金だけのものじゃないですよ、知恵や行動が大事です。私も知恵や行動をもってネット上では動いていますけれども、実際にこれに関わる財源の確保をどうしますかとお聞きしているので、それにだけお答えください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 皆さんにお示ししている財政計画の中に事務事業や大きな事業、建設

事業、みんな入っているんですよ。それをまとめて10年なり15年先のを全部出しているんです。だから全部含まれているんです。何にも問題ないことをことさら荒立てるのはおやめいただきたい。切にお願い申し上げます。以上です。

(「異議あり」の声あり)

○議長(青羽雄士君) 次の質問に移ってください。

(「異議あり」の声あり)

認めません。

(「異議ありでしょ」の声あり)

認めません。次の質問に移ってください。

(「異議あり、異議あり、議長」の声あり)

認めません。

(「議長が認めないから無理」の声あり)

(「質問に答えていないです。私が言ったのは、6次計画に対して財源をどこから確保するのかというのを再質問、再々質問しているんですよ。なぜそれを許可しないんですか。答えていましたか」の声あり)  
(「議長、いいですか」の声あり)

片山町長。

○町長(片山健也君) 財源は、財政シミュレーションの中にみんな入っているんです。だからできるんです。何がほかに必要なんですか。今、財政計画、皆さんに見せているんですよ。その中に何の事業、何の事業って入っているんですよ、起債計画の中に。そういうものを全部入れているんですよ。だから、総合計画は起債計画と連動しているんです。何か問題ありますか。

(「あります」の声あり)

何があるんですか。だから、自分一人だけがもうそういうふうに・・・いやいやいいです。もういいです。

○議長(青羽雄士君) 次の質問に移ってください。

○5番(前原孝植君) 次の質問に移ります。

宿泊税の定額制から定率制への変更について。

本町における宿泊税は、観光振興や地域の公共サービスの充実に資する重要な財源となっています。しかし、今後、定額制から定率制への変更が議論されることについて、町民・観光業者・宿泊施設利用者への影響を慎重に検討する必要があります。定額制では、宿泊価格にかかわらず一律の負担となるため、低価格帯の宿泊施設ほど負担感が強くなり、高価格帯の宿泊施設にとっては相対的に負担が軽くなるという課題が指摘されています。一方、定率制に移行すると宿泊価格に応じた課税が可能になるため、公平性が向上します。これらを踏まえ、以下の点について質問いたします。

1、定額制から定率制への変更の背景について、現行の定額制宿泊の課題としてどのような

点が指摘されているのか。

2、定率制移行による影響と公平性について、宿泊料金に応じた課税となることで、観光業者や宿泊施設への影響はどのように想定しているのか。町民や観光客に対して税負担の公平性をどのように説明するのか。

3、税収の見通しと使途について、定率制への変更によって宿泊税の年間税収はどのように変化すると見込まれるか。追加で得られる税収がある場合、それをどのような事業に活用するのか。

4、観光業者・宿泊施設・町民との合意形成について、宿泊業者や観光関連事業者とどのように協議し、意見を反映させるのか。町民への説明やパブリックコメントの実施予定はあるのかをお答えください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

本町が定額制から定率制に変更する、または現在こうした変更を検討しているという事実はございません。そのため、1から4までのご質問については、いずれも本町では検討されていないため、お答えすることができないことをご了承いただければと思います。

なお、本町の宿泊税の制度は、少なくとも5年に一度は見直す規定を条例で盛り込んでございます。先ほど木下議員のご質問にもお答えしたとおり、今後の社会情勢の変化などにより、定率制のほうが望ましい制度であると町民の皆さんがご理解いただけるような機運になれば、また本町でも制度の見直しを検討する可能性はあるものと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再質問させていただきます。

では、見直しは5年後ということですか。5年間も待たなければいけないんですか。定率制のほうが平等性があるんです。そして、今回この定率制の話でずっと話が進んでいましたけれども、町長の肝煎りで3か月か半年僅かで定額制に変えられました。これに対して議会でも賛成、可決、採決を採りました。その際に私は反対を申しました。なぜなら、こういうことが想定できていたからです。それに対して賛成討論をした議員がいらっしゃる、ここに。その議員が定率制に戻なさいというような、何をおっしゃっているんだか、記憶をなくす議員がここにいらっしゃいますけれども、一貫性のある意見でお話ししてください。

話に戻りますけれども、ちなみにこの定率制にすれば、ニセコ町は2,000万円もの財源が確保できる。これは財政シミュレーションを財務課がしていただいたのを私たちは説明を聞いております。この2,000万円の金額、3,000万円になるかもしれない、4,000万円になるかもしれない。毎年入ってくるんです、この金額が。これを5年間持たなければいけないんでしょうか。お答えください。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、もう木下議員はお話しする機会がないので、木下議員に代わってお話しさせていただきますけれども、先ほど木下議員の質問の中で、定率制に変えろというような趣旨で木下議員はご質問なさっていないかと思しますので、そこについては訂正をいただければと思います。

前原議員、よく数字を上手にお使いになるなという印象が私個人にはございます。5年もなのか、5年しかなのか、それは主観によりますよね。5年ごとに税金が大きく変わるというのが、果たして皆さんにとっての負担も含めていいことなのかどうか、それも含めて総合的に判断をした上で、私たちは5年後にしか税制を変えるとは言っていません。状況に応じて柔軟に変えると申し上げています。なので、別に来年かもしれません。再来年かもしれません。そこら辺については、町民の皆さん、宿泊事業者の皆さん、あとは状況に、物価の高騰ですとか、そういったものに応じてきちんとそこについては向き合っていくというつもりなので、5年も変えないから怠慢だというようなお話を受けるというのはちょっと違うかなと考えてございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再々質問させていただきます。

記憶が確かであれば、先ほど町長が5年後にというふうなご返答をしましたね。これは動画で後で見られたらよろしいんですけども、5年後にとしっかりとおっしゃいました。それに対して5年もと私がお伝えしたんです。数字の操作がうまいという話なんですけれども、数字の操作がうまいとかじゃなくて、議会としては予算の数字を明確に審議しなければならないんです。数字なんです。まずは数字なんです。なのでこの定率制において2,000万円入ってきたものが、毎年入ってきたものが今取れてない状態、留寿都は定率制にする、倶知安町も定率制にする、なぜ私たちが定額制のまま、このまま進行するんですかと。今すぐにも定率制に変えて財源を確保して、町民サービスに、2,000万円あったらいろんなことができますよ。なぜそれに使おうという努力をしないんですか。

再度お聞きします。定率制に戻す、この重要性はありますでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） ただいま前原議員からこの質問に関して最後のご質問をいただいたかと思ひます。私どもも、今回いただいた質問に関して、少しちょっと趣旨とかを諮りかねる部分がございます。最後の質問に関して、なるべく的確にお答えしたいかと思ひますので、議長、ここで反問権を行使させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 反問権の行使について許可いたします。発言してください。

○税務課長（鈴木健君） ありがとうございます。

一問一答で3問をめどに質問させていただければと思うんですが、まず、先ほど前原議員のほうから、私は定率制がよかったのに定額制になったというような趣旨のお話があったかと思ひます。

確かに令和5年12月の定例会において、宿泊税条例を皆様にご審議をいただいた際、その際、前原議員は定率性のほうがいいんじゃないかといったような趣旨、定率制にすれば得られる収

入約2,000万円をどぶに捨てると。もらっていないものを捨てるという表現もいささかだとは思いますが、そういった話で定率制がいいということではあったんですが、その際、そういった質問に対して私どもも定額制に至った理由ですとか、その議会の前の全員協議会においても受益と負担の関係、原因者課税の関係、そういった部分も含めて、なるべく真摯に説明をさせていただいたかと思えます。その結果、そのときの議会の際、前原議員から反対意見はいただいていたかと思えます。賛成意見は木下議員から頂戴しました。反対意見についてはなかったかと思えます。会議録については賛成多数ということで可決という文字になっていますが、当時私の記憶では議員の皆さん全員の起立で可決いただいていたかと思えます。

なので、ここで質問です。前原議員は、議員さんとして住民の皆さんの代表としてその審議に臨み、可決に参加をされています。そこに本来自分が賛成したものに関して、今、翻って、いや、実は反対だったんだと、定率制なんだという趣旨は何なのか、ちょっとそこをお聞かせ願えればと思います。

○議長（青羽雄士君） 本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

5番、前原議員。反問に対する答弁をお願いします。

○5番（前原孝植君） 答弁をさせていただきます。

さすがの質問で、私もちょっと痛いところをつかれました。こちら、大問題となっているのを私も認識しております。答えさせていただきます。

議会が、私が考えるに当たり、機能が不全しているのではないかと考えております。なぜかという、今現状もそうですけれども、私の意見は通りません。平均65歳、これまた言ったらエイジハラスメントとおっしゃいますから、すみません、言えないんですけれども、若者が挙手できる環境ではございません、今現状。において、議会の円滑なチームワークを得るために、私一人がそこで反対したとしても、覆らないものに関しては、私はそこで自分の意思だけで対して、うやむやにしないように、なるべく話を皆さんとお聞きして、9対1、8対1になるような意見に関しては賛成に回っていた。そういうことでございます。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） その点は、こちらから再度質問はしませんが、前原議員の政治姿勢ということで、そこについてはこれから再質問することはございません。

2問目です。定率性が宿泊税として、何と言ったらいいんでしょう、正しい、公正な税制だというような前提の下に、前原議員、お話をいただいているかと思うんですが。日本における税金の様々な種類、別にそれを知っているか知らないかということではないんですが、ご認識の中で、全て日本の中にある国税、地方税が定率に基づいて賦課徴収されているものがどれぐらいあって、そういった前提を基に定率制がベストであるというようなご見解に至っているのかどうか。そうでないものも含めて、なぜ定率制が前原議員にとってよりよい税制であるのかという部分についてちょっと教えていただけないでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 答弁させていただきます。

さすが鈴木課長の質問です。こういった議論がここで再三行われることを期待しています。

私の持論ですけれども、隣の倶知安町、これは対比にはならないんですけれども、やはり税収が増えてます。今年度も48.5億円かな、歳入が。に対して財政資力も6位でしたか、まで上がってきております。そこで、その倶知安町が定率制を選んで、それで執行している中において、めちゃくちゃ大きな問題、課題が出ていなかったと私は認識しております、であれば税収が町に残る定率制を選んだほうが、選択したほうがいいんじゃないかというのが1点。

もう一つは、この宿泊税に関しては長々と定率制でずっと議論を、これをしようといってされてきたという流れがあります。僕が議員になる前からかもしれないんですけれども。その大切な時間が僅か3か月、半年で意見が変わったということに対しても私は疑問点になっているんです。なので、もう一度、定率制の見直しを考えれば、町民に対して税収が増えるのではないかと今ここでお答えします。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） ありがとうございます。

最後に反問権3問目、行使させていただきます。

今回の質問の趣旨そのものについて伺います。今、私どもが段階定額制で宿泊税を導入してまだ4か月余り、今5か月目に突入しました。この状態の中で、今この時期にこういった質問をされるといふ趣旨は批判ですか、それとも何かに対しての提案ですか。以上、教えていただければと思います。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 返答させていただきます。

私の趣旨は一つです。町民に対しての誠実性です。以上です。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） なかなか答えにくい質問を、ちょっと厳しい、生意気なお話の仕方をしてしまって申し訳ございません。何となく、何となくじゃないですね。今いろいろやり取りをさせていただいた上で、前原議員の趣旨についてはよく分かりました。

それで改めて最後の回答としてお話をさせていただきますが、確かに一つの見方、一つの側面として定率制というのは実際にお支払いになった宿泊料金に対して一定の割合で税金をいただくという仕組みなので、一つの見方としては公平かと思えます。ただ、そもそも負担感ですとか公平性、公正というのは一つの見方でしょうかというのが私の意見というか、お話をしたいことでございます。

先ほど2問目の反問権を行使させていただいたときに、税金というのは全て定率制ですかというお話をしました。ニセコ町で皆さんにご案内している税金の中で定率制を導入しているのは固定資産税くらいですね。軽自動車税も定額です。住民税は定額と率の併用です。国民健康保険税は応能、応益という考え方があって、その中にさらに定率、定額というもの、均等割、平等割というものがあって、それぞれなぜ定額ですとか定率を使うかというのは、その税に対

する考え方がいろいろあるわけです。

宿泊税の考え方というのは必ずしも一つではない。前原議員がおっしゃったように、税収を1円でも多く取りたいということであれば、現状の私どもが導入している段階定額制よりは、確かにニセコ町の宿泊の階層から考えれば、率のほうが税収は多く見込めるかと思います。ただ、税収を1円でも多く取ることが今回の本来の宿泊税の目的なんでしょうかという部分も含めて、条例案の上程、その前後の段階ではご提案をさせていただいていたつもりでございます。ちょっとその部分が、私どもの説明が足りないのであれば、もう一度ご説明をさせていただきますが、必ずしも1円でも多くということではないと思うのです。それを使ってどう観光振興に役立てるのか、まちづくりに役立てるのかといった部分が最も大事なものであって、それも含めて、これから今まだ本当にローンチされたばかりの税ですよ。なので、これからその使途も含めて考えた上で、よりよい税制、5年でもではなくて、5年じゃなくても私どもは変えるつもりであります。本当に変える必要があるのであれば、1年でも2年でも変えます。実際に大阪府でも免税点を導入後5年たわずに引き下げるという取組をしております。私どもであればもっと機敏にできると思っています。なので、そういった部分のご理解をいただければなという部分があります。

もう一つ、ちょっと生意気になりますが、一つ申し上げたいのは、税というのは非常に重たい行為です。私ども税務課というのは、役場の中で最も強力な公権力を使う部署になっています。課税もそうですし、徴収もそうです。なので、私は役場の今の課の職員に養っていただきたい柱が2つございまして、一つは法律に対して常に向き合うこと、法による行政ということをしちんと理解して、前例踏襲とか誰かが言ったとかそういうことではなくて、きちんと法律を見て、自分で説明をできる仕事の仕方を覚えてもらうことが一つ。もう一つ、多分意外かもしれませんが、税務課にとって私は一番大事なことは想像力だとか気づきだと思っています。なぜなら、税をかけることによって、町民の皆さんとか納税者の皆さんの生活にいろいろな影響が及びます。なので、そこは主観であっては決していけないと思っています。なので、想像力を養うためには、人と会って向き合って話をする、いろいろ見る、聞く、そういうことで経験値を増やして、その人、その職員の引き出しを増やすことで想像力を増やしてあげたいと思っています。

実際、宿泊税の導入を11月からしましたが、その以前、私ども税務課は5人職員がおりますが、全員宿泊税係の兼務発令をされております。今、宿泊事業者は町内に150件ほどございますが、11月1日の導入前に私ども5人の職員は、全件事業所を回って説明をしてコミュニケーションを取っています。また、今、宿泊税の係長は毎日毎日宿泊事業者さんと電話をしたり、お会いして申告のご案内ですとか、漏れているもののお声がけ、そういったことをさせていただいております。本当にこれは、簡単に思えるかもしれませんが、毎日毎日知らない人のところに電話を何件も何件もかけて説明をするというのは、本当に簡単なことじゃないです。そういうことを積み上げて、自分たちでコミュニケーションを増やして想像力を増やしていると。

そのおかげで、実は現在ニセコ町の宿泊税は、税収、今速報ですけれども、既に1億円を超

えています。今6,500万円の予算額で計上させていただいていますが、速報値で今もう1億円を超えています。当初導入のときにはいろいろヤミの民泊があるんじゃないかとか、そういった部分の漏れもありまして、そこは絶対に潰していくという決意を持って、職員はそういった形で町内を回って電話をかけて、その結果が今の1億円であると思っています。

ちょっと本当に僭越なんですけど、そういう若手職員のことを考えて、ちょっと前原議員にはお願いをしたいことがございます。今、今日1日本当に疲れたかと思います。いろいろ応酬で。何か対立が無駄につくられるような形なんですけど、前原議員が若者の代弁者として非常に熱意を持ってこの議会に参加されているというのは、そこは私どもとしても分かっていますし、そこは尊重したいと思っています。ただ、その想像力をもうちょっと働かせていただきたい、主観ではなく。この議場、今、私の顔も映りたくないですけども映っているでしょう。それで1階、2階の執務室で若い職員が見ています。

先日の予算委員会で篠原議員のほうから若者の離職について何か手だてはないのか、そういった部分でコミュニケーションをもうちょっと考えろ、考えたほうがいいよねという話、それはもっともどだと思います。ただ、現場にいる私の個人的な見解としては、コミュニケーションを重ねるだけでは駄目だと思っています。やっぱり仕事にやりがいを与えてあげなきゃいけない。それで今この議場を見ていると思うんです。前原議員と私どものこのやり取りを見て、今の若い職員が将来理事者になって、ここに立って、そういう話を繰り返したいって本当に思いますか。どうせここに立って話すのであれば、もっとまちづくりに対して対立とか対決、批判ではなくて、前向きな話をしていきたいと思っています。

そのやり方は多分、前原議員もそうは思っただけかと思うんですが、そこについてはもう少しお互いにやり方を、ちょっとアプローチを変えてやっていただければなど。私どもも努力しますので、残りあと3問、前原議員、あるかと思うんですが、ちょっとそういった若者の視点というのは、ニセコ町の職員にも若い者はいるよということもご念頭にいただいて、ぜひ彼らがここに立ちたいということであれば、私どもは喜んでこの席を空けますので、ぜひそれを彼らと話をさせていただきたい。また、ここでしゃべる前に、ぜひ私どもとコミュニケーションを重ねて、質問の熟度を上げていただければ幸いかなと思っています。

以上、甚だ僭越ですが、できればということで、せっかくの機会なのでお話し申し上げました。申し訳ありませんが、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員、一般質問の続きをお願いいたします。

○5番（前原孝植君） 次の質問に移ります。

株式会社ニセコまちの広告宣伝費及び分譲住宅の販売状況について。

株式会社ニセコまちは、ニセコ町と町内の民間事業者、専門知識を有する事業者らが共同で出資し、持続可能なまちづくりを目指して設立された官民連携の会社です。同社はニセコ町の市街地周辺に最大450人程度が暮らす街区「ニセコミライ」の開発を進めており、その中で分譲住宅の販売も行っています。このプロジェクトの成功は、地域の活性化や持続可能なまちづくりに直結する重要な取組であり、その進捗状況や効果的な広報活動が求められます。そこで、

株式会社ニセコまちの広告宣伝費の活用状況と分譲住宅の販売実績について、以下の点を質問いたします。

1、広告宣伝費の詳細と効果測定について、株式会社ニセコまちがこれまでに投じた広告宣伝費の総額と、その内訳、媒体別、期間別などはどのようになっているのか。広告宣伝活動の効果測定はどのように行っているのか。具体的な指数や成果について教えてください。

2、分譲住宅の販売状況と今後の見通しについて、現在までに販売を開始した分譲住宅の総戸数と、そのうち契約済みの戸数はどの程度か。販売におけるターゲット層、例えば地域住民、移住希望者、投資家などと、その層ごとの反応や購買行動について教えていただけますでしょうか。

3、地域経済やコミュニティへの影響について、分譲住宅の販売状況が地域の経済やコミュニティにどのような影響を与えていると考えているのでしょうか。お答えください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目につきましては、昨年度2023年4月から2024年3月期の広告宣伝費は696万3,869円で、SDGs理念の住宅地区を整備している株式会社ニセコまちの活動とニセコミライの紹介広報のほか、モクレニセコA棟、分譲1棟目8戸に活用されているところであります。この広告の成果として、モクレニセコA棟が完売となっております。昨年度の総売上高は5億5,324万4,871円に対して宣伝広告費の総額は1.2%にとどまっております。一般的なマンション販売の場合の売上げに対する宣伝広告費というのは3から4%と通常言われておりますので、非常に効果が高かったものと考えられます。

2点目につきましては、これまで販売した分譲住宅は3棟21戸、モクレニセコA棟8戸、B棟8戸、C棟5戸となっており、全戸完売となっております。販売のターゲットは、ニセコ町内の住み替え、移住希望者やニセコと東京の2拠点居住者を対象となっているところであります。

3点目につきましては、ニセコミライの開発に係る建築や土木などの建設工事は地域内事業者を中心に行っていることから、域内経済活性化について大いに効果があると考えられます。また、高性能な住宅建築により町の脱炭素に寄与しているものであり、何よりニセコ町の課題である住宅不足への貢献事業であるというふうに認識しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 1点だけ再質問させてください。

私が質問したのは、この698万円の内訳を簡単に説明していただけないでしょうかということです。また一つ、一般の数値、住宅の一般の数値をここニセコ町で当てはめられてもそれは参考になりません。ニセコ町では今現状、賃貸、戸建ての販売をネットで調べますと一つも出てこないといいますか、もうほとんど出てこない状態がここ数年続いております。に当たりまして、広告宣伝費をかけなくても、分譲だったり賃貸が売れる状態となっております。において、この700万円のお金を何に使ったのかを明確にさせていただきたいという趣旨の質問でした。

よろしく申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） 前原議員のご質問にお答えいたします。

この広告宣伝費690万何がしの金額なんですけれども、実はこの金額につきましては、昨年の全員協議会のときにニセコまちさんのほうからご報告いただいている数字でございまして、実はここの数字については、ニセコまちさんのほうの扱いとしては、基本的には社外秘の数字であるということで、この中身についても今、我々ニセコ町のほうではちょっとこの具体的な中身というのがちょっと承知していない状況でございます。なので、ちょっと今この時点でこれについての内訳というのがお答えできない現状となっておりますので、まずはその現状だけを報告させていただきます。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再々質問させていただきます。

こちらの情報がまた社外秘となっておりますけれども、ニセコまちの株の、たしか大株主はニセコ町となっております。たしか30%以上を持っておりますので、その大株主の意見として得られる情報であれば、今後この情報を開示していただくことは可能でしょうか、お答えください。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） おっしゃられるとおり、ニセコの株の比率につきましては38%ということなんですけれども、この38%をもって、このニセコまちの全ての執行権とかそういうものを持っているわけではございませんので、今この場で即答ということがちょっとできないので、改めて確認できた段階でのお知らせができたらいいかないかなというところで、ちょっとこの点で、まず一旦この回答のほうをさせていただければと思います。以上です。

○議長（青羽雄士君） 次の質問をお願いします。

○5番（前原孝植君） 次の質問に移ります。

ニセコ雪森考舎の事業状況について。

ニセコ町は、総面積の約67%が森林であり、そのうち76%が天然林です。この豊かな森林資源を持続可能に活用し、地域経済の活性化と環境保全の両立をさせることが重要な課題となっております。その中で、2023年3月31日に設立された株式会社ニセコ雪森考舎は、森林の整備・管理・循環利用を推進する役割を担っています。また、ニセコ町は森林ビジョンを策定し、森林づくりの基本理念と方向性を示しています。さらに、森林法に基づきニセコ町森林整備計画を策定し、森林の適切な整備・管理を推進しています。これらの取組を踏まえ、ニセコ雪森考舎の活動状況や森林整備計画の進捗、特に民有林の整備促進状況について、以下の点を質問いたします。

1、ニセコ雪森考舎の森林資源活用の取組状況について、設立以来どのような具体的な事業を展開しているのか、今後の事業計画や目標について教えてほしい。

2、ニセコ町森林整備計画の進捗状況について、計画策定後、どのような整備活動が実施さ

れているのか。計画の中で特に重点的に取り組んでいる分野や地域はどこか。

3、民有林整備の促進状況と支援策について、民有林の整備促進に向けた具体的な取組や支援策は何か。民有林整備における課題とその解決に向けた政策をどのように考えているのかお答えください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの前原議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目につきまして、令和5年12月の町民説明会、令和6年6月定例会などでニセコ雪森考舎の事業状況はご報告させていただいておりますが、今年度分も含めて改めてご説明させていただきます。

ニセコ雪森考舎は、6つの事業領域を想定しております。1つ目は、森林所有者から森林にまつわる相談を受け、町内の事業者とつなげていく森林関連業務の需給整備事業。2つ目は、森林関係業務を営むために必要な知識と技術、重機、機材、場所、人手、これは仕事を提供する森林関連事業者サポート事業。3つ目は、ニセコ町の木材の域内流通を活性化するため、木材自体を木材を使った製品を必要としている人へ、ニセコ町木材と加工事業者をセットで提供する木材活用事業で、この中のサービスの一つとして、開発で伐採された産業廃棄物として破棄もしくは安いチップとして売られていく木材を引き取る、木材救出サービスを展開しているところであります。4つ目は、森林の中でワークショップなどを行うといった森林空間を活用したい人と森林所有者を森林空間利活用事業ということで使うこと。5つ目は、ニセコ町の木材のPRや価値の立証を行うニセコ森林高付加価値事業。6つ目は、役場内の林業関係の業務の代行を行う林務代行業務となっております。

現在は、この想定する6つの事業領域のうち、主に1つ目の森林関連業務の需給整備事業、2つ目の森林関連事業者サポート事業、そして6つ目の林務代行業務に注力をしているところでございます。

今後の事業計画についてでございますが、旧デジタル田園都市国家構想交付金の期間が終わる令和9年度以降からは、交付金なしでの黒字化を目指す計画となっております。最終的には、役場業務である林務の一部を担いながら、森林を整備したい人たち、木材や森林空間を活用したい人たちの窓口となり、町内事業者とつなげ、その事業者を支えることで、森林整備と木材と森林空間の活用を促進する役割を担ってもらう予定でございます。

2つ目のご質問ですが、先週木曜日まで変更案の縦覧を行っていたニセコ町森林整備計画をご覧いただいてのご質問かと思いますが、本計画は計画という名前がついておりますが、樹種ごとの間伐間隔の設定、エリアのゾーニングや整備の方針など、森林整備を行う上での条件設定が主な内容となっております。その上で、実施している整備活動と挙げるのであれば、本計画に基づき、町有林の整備、町有林以外での森林整備を行っている森林組合などとの連携による設定条件での整備の徹底を行っているところでございます。林業振興のために重点的に取り組んでいることに関しては、3つ目のご質問と重複しますので、3つ目と併せて回答させていただきます。

3つ目につきましては、まず、ニセコ町としては、植える、育てる、切る、使う、植えるという循環型の林業を目指しています。その際の課題となるのが、森林所有者へ直接利益が返りにくい間伐と植栽の実施でございます。この課題の解決に向けて、間伐においては、町単独の除間伐奨励事業補助金による補助、それから植栽においては、北海道と連携して豊かな森づくり推進事業による補助を造林補助事業に上乘せをして行っております。

また、町営林管理における課題は、森林の現況把握でございます。それには人手が必要となります。そのために現業の業務改革、令和7年度当初予算にも盛り込ませていただきました新たな集落支援員の配置、人材育成、さらに現況把握の効率化のための先進事例の視察、そしてニセコ雪森考舎への林務移管を進めておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再質問させていただきます。

このニセコ町、あれこれと手をつけておりますが、運営が不透明、そういった町民の声が聞こえてまいります。この計画を立てては無計画に運営がなされているのではという町民からの疑問を払拭するために1点お聞きします。この雪森考舎の年間の売上げ、これは町が発注したと思われるんですけども、売上げの何割が町発注のものなんでしょうか。もう一つ、この売上げ、雪森考舎に流れた資金のうち、重機リースはどれぐらいの金額を想定されて支払われているのでしょうか。人手が必要とおっしゃいますが、人手に対する人件費の確保であったり、そういったプロモーションであったりというものに対して、しっかりそのお金が使われているのでしょうか。私の数字の認識では、ほとんどのお金が重機のリースの返済に使われていると認識しておりますが、認識の間違ひがあるかもしれませんので、ここでもう一度ご返答ください。

○議長（青羽雄士君） 長田参事。

○農政課参事（長田陽介君） 前原議員のご質問にお答えします。

まず、町から委託している事業の金額と彼らが売り上げている金額、そのうち町の委託が何割あるのかということところでいうと、今期まだ着地見込み、つまりはこの段階での期末の数字を予測しているという段階ではございますが、まだまだ委託割合が大きい、8割が委託の中にあっているような状態になっています。

そのうちのリースにおいては、やはり700万円ぐらい使われているということなので、そうですね、割合の話がきつとありましたよね。ちょっと計算をさつとやらせていただきますが、約22%程度になっています。それが高いか低いかという観点に対しては、私の認識、個人的な認識をお伝えさせていただくと、そこまで高くないのではないかなという認識を持っております。なぜかという、先般、予算特別委員会でお話があったみたいに、財源自体、町単独の持ち出しは4分の1程度というようにさせていただいたところもあるので、その持ち出しを踏まえた上で、この金額のものをしっかり扱えている。もちろん、ここからどんどん活用度を上げていかなければいけないということはあると思うんですけども、そういった観点でいうと、まずはいいのかなというふうに思っております。

人手のお話です。これは多分少しお話が混ざってしまっているのかなというふうに思います。人手に関しては、町有林が我々管理するときに、今現場の林業再生係のメンバーのところでの人手のお話をさせていただいております。そこに関しては、業務改革等々を率先して私のほうで進めさせていただいているところで、それは今年度の半ばから本格的にやらせていただいているところなので、まだ予算に関しての補正とかは上げておらず、令和7年度において予算を上げさせていただいたというような状態です。ただ、その中でも雪森考舎に対して林務移管を一部行わせていただいているところで、窓口業務に関しては、実は届出の、もろもろ細かい数字がありますけれども、ざっくり言いますと届出の3分の1、彼らが処理をしてくれているというところでもありますので、お金の使い方という我々の人手の配慮というか、そこを賄うというところという、うまく使えているのではないかなというふうには考えております。以上になります。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再々質問させていただきます。さすがのご返答の長田さんです。ありがとうございます。

町からの委託金8割で、重機に対して700万円程度のリースが組まれているということなんですけれども、すみません、ちょっと僕もこの質問が正しいかどうかは定かではないんですけれども、町の持ち出しがやっぱり4分の1程度ということは、4分の3は補助金になるんでしょうか。ちなみに、これが切れた場合、もうそろそろ切れると思うんですけれども、その補助金が切れた場合に、どのようにこの会社を軌道に乗せるのか。具体的な施策があるとは思いますが、今、現状、その4分の1が自治体、私たちの金額ですので、それに対して700万円のリースを組んでいるのは少しちょっと大変なんじゃないかなと思っております。

今現状は補助金があるので、それで何とかカバーできるんですけれども、補助金がなくなったときに、この雪森考舎がどのように、これだけ時間をかけて育てた会社が実際に独立して運営できるのか、町からの委託がこのまま継続してできるのかというところを具体的にご返答ください。よろしく申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 長田参事。

○農政課参事（長田陽介君） ご質問ありがとうございます。前原議員の再々質問にお答えします。

一回、プランは正直組んでいます。木材活用とあと林務移管というところでの2本柱で、最低限の、林務移管であれば林務を行ってもらうので、これは委託になると思っています。なので、それは今の補助金とか交付金を抜きにしたところでの運営のところ、そういった形の2本柱でいこうというプランを一度組まれてはいますが、正直まだ足りないというふうに僕は認識をしていて、リプランを絶賛組んでいるところではございます。

仮説ベースのお話をここでしてしまっているのかどうかというところはありますが、林務移管、つまりは行政の林業に関する窓口業務であったりとか、補助金申請であったりとか、町有林、市町村有林といいますかね、の管理であったりとか、振興局さん、道、北海道であったり、

もしくは林野庁といったところから来る調査の数々というものは、非常に共通性が高い、他の市町村と比べて非常に共通性が高いというところがこのポイントになってくるところが見えてきました。ですので、彼らがそこで培った林務移管のスキルセットというのを周辺の市町村の方々にも提供して、外貨を得て、我々町が投資した部分の中で利益を上げていくということではなくて、外貨を得て町に返していくということも想定した林務のセントラルキッチンというとあれですけれども、集中化していくというところの想定はあるのではないかなというところがあります。ただ、これは仮説ベースのお話ですし、そこにおける法律であったりとか、個人情報等の壁があったりとかというところは非常にまだ高いというふうには認識をしておりますので、こういった形で常に事業プランというものをリプランしながら進んでまいりたいというふうに思っております。よろしくお祈りします。

○議長（青羽雄士君） 最後の質問、お願いします。

（「すみません、議長」の声あり）

片山町長。

○町長（片山健也君） 議長のお許しをいただきましたので、前原議員に感想をお聞かせいただきたいと思っております。

前原議員は以前、株式会社ニセコ雪森孝舎に、前原議員が関わっている会社の役員を2名取締役として入れるようにということで、私のほうにお話をいただきました。それで、そのときにこれをしないと雪森考舎は今後大変なことになるとの言葉を言われました。

私は、このニセコ雪森考舎という株式会社は、町から独立した会社であり、町がその経営や役員などに関与することはできない、役場の子会社的なものではない

（「議長、質問していませんよ、そんなこと」）

というご説明をさせていただきました。

その次であります・・・

（「質問に関係ない返答じゃないですか、異議あり」の声あり）

今、雪森考舎に関連することです。

（「私の質問とは関係ありませんけども」の声あり）

雪森考舎に関連することです。

（「議長、異議あり」の声あり）

○議長（青羽雄士君） ただいまの町長の発言は反問権というふうに許可しますので、発言を続けてください。

○町長（片山健也君） 次に、2つ目ではありますが、その後、株式会社雪森考舎の全ての販路や企画を前原議員が関わる会社に任せること。これをしなければ、同社の駄目さを徹底的に追及する。予算も議会を通らないこととなるのお話をされました。

それで、私も前回は回答したとおり、同社の経営に町が関与することはできないし、前原議員の意向も会社に伝える考えはないと説明をさせていただきました。

こうした対応が前原議員のいろんな毎回の説明、質問に結びついてくるのかというようにち

よっと感じる場所があります。ただ、内容につきましては、私にとりましては利益誘導の取引提案のように関わったのでお断りさせていただきましたが、これについて何かご感想等あれば教えていただければと思います。

○議長（青羽雄士君） 前原議員、答弁願います。

○5番（前原孝植君） そのような印象操作みたいなような発言はもう控えてください。こっちも何とか町側、執行部側とこうやってお話をしようとして努力しているんですけども、対立構造を生むような発言をしているのはどちらですか、先ほどから。いいかげんやめてください。私の質問に答えるなら答えてもらって結構なんですけれども、意味のない反問権を使って、個人議員に対しての印象操作をするのは今後一切やめてください。

私は数字を持って、それに対して議論をしております、具体的に。それに対して執行部をおとしめるようなことなどしておりません。先ほどの鈴木課長のお話もそうですけれども、切実な話を聞かせていただきまして、私はそれに対して真摯に答えています。

もちろん理解していますよ。私だって75億円の財務管理と事業戦略をやっていますから。ウェブストアで10億円売ったときに、コールセンターがどれだけ鳴るか。どれだけの人たちからクレームが来て、消費者から。もう民間で考えると行政の比じゃないんですよ。もう5倍、10倍の大変な血へどを吐くような仕事を今までしてきたんです。なので鈴木課長がおっしゃることも理解しております。その中で、それにおいて今私たちが最善、最短でできることは何なのかということをご議論をするべき議場なのです。お互いのことをあだこうだ、言った言わないの話をするので何のメリットがあるんですか。それはこの議場じゃなくて外でやれば いいじゃないですか。

お願いします。この議場でお話しすることは、町民目線で、その発言だけでお願いします。以上です。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 私が発言したのは、前原議員は議場で言えばいいじゃないかということをしよっちゅうおっしゃいます。ですから、私たちに、役場へ来て大声を出したり、職員を苦しめたりしないで、この議場で発言していただきたいということをお願いしているんです。今言った雪森考舎のことも、そういう思いがあるんだったら、この議場でみんなの前で言われたほうがいいと思います。そういうことで、皆さんに私は情報共有とさせていただいたんです。純粋にまちづくりをお互いに建設的にやりたいというふうに思っておりますので、ぜひともご協力をよろしくお願いいたします。私はもう終わりです。以上です。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） あのですね、勘違いなされていると思いますけれども、私は確かに町長に何社か会社を紹介いたしました。その中でも、去年から行われているニセコ会議、こちらの会社参加者は60名、今回も70名いますけれども、そちらの会社は私の先輩が来まして、ニセコ町とつなげて、ニセコ町を活性化するためにニセコ会議ということをごちらで開催するようお願いしました。その開催の参加者の会社の参加者の人たちは、上場会社の社長さんが40名

か30名いらっしゃいます。時価総額で1兆円にもなります。そこら辺の人たちを紹介して、よりよいシステムの構築であったりとか、林業に関してのアドバイジングであったりとか、専門的なプロの、本当に日本でトップを走っている人たちがいるから、そちらの企業さんの話を聞いていただけませんかという話の中でのご紹介です。

利益誘導などということをして私がするのであれば、私は再三ここでお伝えしておりますが、お金は自分で投資で稼いでおります。もう何度も伝えてありますよ。ここの議員報酬、あなたたち、ここの議員の人たちは使っているかもしれませんが、私は1円も手をつけておりません。お金のためにやっているのではなく、先ほどお伝えしたように、町民に対しての誠実性、誠実さ、自分が何ができるか、それに対してだけ私は動いていますので、それだけご理解いただけますでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（青羽雄士君） 以上で反問権の行使を終了します。

一般質問を続けてください。

○5番（前原孝植君） 最後の質問とさせていただきます。

防災・危機管理対策におけるインフラ老朽化と情報伝達の課題。

近年、気候変動による異常気象の頻発や自然災害の激甚化が進む中、自治体の防災・危機管理対策の重要性が高まっています。特に本町においては、インフラの老朽化、リアルタイム監視の不十分さ、地域住民の情報リテラシーのばらつきなどが防災対策の課題として挙げられます。老朽化したインフラは災害時の被害拡大を招く可能性があり、リアルタイム監視の欠如は異常発生時の早期対応を困難にしています。また、住民の防災情報に対する理解度や活用能力の差が緊急時の避難行動や情報伝達の遅れにつながるおそれがあります。これらの課題を踏まえ、町として防災・危機管理の強化に向けた取組をどのように進めているのか、以下の点について質問いたします。

1、インフラ老朽化への対応について、町内の災害関連インフラ、橋梁、道路、排水施設、公共施設などの老朽化状況をどの程度把握しているか。老朽化が進んでいるインフラの優先的な改修・更新計画は策定されているか。財政的な制約がある中で、国や北海道の補助金・交付金を活用したインフラ整備の方針はどうなっているのか。

2、リアルタイム監視体制の強化について、町内の防災インフラ、河川水位、地滑り危険箇所、道路損壊などのリアルタイム監視システムの導入状況はどうなっているのか。住民や自治体職員がリアルタイムで情報を把握できる仕組みの導入を考えているのか。

3、住民の情報リテラシー向上について、町内の住民の防災意識や情報リテラシーの状況をどのように把握しているか。年齢層や生活環境による情報取得のばらつきをどのように解消していくのか。デジタル化が進む中、高齢者や外国人住民などに対する情報伝達の工夫、多言語対応、防災講習会、簡易な通知手段などはどうなっているのか。

4、緊急時の対応体制の改善について、過去の災害時における情報伝達の課題をどのように分析し、改善策を講じているのか、以下の点をお答えください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの前原議員のご質問にお答えいたします。

1つ目のご質問ですが、橋梁に関しては、国土交通省より平成26年に通達があり、法定点検と補修工事が義務化されており、平成27年に橋梁長寿命化計画を策定してございます。道路においても、平成25年に国からの指導により路面性状調査を行い、個別施設計画を策定しており、道路側溝については、平成29年に個別施設計画を策定し、更新計画を立てております。また、排水施設や公共施設についても同様に担当課で毎年適切に管理しているところでございます。

2つ目のご質問ですが、全ての状況をリアルタイムに把握することは難しいですが、関係機関が運用しているシステム、例えば北海道開発局が持っている河川水位データ、気象庁が持っているシステムなどを活用しつつ、町が運用している気象システムなどにおいて対応しているところでございます。また、必要に応じて新しいシステムの導入の検討を進めていきたいと考えております。

3つ目のご質問ですが、町民に対しては防災ガイドマップを作成し、全戸に配布し、防災ラジオで放送したり、広報ニセコ、まちづくり町民講座の開催、ホームページなどで防災情報を伝達しており、特に年齢層や生活環境に対応するため、平成15年にラジオニセコを開局しております。長年、防災に対応する仕組みとして情報伝達機能として優れているラジオを選択して開局したところでございます。また、外国人に向けても、SNSなどの活用により、訓練放送時には英語での情報を伝達しているところでございます。

次に、最後の質問でございますが、平成30年に発生した北海道胆振東部地震の際、多くの観光客がニセコ町内のホテルに缶詰となり、ホテルとの連携の必要性を感じておりますので、観光客への防災対策に向けて、ホテル事業者の方々との連携協定も含めて検討を進めてまいります。また、東日本大震災の折、初期段階で多くの自治体で物資の不足が発生し、確保が大変だったと聞いており、各企業との連携協定なども積極的に進めているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再質問させていただきます。

今の返答なんですけれども、やはり現状の修繕に関わるものであったり、インフラのことというのが、全てが表に出ているわけではございません。かつ、これを監視するというのもかなり大変なことなんです。このことに関して私は、デジタルがあれば何とかいろんなことがサポートできるんじゃないかなと思って考えております。に当たりまして、そういったデジタルが強いITの会社をニセコ町とドッキングさせて、包括連携協定を組んでいただきたい。そうすれば、第1番目のそういったシステムの管理のアプリであったり何なり、システムを構築することに関しては、システム構築費などを無償で提供できないかというようなネゴシエーション、交渉もできるんです、ニセコブランドがあれば。なので、私は町長にそういった企業さんを紹介しているということなんです。

今現状、お話の中にありますけれども、上下水道の水道管、こちらもニセコ町役場の担当者からお聞きしましたけれども、デジタルでの管理がされておられませんけれども、町長、こちら

のほうはどのように解決しますでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 石山課長。

○上下水道課長（石山康行） 今の前原議員の水道管路、下水道管路のデジタル化ということの質問だったと思うんですけども、まず水道の部分については、水道管路システムというのが入っております、一応その中で水道管路、ここにはV Pの何ぼ、ここには鑄鉄管の何ぼの径が入っているというシステムが入っております。その中で、令和5年4月、今、最新がその情報なんですけれども、その中では法定耐用年数って水道にはあるんですけども、それを超えているのは4.5%を超えていて、約95.5%はまだ40年の法定耐用年数は超えていないという、一応分かるシステムは入っております。

あと、また下水道のほうも、下水道の管路台帳というのは別にまた別なシステムが入っております、今、下水道の法定耐用年数は一応50年と言われております。その中で今一番ニセコ町で古い管路で、今、約30年前になりますので、まだその法定耐用年数まではまだ20年間、下水道のほうはまだ一番新しく更新しなきゃならないのも20年後以降ということになっておりますので、一応そういうシステムはあるということで報告させていただきます。

#### ◎閉会の宣告

○議長（青羽雄士君） 本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、明日3月14日の議事日程は当日配付いたします。

本日は大変お疲れさまでした。

散会 午後 5時48分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 小 松 弘 幸 (原本自署)

署 名 議 員 芥 藤 うめ子 (原本自署)